

那覇市国土強靱化地域計画

那 覇 市

令 和 3 年 2 月

計画策定・修正一覧

版数	策定・修正年月日	策定・修正内容	編集発行部署
初版	令和3年2月24日	新規策定	防災危機管理課
第2版	令和4年3月30日	別紙2修正	防災危機管理課

目次

第1章 計画策定の趣旨等

第1節	計画策定の趣旨	1
第2節	計画の位置づけ	2
第3節	地域防災計画との関係	2
第4節	計画期間	3
第5節	基本的な進め方	3

第2章 本市の地域特性及び災害想定等

第1節	自然的条件	5
第2節	社会的条件	7
第3節	災害の想定	9

第3章 地域強靱化の基本的な考え方

第1節	基本目標	24
第2節	事前に備えるべき目標	24
第3節	地域強靱化を推進する上での基本的な方針	25

第4章 脆弱性評価と推進施策

第1節	脆弱性評価	26
第2節	脆弱性評価と推進施策	28
第3節	施策分野別の推進施策	79

第5章 推進施策等の重点化と計画の推進

第1節	推進施策等の重点化	110
第2節	関連計画等の必要な見直し	111
第3節	本計画の進捗管理と不断の見直し	111

【別紙1】 リスクシナリオに対する推進施策一覧

【別紙2】 推進施策に係る個別事業一覧

第1章 計画策定の趣旨等

第1節 計画策定の趣旨

平成25年12月11日、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が公布・施行された。

基本法では、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくり（以下「国土強靱化」という。）の推進に関し基本理念を定め、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するうえで基本となる事項等を定めたものである。

その基本理念として、国土強靱化に関する施策の推進は、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であると、国土強靱化に係る国の計画等の指針となるべきものとして、平成26年6月、同法第10条の規定により「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定された。

基本法第4条は、地方公共団体の責務として、国土強靱化に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有すると定めており、また、同法第13条は、都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、その区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができるとしている。

これらを踏まえ、基本計画、沖縄県国土強靱化地域計画と調和を図りつつ、国や県、他自治体、民間事業者などの関係者相互の連携のもと、いかなる災害等が発生しようとも、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域の強靱化を総合的、計画的に推進する指針として、「那覇市国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定するものである。

【基本法抜粋】

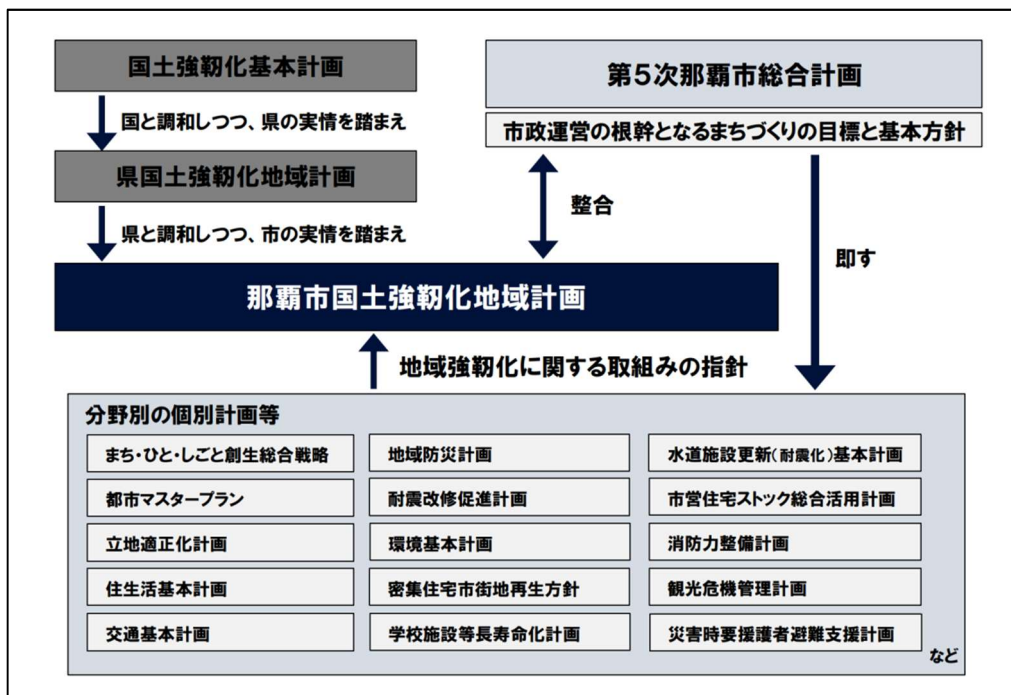
強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法
（国土強靱化地域計画）

第十三条 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

第2節 計画の位置づけ

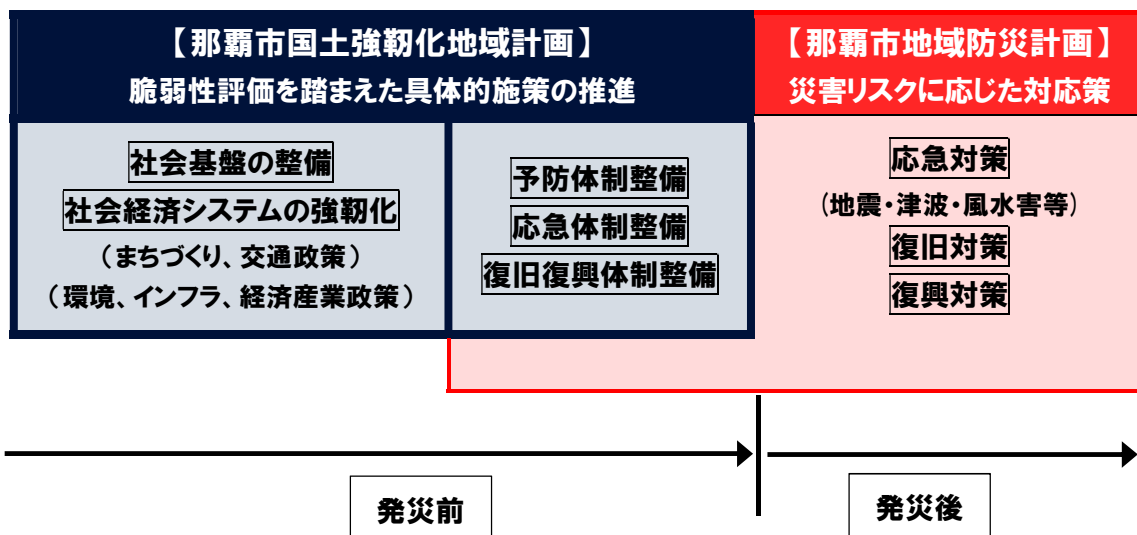
本計画は、基本法第13条の規定に基づき策定するものであり、地域の強靱化に係る本市が有する各種計画等の指針となるものである。

なお、本計画は、基本法第14条の規定により基本計画との調和が保たれたものとするとともに、本市の「第5次那覇市総合計画」と整合を図るものとする。



第3節 地域防災計画との関係

地域防災計画は、地震や津波災害、風水害など災害リスクに応じ、主に発災時と発災後の応急対策や復旧・復興対策を対象とする計画であるのに対し、国土強靱化地域計画は、主に発災前の施策を対象とし、あらゆるリスクを想定のうえ最悪な事態を回避できるような「強さ」と「しなやかさ」を持った社会基盤や行政機能、地域社会、地域経済を事前に構築していこうとする計画である。



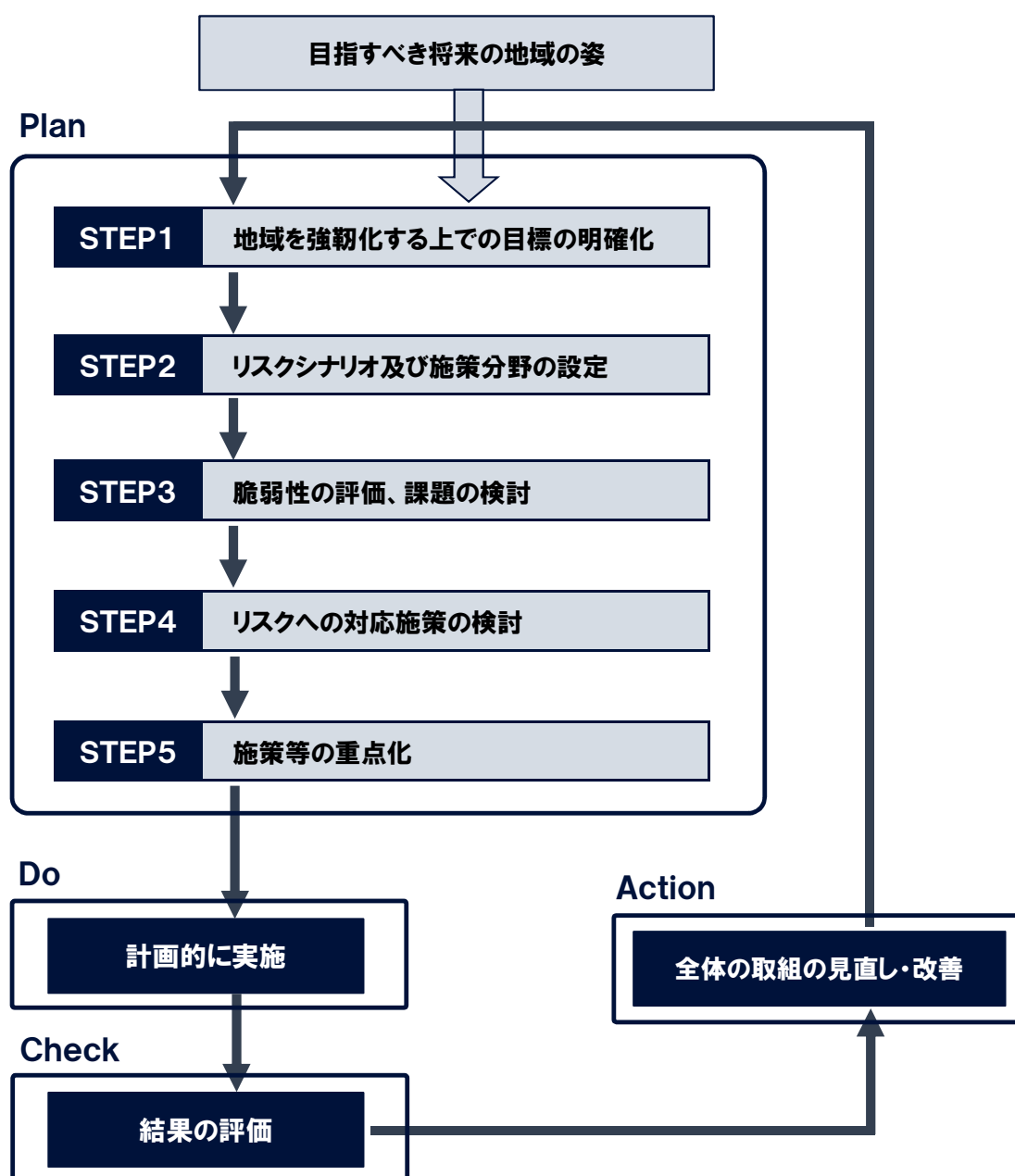
第4節 計画期間

本計画の期間は、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間とし、概ね5年ごとに計画全体を見直すこととする。

なお、計画期間中においても、那覇市総合計画をはじめとする各種計画等との整合性や施策の進捗状況、本市を取り巻く社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

第5節 基本的な進め方

本計画は、国の「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」に示された手順を参考に、次のSTEP1からSTEP5の手順で策定する。



【持続可能な開発目標（SDGs）への対応】

「持続可能な開発目標（SDGs: Sustainable Development Goals）」は、2015年9月の国連で採択された「持続可能な開発のため 2040 アジェンダ」に記載されている 2016 年から 2030 年までの国際開発目標であり、相互に密接に連携した 17 のゴール（目標）と具体的な 169 のターゲット及び 232 の指針から成り、世界全体の経済、社会及び環境の三側面を不可分のものとして調和させ、誰一人取り残すことなく持続可能な世界を実現するために先進国と開発途上国が共に取組むべき国際社会全体の普遍的な目標である。

本計画は、「持続可能な開発目標（SDGs）」の目標 11（住み続けられるまちづくり）、目標 13（気候変動に具体的な対策を）等の達成に資するものである。



目標 11 [持続可能な都市]
包摂的で安全かつ強靭で持続可能な都市及び人間居住を実現する



目標 13 [気候変動]
気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる

第2章 本市の地域特性及び災害想定等

第1節 自然的条件

1 位置及び地形・地質

本市は、沖縄本島の南部、東シナ海に面し、東経 127 度 38 分 18 秒から 127 度 44 分 25 秒、北緯 26 度 10 分 19 秒から 26 度 14 分 32 秒の間、鹿児島島の南方およそ 603 キロメートルのところにある。地形は東西 10.3 キロメートル、南北 7.8 キロメートル及びその間を国場川、北に安里川及び安謝川が西流し、東方は小丘陵をなし、西は那覇港を擁して慶良間諸島に対している。

地質構造は、全体として北側に傾斜する構造をなしているが、真和志中央部においては、盆状構造の断面に似た地質が見られ、首里地区ではドーム型地質構造をなす地域も見受けられる。地質は大別して第三紀中新世の島尻層、第三紀鮮新世から第四紀更新世にかけての琉球石灰岩及び完新世の離水珊瑚礁からなっているが、海岸沿いにおいては海浜堆積物からなるところもある。旧市街地及び首里から天久、安謝における一帯並びに識名あたりで琉球石灰岩が露出し、その他の地域の地表面は島尻層からなっている。

2 活断層

活断層の存在は、地震災害の危険性を考える上ではきわめて重要である。活断層研究会編（1991 年）によれば、沖縄本島中南部には活断層が集中していることが指摘されている。この地域の活断層は琉球石灰岩の地層を切るもので、活断層の确实度は高くなっている。金武湾西岸、浦添市—西原町にかけて、糸満市にある活断層は明瞭な活断層である。一方、本市域には、首里にやや明瞭な活断層がある。

3 気象

本市は、ユーラシア大陸の東の亜熱帯に位置し、西側に東シナ海を臨む。島嶼のため、海洋の影響が大きく、その気候は亜熱帯海洋性気候といわれる。四季を通じて温暖で、気温の年較差（約 12℃）及び日較差（約 5℃）は本土に比べて小さい一方で、湿度は高く、また、発達期の台風の主要経路に当たっており、しばしばその影響を受ける。

冬は大陸の高気圧の張り出しにより、北～北東の季節風が卓越し、時折小雨を伴う曇りの日が多いが、最低気温が 10℃以下となる日は少ない。例年 10 月頃になると「新北風」（ミーニシ）が吹き始め、北よりの季節風は特に 12 月から 2 月にかけて卓越する。

5 月中旬から 6 月下旬の始めにかけて「小満芒種」と呼ばれる雨期（梅雨）があり、この雨期明けとともに本格的な夏が訪れ、台風期に入る。台風による最大風速の記録としては、昭和 24 年（1949 年）6 月 20 日デラ台風による東北東の風 49.5m/s、最大瞬間風速は、昭和 31 年（1956 年）9 月 8 日エマ台風による南の風 73.6m/s となっており、早い年には 4 月から、遅い年には 12 月まで台風の襲来に見舞われることもある。

4 過去の災害履歴

① 台風

本市における風水害は、主に台風によって引き起こされている。大きな被害を受けたものとしては、死者4人、全壊家屋67戸の被害となった昭和36年の台風23号（ティルダー）や、床上浸水1,758戸となった昭和40年の台風15号（ジーン）等があげられる。それ以後も、風水害による災害はほぼ毎年発生しているが、非木造建物の建て替え等が進み、大きな人的被害を含む災害は平成3年の台風9号（死者1人）以後発生していない。

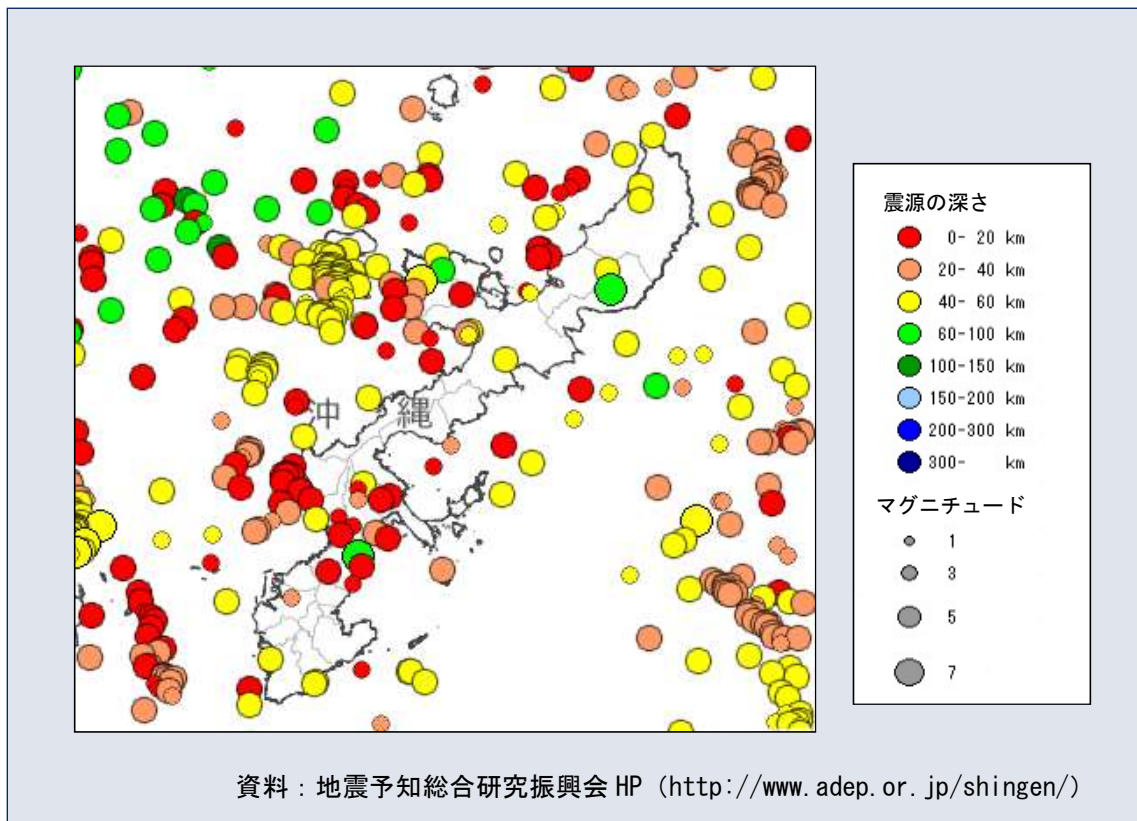
② 火災

平成30年の火災発生件数は86件で、平成21年から平成30年までの10年間の平均火災発生件数は89件である。また、都心部を中心に高層建築物が急増する等、都市構造の高度化が進み、消火活動が複雑化してきている。

③ 地震

沖縄本島で被害があったとの記録があるのは、資料編に示した9地震である。それぞれの地震被害の状況についてはあまり記録が残っていないが、甚大な被害は発生していない。また、主な被害としては、耐震性の低い石垣の倒壊が多く発生している。

【沖縄本島付近の震央分布図（明治33～平成30年）】



第2節 社会的条件

1 人口

本市の人口は戦後急増し、昭和60年には30万人を超えたが、平成7、12年で減少に転じた。その後、再度増加に転じ、平成27年国勢調査においては319,435人（平成22年比3,481人増）となっている。

世帯数は一貫して増加しているが、一世帯当たりの構成人員は減少傾向にある。また、老年人口の割合は年々増加しており、高齢化が進行している。

【市の人口推移】

年	人口 (人)	増 加		世帯数 (世帯)	一世帯当 たり構成 人員(人)	老 年 人 口			
		数 (人)	率 (%)			人 口 (人)	割 合 (%)	県割 合 (%)	全国 割 合 (%)
昭和55年	295,778	772	0.3	86,891	3.40	19,649	6.6	7.8	9.1
昭和60年	303,674	7,896	2.7	93,199	3.26	23,086	7.6	8.6	10.3
平成2年	304,836	1,162	0.4	99,846	3.05	27,480	9.0	9.9	12.0
平成7年	301,890	△2,946	△1.0	104,530	2.89	33,816	11.2	11.7	14.5
平成12年	301,032	△853	△0.3	111,788	2.69	42,544	14.1	13.8	17.3
平成17年	312,393	11,361	3.8	122,613	2.55	51,356	16.4	16.1	20.1
平成22年	315,954	3,561	1.1	129,512	2.44	55,644	17.8	17.4	23.0
平成27年	319,435	3,481	1.1	135,532	2.36	63,513	20.3	19.6	26.6

資料：国勢調査

2 道路交通

本市の道路網は、国道58号、329号、330号等の国道8路線と、国際通り、那覇糸満線等の県道20路線、ほぼ1,500本の市道から成り立っている。

国道58号、330号、臨港道路等の南北方向の広域的交通軸はある程度整備されているが、東西を結ぶ道路軸は国道329号、環状2号線等で南北軸と比べ弱い状況にある。

生活道路は、市道の7割が幅員5.5m未満と狭い道路が多く、また私道・農道についても全体的に幅員が狭く、行き止まりとなっている道路も多い。

3 建物

近年、都市構造の高度化、高層建築物の急増等により、本市の建物構造は鉄筋コンクリートが中心である。平成 30 年度の家屋総棟数は 54,640 棟で、非木造が 88.7%、木造が 11.3%である。

都市部の住宅地においては、都市基盤整備の遅れや地価の高騰等により、建物の建て替えができない老朽化した鉄筋コンクリート造や木造住宅が密集している地域もあるが、近年に建てられた大規模なマンション及び商業ビル等と混在した市街地を形成している。

郊外部においては、都市基盤整備が不十分なまま、スプロール的に戸建住宅地が広がり、斜面緑地等での宅地化も進行している。

4 産業

平成 27 年国勢調査での産業構造別人口は、第一次産業 840 人、第二次産業 12,475 人、第三次産業 101,142 人となっており、第三次産業の中でも特に卸売・小売業、サービス業及び宿泊・飲食業が占める割合が高く、観光産業に特化している。

【産業構造別人口】

	第一次産業 就業（人）	第二次産業 就業（人）	第三次産業 就業（人）	第三次産業の上位産業			
				卸売・ 小売業	医療・ 福祉	サービ ス業	宿泊・ 飲食業
平成 27 年	840	12,475	101,142	19,195	15,626	10,987	9,818

資料：国勢調査

また、本市における平成 29 年度の年間入域観光客は 840 万人を超え、前年比 8.8% 増となっている。この内、国内客は約 622 万人（前年比 104.1%）、外国客は約 222 万人（前年比 124.5%）であり、国内客と比べ外国客の増加が目立つ。

【年間入域観光客】

	入込観光客数		国内客		外国客	
	人数（人）	対前年比	人数（人）	対前年比	人数（人）	対前年比
平成 27 年度	7,142,729	104.7%	5,720,742	98.0%	1,421,987	144.2%
平成 28 年度	7,767,042	108.7%	5,981,552	104.6%	1,785,490	125.6%
平成 29 年度	8,446,663	108.8%	6,224,222	104.1%	2,222,441	124.5%

資料：国勢調査

5 土地利用

民有地面積は、平成 29 年で畑が 0.235km² (1.1%)、宅地が 16.082km² (73.4%)、山林・原野が 0.249km² (1.1%)、雑種地・その他が 5.357km² (24.4%) となっている。

平成 11 年からの推移では、宅地は増加傾向であるのに対し、畑は減少傾向を示している。

【土地利用変遷の状況】

土地利用	平成 11 年		平成 20 年		平成 29 年	
	面積 (km ²)	構成比 (%)	面積 (km ²)	構成比 (%)	面積 (km ²)	構成比 (%)
畑	0.696	3.0	0.428	1.9	0.235	1.1
宅地	15.139	66.2	15.997	72.4	16.082	73.4
山林・原野	0.391	1.7	0.305	1.4	0.249	1.1
雑種地・その他	6.641	29.0	5.366	24.3	5.357	24.4
合計	22.867	100.0	22.096	100.0	21.923	100.0

資料：沖縄県統計年鑑

第 3 節 災害の想定

1 台風

本市が過去に大規模な被害を受けた台風を事例にして同規模の災害を想定する。ただし、現在の社会状況等から死傷者、住宅等の被害数は変動することを考慮する。

1 名称	台風 23 号 (ティルダー)		
2 襲来年月日	昭和 36 年 10 月 1 日～3 日		
3 最大風速	北の風 40.0m/s		
4 総降水量	230.4mm		
5 人的被害	死者 4 人		
6 家屋被害	全壊家屋 67 戸	半壊家屋 186 戸	床上浸水 749 戸
	全壊公共家屋 6 戸	半壊公共家屋 8 戸	床下浸水 638 戸
	全壊非家屋 1 戸	半壊非家屋 5 戸	

2 洪水浸水想定

本市の水位周知河川である安里川、真嘉比川、久茂地川、安謝川、国場川について、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づく浸水想定区域を指定している。本市に係る洪水浸水想定区域図は次ページ以降に示す。

3 土砂災害危険箇所・警戒区域等

本市には、土砂災害が予想される危険箇所等が多数あり、土砂災害対策が推進されている。平成 30 年 3 月時点で、本市における土砂災害危険箇所は 85 箇所、土砂災害警戒区域は 95 箇所である。

【市内の土砂災害危険箇所・区域一覧（平成 30 年 3 月時点）】

土砂 災害危険箇所・警戒区域	種別	箇所数
土砂災害危険箇所	土石流危険溪流（Ⅰ）	2
	急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅰ）	65
	急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅱ）	2
	地すべり危険箇所	16
	合 計	85
土砂災害警戒区域等	土石流警戒区域	2
	急傾斜地の崩壊警戒区域	78
	地すべり警戒区域	15
	合 計	95

※Ⅰは被害想定区域内に人家が5戸以上ある箇所、Ⅱは被害想定区域に人家が1～4戸ある箇所
資料：沖縄県地域防災計画 資料編（平成 30 年 3 月）

4 高潮浸水想定

県では、本県に襲来する台風の特徴をもとに、大きな被害をもたらすおそれがある台風の経路及び中心気圧（最低中心気圧 870hPa）を想定して、波浪と高潮による浸水区域を予測している。調査は平成 18 年度に本島沿岸域を対象に実施しており、本市に係る予測結果の概要は次のとおりであり、高潮浸水想定区域図は次ページに示す。

【高潮浸水想定概要】

対 象	想定台風の経路	浸水予測
本島沿岸域	①沖縄本島西側を北上 ②沖縄本島南側を西進 ③沖縄本島東側を北上	本島南部では海岸に沿って広がっている低地、本島北部や周辺諸島では海岸や河川に沿って点在する低地が浸水

5 地震被害想定

「沖縄県地震被害想定調査」（平成 25 年度）に基づき、本市の大規模地震・津波による物的・人的被害想定の結果が公表されている。

① 想定地震

本県の陸地部及び周辺海域で発生するおそれがある地震から、次の 20 の想定地震が設定されている。その中で、本市において想定される震度は、「6 強」が 1、「6 弱」が 6、「5 強」が 5、「4」が 3 となっており、想定地震の概要は次のとおりである。

【地震・津波被害予測の想定地震一覧】

想定地震	深さ (km)	計測震度※(那覇市)			震度 (那覇市)	マグニチュード	備考
		最大値	最小値	平均値			
沖縄本島南部断層系による地震	3	6.1	5.4	5.8	6 弱	7.0	平成 21 年度沖縄県地震被害想定調査
伊祖断層による地震	3	6.5	5.4	5.8	6 弱	6.9	
石川-具志川断層系による地震	3	5.7	4.8	5.2	5 強	6.9	
沖縄本島南部スラブ内地震	30	6.4	5.9	6.1	6 強	7.8	
宮古島断層による地震	3	2.9	2.6	2.7	3 以下	7.3	
八重山諸島南西沖地震	2	3.3	3	3.1	3 以下	8.7	平成 23・24 年度津波被害想定
八重山諸島南方沖地震	2	3.9	3.6	3.7	4	8.8	
八重山諸島南東沖地震	2	5.2	4.9	5.1	5 強	8.8	
沖縄本島南東沖地震	2	5.7	5.5	5.6	6 弱	8.8	
沖縄本島東方沖地震	2	5.7	5.4	5.5	6 弱	8.8	
石垣島南方沖地震	1	3.0	2.7	2.8	3 以下	7.8	
石垣島東方沖地震	0.3	3.5	3.2	3.3	3 以下	8.0	
石垣島北方沖地震	2	3.5	3.2	3.3	4	8.1	
久米島北方沖地震	2	5.4	5.0	5.1	5 強	8.1	
沖縄本島北西沖地震	2	5.3	5.0	5.1	5 強	8.1	
沖縄本島南東沖地震 3 連動	2	6.0	5.7	5.9	6 弱	9.0	
八重山諸島南方沖地震 3 連動	2	5.4	5.1	5.2	5 強	9.0	
沖縄本島北部スラブ内地震	30	5.8	5.4	5.6	6 弱	7.8	
宮古島スラブ内地震	30	4	3.7	3.8	4	7.8	
石垣島スラブ内地震	30	3.4	3.1	3.2	3 以下	7.8	

※計測震度：地震観測点で震度計によって測定された、地表の揺れ(地震動)の強さの程度を数値化した震度。基本的には周期 0.1～1.0 秒の地震波の加速度の大きさに基づいており、体感による震度とほぼ一致するように定められている。

② 予測項目・条件

予測する主な項目は、各々の地震による震度(地震動)、液状化危険度、建物被害(揺れ、液状化、土砂災害、津波、地震火災)、人的被害、ライフライン被害、交通施設被害、生活機能支障、災害廃棄物被害、避難者、要配慮者被害が設定されている。

なお、火災や人的被害に影響する発生の季節や時刻等は、県民や観光客の滞留、就寝、火気の使用等の状況を考慮し、冬の深夜、夏の 12 時、冬の 18 時の 3 シーンとし想定されている。

③ 予測結果の概要

本市における死者数は、沖縄本島南東沖地震3連動のケースが最も多く（235人）、そのほとんどは津波によるものである。次いで死者数が多いのは、沖縄本島南部スラブ内地震（186人）となり、そのほとんどは建物倒壊によるものである。

建物被害（全壊）については、沖縄本島南部スラブ内地震による地震のケースが最も多く（10,230棟）、その大半が「地震の揺れ」による建物被害である。次いで沖縄本島南東沖地震3連動（7,916棟）となるが、この地震では「津波」と「地震の揺れ」によるものとなっている。

ライフラインとなる上下水道については、沖縄本島南東沖地震3連動地震の被害が最も多く、地震直後の断水人口は24,538人、下水道の支障人口は282,837人、電力についても、沖縄本島南東沖地震3連動の被害が最も多く、停電軒数は21,924軒に上る。

④ 市町村一律の直下型地震

「① 想定地震」は、本県において発生する可能性が高い地震等から設定したものであるが、地震の多い我が国では、どの地域においてもマグニチュード6.9程度の直下型地震が起こりうる。

そこで、県では市町村の地震対策（地震防災マップ作成等）の基礎資料となるように、県下各市町村の直下でマグニチュード6.9の地震を想定し、震度、液状化、建物被害を予測している。

【市域における被害量予測一覧（震度5強以上）】

想定項目			沖縄本島 南部断層 系地震	伊祖断層 地震	石川-具 志川断層 系地震	沖縄本島 南部スラ ブ内地震	八重山諸 島南東沖 地震	沖縄本島 南東沖 地震	沖縄本島 東方沖 地震	久米島北 方沖地震	沖縄本島 北西沖 地震	沖縄本島 南東沖 地震3連 動	八重山諸 島南方沖 地震3連 動	沖縄本島 北部スラ ブ内地震	一律地震 動	
建物被害	全壊	合計	棟	3,922	3,830	428	10,230	212	5,143	1,589	1,933	317	7,916	719	1,881	2,409
		うち津波	棟	0	0	0	0	0	3,371	0	1,301	0	3,285	0	0	0
	半壊	合計	棟	9,903	9,333	1,814	15,295	962	8,657	5,109	6,587	1,198	13,599	2,075	5,851	7,145
		うち津波	棟	0	0	0	0	0	3,569	0	5,063	0	3,466	0	0	0
人的被害	死者数	合計	人	51	51	4	186	2	175	17	40	3	235	5	23	31
		うち津波	人	0	0	0	0	0	158	0	39	0	174	0	0	0
	負傷者 数	合計	人	2,333	2,223	392	4,408	199	3,683	1,163	1,064	235	5,524	395	1,341	1,673
		うち津波	人	0	0	0	0	0	2,674	0	871	0	3,106	0	0	0
	要救助 者数	合計	人	1,864	1,810	149	5,173	28	682	612	79	42	2,238	127	755	1,038
		うち津波	人	0	0	0	0	0	16,631	0	14,560	0	19,131	0	0	0
津波に伴う要捜索者数	人	0	0	0	0	0	0	2,833	0	910	0	3,281	0	0	0	
ライフライン被害	上水道	断水人口	人	638	1,276	0	12,437	0	16,125	319	5,989	0	24,538	0	638	1,594
	下水道	支障人口	人	62,842	63,222	43,813	74,663	36,788	282,837	55,743	282,837	45,067	282,837	47,778	60,169	62,143
	電力	停電軒数	軒	12,127	11,798	142	21,564	0	15,090	5,126	4,464	0	21,924	0	7,338	9,293
	通信 施設	不通回線数	回線	15,905	15,580	216	28,889	0	28,425	6,600	9,782	0	36,360	0	9,521	12,118
避難者	避難所内		人	5,865	5,609	901	11,556	470	31,189	2,756	25,652	592	37,143	1,168	3,205	3,980
	避難所外		人	3,910	3,739	601	7,704	313	16,047	1,837	12,966	394	19,548	778	2,136	2,653
要配慮者被害			人	1,132	1,082	174	2,230	91	6,018	532	4,950	114	7,167	225	618	768

※ライフライン被害は発災直後の被害想定

※避難者及び要配慮者被害は地震1日後の被害想定

※数値は各シーン等における最大値

資料：沖縄県地震被害想定調査（平成25年）

6 津波浸水想定

本市の津波による浸水想定は、「沖縄県津波・高潮被害想定調査」（平成 18・19 年度）、「沖縄県津波被害想定調査」（平成 24 年度）、「沖縄県津波被害想定調査」（平成 26 年度）に基づき、津波の浸水想定区域、津波到達時間等の結果が公表されている。

① 切迫性の高い津波（「沖縄県津波・高潮被害想定調査」（平成 18・19 年度））

No.	波源位置（モデル名）	断層長さ	断層幅	すべり量	マグニチュード ^{※1}
①	沖縄本島北方沖（C01）	80km	40km	4m	7.8
②	沖縄本島南東沖（D01W）	80km	40km	4m	7.8
③	沖縄本島南西沖（H9RF）	80km	40km	4m	7.8
④	久米島北方沖（B04E）	80km	40km	4m	7.8
⑤	久米島南東沖（C02）	80km	40km	4m	7.8
⑥	宮古島東方沖（C04W）	80km	40km	4m	7.8
⑦	宮古島南東沖（D06N）	80km	40km	4m	7.8
⑧	宮古島西方沖（C05E）	80km	40km	4m	7.8
⑨	石垣島東方沖 1（C06W）	80km	40km	4m	7.8
⑩	石垣島東方沖 2（NM11）	60km	30km	20m	7.8
⑪	石垣島南方沖（IM00）	40km	20km	20m	7.7
		15km	10km	90m	— ^{※2}
⑫	石垣島北西沖（A03N）	80km	40km	4m	7.8
⑬	与那国島北方沖（A01N）	80km	40km	4m	7.8
⑭	与那国島南方沖（GYAK）	100km	50km	5m	7.9

※1：マグニチュードはモーメントマグニチュードを示す。

※2：地すべりを想定しているため、マグニチュードで示すことができない。

② 最大クラスの津波（「沖縄県津波被害想定調査」（平成 24 年度））

No.	断層名	断層長さ	断層幅	すべり量	マグニチュード ^{※1}
①	八重山諸島南西沖地震	270km	70km	20m	8.7
②	八重山諸島南方沖地震	300km	70km	20m	8.8
③	八重山諸島南東沖地震	300km	70km	20m	8.8
④	沖縄本島南東沖地震	300km	70km	20m	8.8
⑤	沖縄本島東方沖地震	300km	70km	20m	8.8
⑥	石垣島南方沖地震 ^{※2}	40km	20km	20m	7.8
		15km	10km	90m	— ^{※3}
⑦	石垣島東方沖地震 ^{※2}	60km	30km	20m	8.0
⑧	与那国島北方沖地震	130km	40km	8m	8.1
⑨	石垣島北方沖地震	130km	40km	8m	8.1
⑩	多良間島北方沖地震	130km	40km	8m	8.1
⑪	宮古島北方沖地震	130km	40km	8m	8.1
⑫	久米島北方沖地震	130km	40km	8m	8.1
⑬	沖縄本島北西沖地震	130km	40km	8m	8.1
⑭	3 連動 沖縄本島 南東沖地震	240km	70km	20m	9.0
		170km	70km	20m	
		260km	70km	20m	
⑮	3 連動 八重山諸島 南方沖地震	200km	70km	20m	9.0
		175km	70km	20m	
		300km	70km	20m	

※1：マグニチュードはモーメントマグニチュードを示す。

※2：1771 年八重山地震津波の再現モデル

※3：地すべりを想定しているため、マグニチュードで示すことができない。

③ 最大クラスの津波（「沖縄県津波被害想定調査」（平成 26 年度））

No.	断層名		断層長さ	断層幅	すべり量	マグニチュード [*] ※1
①	八重山諸島南西沖地震		270km	70km	20m	8.7
②	八重山諸島南方沖地震 ^{※2}		300km	70km	20m	8.8
③	八重山諸島南東沖地震		300km	70km	20m	8.8
④	沖縄本島南方沖地震		100km	50km	12m	8.2
⑤	沖縄本島南東沖地震 ^{※4}		100km	50km	12m	8.2
⑥	沖縄本島東方沖地震		100km	50km	12m	8.2
⑦	沖縄本島北東沖地震		100km	50km	12m	8.2
⑧	石垣島南方沖地震 ^{※2}		40km	20km	20m	7.8
			15km	10km	90m	— ^{※3}
⑨	石垣島東方沖地震 ^{※2}		60km	30km	20m	8.0
⑩	与那国島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑪	石垣島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑫	多良間島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑬	宮古島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑭	久米島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑮	沖縄本島北西沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑯	3 連動	八重山諸島 南方沖地震	200km	70km	20m	9.0
			175km	70km	20m	
			300km	70km	20m	

※1: マグニチュードはモーメントマグニチュードを示す。

※2: 1771 年八重山地震津波の再現モデル。

※3: 地すべりを想定しているため、マグニチュードで示すことができない。

※4: 1791 年の地震の再現モデル。

次ページ以降に、津波浸水想定結果を示す。なお、津波の高さや時間等の意味は、以下のとおりである。

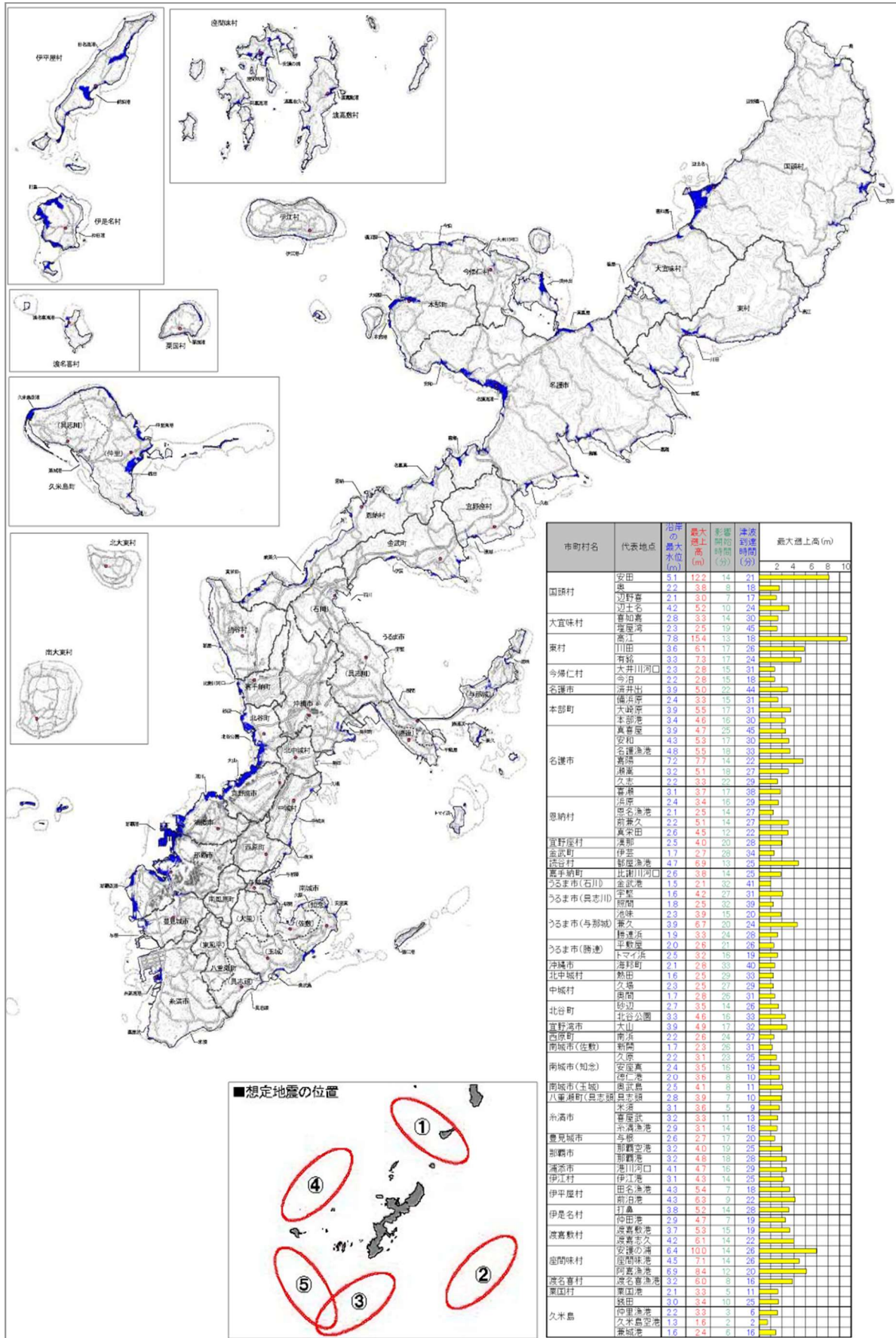
「沿岸の最大水位」：沿岸の沖合で最大となる津波の水位

「影響開始時間」沿岸の沖合の水位が、地震発生時から 50cm 上昇するまでの時間

「津波到達時間」津波第 1 波のピークが沿岸の沖合に到達するまでの時間

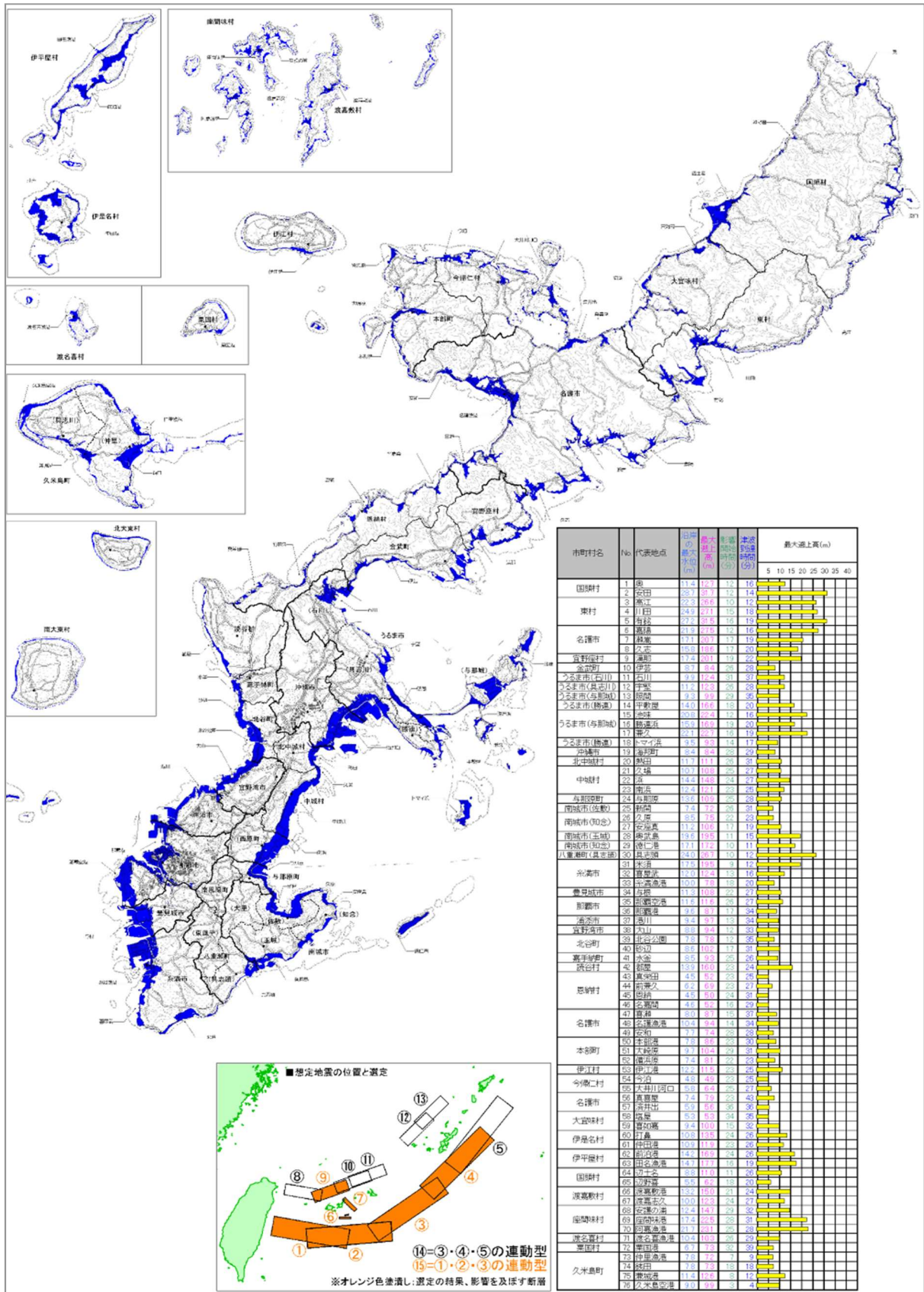
「最大遡上高」津波が到達する最も高い標高

【平成 18 年度 津波浸水想定結果（沖縄本島及び慶良間諸島沿岸域）】



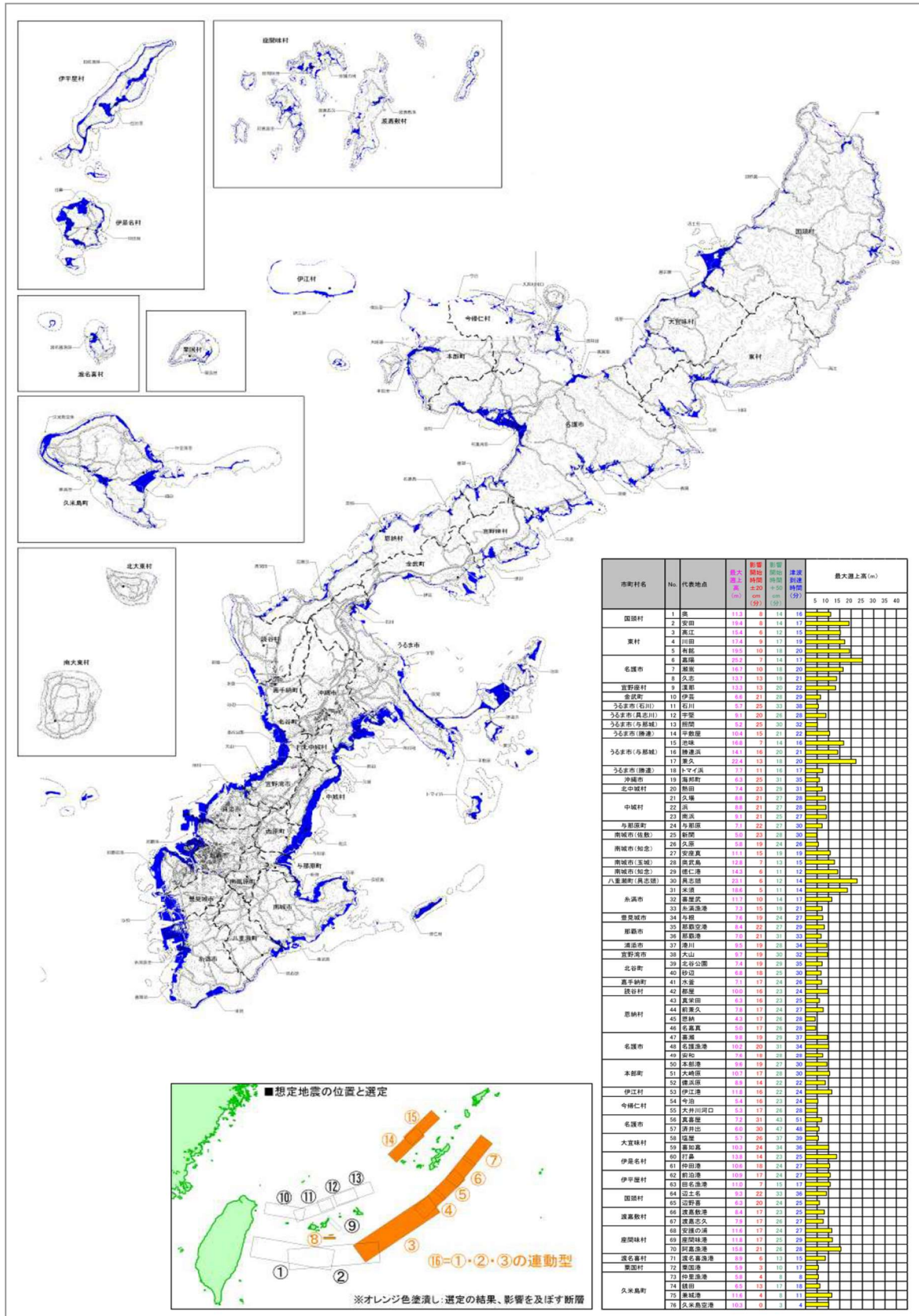
【平成 24 年度 最大クラスの津波浸水想定結果（沖縄本島及び慶良間諸島沿岸域）】

※東北地方太平洋沖地震による津波被害を鑑みて、琉球海溝の想定モデルを最大マグニチュード 9.0 に設定。



【平成 26 年度 最大クラスの津波浸水想定結果（沖縄本島及び慶良間諸島沿岸域）
（津波防災地域づくりに関する法律に基づく設定）】

※平成 24 年度想定以降、新たな知見（津波履歴等）を踏まえ、沖縄本島側の琉球海溝の想定モデルを最大マグニチュード 8.2 に設定。



7 津波災害警戒区域

津波災害警戒区域（通称：イエローゾーン）とは、最大クラスの津波に対して津波被害を防止するため、警戒避難体制の整備を行うことにより、市民等が平常時には通常の日常生活や経済社会活動を営みつつ、いざというときには津波から「逃げる」ことができるよう、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき知事が指定する区域であり、本市では、沿岸部が指定されている。

8 想定する災害

本計画の作成にあたっては、本市の地形、地盤・地質特性、気象などの自然的条件に加え、人口、土地利用の現況等の社会的条件及び過去に発生した災害を勘案し、本市において発生するおそれがある災害を想定し、これを基礎とした。

本計画の作成の基礎として想定する主な災害は、次のとおりである。

【想定災害】

1. 地震災害（津波災害、液状化を含む）
○建物、ライフライン、交通施設等の被害による災害
2. 風水害
○台風に伴う大雨による河川・水路の氾濫、浸水及び破堤等による災害
○台風に伴う強風による家屋の倒壊等による災害
○豪雨に伴う河川・水路の氾濫、浸水及び破堤等による災害
○低地部等の排水不良による浸水等による災害
○台風による高潮災害
3. 土砂災害
○台風に伴う大雨や地震による崖崩れ・土石流・地すべりによる災害
4. 大規模事故
○大規模な交通事故（道路事故、鉄道事故）
○航空機事故
○大規模な火災
5. 危険物等災害
○消防法で規定する「危険物」による災害
○高圧ガス保安法で規定する「高圧ガス」による災害
○火薬類取締法で規定する「火薬類」による災害
○毒物及び劇物取締法で規定する「毒物」、「劇物」、「特定毒物」による災害
6. 海上災害
○船舶等による油流出事故 ※市域沿岸及びその地先海域において、船舶及び貯油施設（屋外貯蔵タンク等）等の事故による大量の油の流出、火災
○海難事故 ※船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等の発生
7. 放射線災害
○火災、その他の災害が起こったこと等による放射線の放出又は運搬中の事故に伴う放射性物質の漏えい等の発生

第3章 地域強靱化の基本的な考え方

第1節 基本目標

国の基本計画や沖縄県国土強靱化地域計画に掲げられた基本目標を踏まえ、次の4つを「基本目標」とし、国土強靱化を図るための関連施策を推進する。

I	人命の保護が最大限図られること
II	市の重要な機能が致命的な障害をうけず維持されること
III	市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
IV	迅速な復旧復興

第2節 事前に備えるべき目標

前項の4つの基本目標の達成に向けたより具体的な目標として、次の8つの「事前に備えるべき目標」を定める。

①	直接死を最大限防ぐ
②	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
③	必要不可欠な行政機能は確保する
④	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
⑤	経済活動を機能不全に陥らせない
⑥	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
⑦	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
⑧	地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

第3節 地域強靱化を推進する上での基本的な方針

本市の地域強靱化の基本目標を実現するため、過去の災害から得られた経験等を最大限に活用しつつ、次の方針に基づき推進する。

1 地域強靱化の取組姿勢

- (1) 本市の強靱性を損なう本質的原因として何が存在しているかをあらゆる側面から吟味しつつ、取組にあたる。
- (2) 短期的な視点によらず、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組にあたる。
- (3) 各地域の特性を踏まえ、地域間の連携を強化するとともに、災害に強いまちづくりを進めることにより、地域を活性化し、個性と活力にあふれる持続可能な発展につなげていく視点を持つ。
- (4) 本市の経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化する。

2 適切な施策の組み合わせ

- (1) 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備する。
- (2) 「自助」と「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官（国、県、市町村等）と民（住民、民間事業者等）が適切に連携及び役割分担して取り組む。
- (3) 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

3 効果的な施策の推進

- (1) 社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図る。
- (2) 限られた資本を最大限に活用するため、既存の社会資本の有効活用や、民間資金の積極的な活用等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進する。
- (3) 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資する。
- (4) 人命保護の観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進する。

4 地域の特性に応じた施策の推進

- (1) 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める。
- (2) 高齢者、子ども、障がい者、外国人、男女等のニーズの違い、多様な視点等に十分配慮して施策を講じる。
- (3) 地域の特性に応じて、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮する。

第4章 脆弱性評価と推進施策

第1節 脆弱性評価

本計画では、国の基本計画や沖縄県国土強靱化地域計画の基本目標を踏まえ、大規模災害等に対する脆弱性の評価（以下「脆弱性評価」という。）を行い、地域強靱化するに当たり必要な事項を明らかにし、それに基づき関連施策を定める。

1 想定するリスク

本計画は、第2章の本市の地域特性及び想定する災害等を踏まえ、本市に甚大な被害をもたらすおそれがある大規模自然災害を対象とする。

2 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

脆弱性評価は、第3章で設定した4つの「基本目標」と8つの「事前に備えるべき目標」の達成に当たり妨げとなるおそれのある「起きてはならない最悪の事態」を想定した上で行うこととし、国の基本計画や沖縄県国土強靱化地域計画を参考に、本市の地域特性等を踏まえ、別表1のとおり29の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定した。

【起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）】

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		
I. 人命の保護が最大限図られる	1 直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による死傷者の発生	
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による死傷者の発生	
		1-3	広域にわたる大規模津波等による死傷者の発生	
		1-4	台風や豪雨等に伴う突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水や大規模な土砂災害等による死傷者の発生	
	2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止	
		2-2	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	
		2-3	多数の帰宅困難者等の発生・混乱	
		2-4	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート、エネルギー供給の途絶等による医療・福祉機能の麻痺	
		2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	
		2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	
	II. 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される	3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	本市の施設及び職員等の被災による行政機能の大幅な低下
		4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラ・情報サービスの麻痺・機能停止（情報収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態）
5 経済活動を機能不全に陥らせない		5-1	エネルギー供給停止、断水等、サプライチェーンの寸断等による、地域経済活動への影響	
		5-2	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	
		5-3	食料等の安定供給の停滞	
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる		6-1	ライフライン（電気、ガス、石油、上下水道等）の長期間にわたる機能の停止	
		6-2	汚水処理施設や廃棄物処理施設等の長期間にわたる機能停止	
		6-3	市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止	
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない		7-1	市街地での大規模火災の発生、沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	
		7-2	海上・臨海部の広域複合災害	
	7-3	ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生		
	7-4	有害物質の大規模拡散・流出		
IV. 迅速な復旧復興	8 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
		8-2	復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
		8-3	広域・長期にわたる浸水被害、地盤沈下等の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
		8-4	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
		8-5	貴重な文化財や環境的資産、歴史的景観の喪失、有形・無形の文化の衰退・損失	
		8-6	仮設住宅・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	
		8-7	風評被害や生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響	

第2節 脆弱性評価と推進施策

29の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに現状や課題等の把握・分析を通じた脆弱性評価の結果と、各リスクシナリオを回避するために推進する施策を次のとおり定め、リスクシナリオに対する推進施策を【別紙1】にとりまとめ、また、推進施策に係る個別事業を【別紙2】にとりまとめることとする。

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による死傷者の発生

脆弱性評価	推進施策
<p>1-1-1【住宅・建築物の耐震化等】</p> <p>住宅・建築物やブロック塀の倒壊等による被害を軽減するため、住宅・建築物の耐震診断及び耐震性能の向上の必要性について啓発し、耐震化を促進するとともに、ブロック塀等の危険性除去を促進するなど住宅・建築物の危険性除去の取り組みを促進する必要がある。</p>	<p>1-1-1【住宅・建築物の耐震化等】</p> <p>「那覇市耐震改修促進計画」における目標を踏まえ、耐震診断及び耐震化の促進を図るとともに、耐用年数を超えた建築物や老朽化した建築物等については個別の建替えを適切に指導するなど耐震化を促進する。併せて、ブロック塀を生垣へ移行するなど危険性除去を促進する。</p>
<p>1-1-2【多数の者が利用する建築物の耐震化等】</p> <p>多数の者が利用する建築物の倒壊などによる人的被害等を防止するため、当該建築物の耐震化とともに、天井、外装、ブロック塀等の危険性除去の取り組みを促進する必要がある。特定既存耐震不適格建築物については、耐震改修促進法に基づき、その所有者に対し必要な指導、助言を積極的に行い、耐震化を促進する必要がある。</p>	<p>1-1-2【多数の者が利用する建築物の耐震化等】</p> <p>「那覇市耐震改修促進計画」における目標を踏まえ、耐震診断及び耐震化の促進を図るとともに、本市所有の公共建築物は、防災拠点となるため率先して耐震化を推進する。また、天井、外装、ブロック塀の危険性除去を促進する。特定既存耐震不適格建築物については、その所有者に対し必要な指導、助言を積極的に行い、耐震化を促進する。</p>
<p>1-1-3【家具の転倒防止策等の促進】</p> <p>家具等の転倒や落下、窓ガラスの飛散等による被害を軽減・防止するため、家具の転倒防止策や身を守る行動の取り方等について普及・啓発を図る必要がある。</p>	<p>1-1-3【家具の転倒防止策等の促進】</p> <p>地域や学校、職場等での防災講話や研修会等を通し、屋内の安全空間確保の重要性を周知し、家具転倒防止や窓ガラス落下防止策等の取り組みを促進する。</p>

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による死傷者の発生

脆弱性評価	推進施策
<p>1-1-4 【宅地の耐震化推進】</p> <p>地震等による滑動崩壊の被害を防止するため、大規模盛土造成宅地の位置や規模、安全性等を把握し、その結果を公表する必要がある。</p> <p>1-1-5 【教育保育施設の補修・整備等】</p> <p>教育保育施設は、幼児・児童生徒等の学習・生活の場であり、災害時の避難拠点としての役割も担っていることから、老朽化した校舎や屋内運動場については改築・耐震改修するなど耐震化を推進する必要がある。また、教育保育施設の安全点検を強化し、ブロック塀や老朽化した擁壁、遊具等は危険性があるため、これらを修繕、撤去及び新設するなど整備を推進する必要がある。</p> <p>1-1-6 【教育保育施設の長寿命化対策】</p> <p>教育保育施設は、幼児・児童生徒等の学習・生活の場であり、災害時の避難拠点としての役割も担っていることから、学校施設を長期に亘って使用できるよう、塩害防止や長寿命化など耐久性の向上と老朽化を抑制し、効率的・効果的な維持管理に努める必要がある。</p> <p>1-1-7 【社会教育施設の整備・長寿命化対策等】</p> <p>社会教育施設は、市民の社会教育活動を支える重要な基盤の一角であり、災害時の避難拠点としての役割も担っていることから、施設の点検により劣化、損傷等の老朽化の状況を的確に把握したうえで効率的・効果的に施設の長寿命化を図り、良好な状態の維持及び安全性を確保する必要がある。</p>	<p>1-1-4 【宅地の耐震化推進】</p> <p>大規模盛土造成宅地の位置や規模、安全性を把握するため、大規模盛土造成地の変動予測調査を行い、市民へ適切な情報提供を行う。</p> <p>1-1-5 【教育保育施設の補修・整備等】</p> <p>老朽化した全ての施設や屋内運動場の耐震化に向け、年次的な改築事業の推進に加え、既存校舎の耐震改修（耐震補強）事業も並行して取り組みを推進する。また、教育施設の安全性を確保するため、ブロック塀は撤去してフェンス設置等を行うとともに、老朽化した擁壁や遊具等を修繕、撤去及び新設するなど整備を推進する。</p> <p>1-1-6 【教育保育施設の長寿命化対策】</p> <p>教育保育施設の耐久性の向上を図るため、校舎等の外壁の全面塗装工事を行うなど老朽化を抑制するとともに、「学校施設等の長寿命化計画」などの各種計画に基づき、効率的・効果的な維持管理に努め、学校施設に求められる機能・性能の確保との両立を図る取り組みを推進する。</p> <p>1-1-7 【社会教育施設の整備・長寿命化対策等】</p> <p>社会教育施設の安全性を確保するため、地震に対する耐震性の確保や老朽化する施設を予防保全により維持管理するとともに、「社会教育施設長寿命化計画」に基づき、効率的・効果的に施設の長寿命化を図り、社会情勢の変化やニーズの多様化に配慮した、施設の維持管理・更新等を着実に推進する。</p>

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による死傷者の発生

脆弱性評価	推進施策
<p>1-1-8【市営住宅環境の整備】</p> <p>地震等による被害の軽減を図り、入居者の安全を確保できるよう老朽化の著しい市営住宅の建替えを行い、施設の長寿命化を図るための改修工事等を行う必要がある。</p> <p>1-1-9【無電柱化等の推進】</p> <p>電柱の倒壊による人的被害、緊急車両の通行や避難に必要な道路の交通遮断を防止するため、市街地等の道路無電柱化を進めるとともに、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に関する事業者等との連携強化を図り、交通施設の安全性を高める必要がある。</p> <p>1-1-10【交通施設等の安全確保】</p> <p>地震によるバス停留所上屋の倒壊等による人的被害やバス機能停止等の被害を防止するため、老朽化したバス停留所上屋など施設については、状況に応じて改修・整備を行う必要がある。</p> <p>1-1-11【空家対策】</p> <p>倒壊著しく保安上危険となるおそれのある特定空家等の倒壊による被害を防止するため、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施する必要がある。</p>	<p>1-1-8【市営住宅環境の整備】</p> <p>那覇市市営住宅ストック総合活用計画に基づき、老朽化の著しい市営住宅を建替え、建替えや廃止計画のない市営住宅については長寿命化を図るための改修工事等を行う。</p> <p>1-1-9【無電柱化等の推進】</p> <p>那覇市無電柱化推進計画に基づき、市街地等における道路無電柱化を推進するとともに、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に係る事業者等との情報共有及び連携体制を強化する。</p> <p>1-1-10【交通施設等の安全確保】</p> <p>老朽化したバス停留所上屋など施設の状況に応じて改修・整備を行うとともに、強烈な日差しや風雨を避けることができるよう施設を整備するなど、バス交通の安全確保対策を推進する。</p> <p>1-1-11【空家対策】</p> <p>那覇市空家等対策推進計画に基づく空家等対策事業により、特定空家等の解消及び空家の防止策など空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施する。</p>

1 直接死を最大限防ぐ

1-2 密集住宅市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による死傷者の発生

脆弱性評価	推進施策
<p>1-2-1 【防火対策の推進】</p> <p>一般住宅の住宅用火災警報器の設置率が全国に比べ低い状況にあり、逃げ遅れによる被害が多数発生していることを受け、住宅用火災警報器の普及促進に取り組むとともに、出火防止対策及び建物の関係者や住民の防火意識の向上を図る必要がある。また、経年した防火水槽等が、地震等により破損する可能性があることから、耐震化するなど整備を推進する必要がある。</p> <p>1-2-2 【市街地の整備促進】</p> <p>密集住宅市街地一部においては、老朽化建築物が密集し、建築倒壊や火災時の延焼拡大など都市防災上の問題を抱えていることから面的な改善が望まれており、土地の高度利用による都市機能の更新や空地、公園・広場等を確保し、安全安心な都市基盤の整備に引き続き取り組む必要がある。</p> <p>1-2-3 【狭あい道路整備】</p> <p>狭あい道路の閉塞により避難路や緊急車両通行の妨げとなるおそれがあるため、拡幅整備及び幅員の確保等に取り組む必要がある。また、市街地における道路空間の確保は、災害時の避難や緊急輸送等にも資することから、今後も着実に改良を進める必要がある。</p>	<p>1-2-1 【防火対策の推進】</p> <p>火災による物的・人的被害を予防するため、各自治会や自主防災組織等を通じた広報活動により住宅用火災警報器の普及促進に取り組み、出火防止対策及び建物関係者や住民の防火意識の向上を図る。また、経年した防火水槽等の耐震化を図り長寿命化を推進するなど、効果的かつ効率的に消防水利の整備を推進する。</p> <p>1-2-2 【市街地の整備促進】</p> <p>密集住宅市街地において、火災延焼を防ぐため自立的建て替えによる建築物の耐震・不燃化を促進するとともに、民間事業者の参画による共同建て替え等や道路・公園事業を契機とした民家主体のミニ区画整理等による基盤整備による都市機能の更新を促進する。また、延焼遮断帯の整備及び避難場所・避難経路、オープンスペース確保など、災害に強い市街地形成を推進する。</p> <p>1-2-3 【狭あい道路整備】</p> <p>狭あい道路の整備促進計画を策定し、狭あい道路の解消に向けた拡幅整備を促進し、適切な道路幅員の確保を図る。また、市内全域の狭あい道路の位置、後退線等を明確化するため、後退済標識や後退線表示板等を交付し、現場表示を徹底するとともに、助成事業を活用して拡幅整備への支援を図る。</p>

1 直接死を最大限防ぐ

1-2 密集住宅市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による死傷者の発生

脆弱性評価	推進施策
<p>1-2-4【消防・救助体制の強化】</p> <p>火災から人命の保護を図るためには、迅速かつ効果的な消防活動が必要となることから、消防力の整備指針に基づく施設や資機材、部隊等の整備を着実に進め消防力の強化を図る必要がある。</p> <p>1-2-5【消防団・自主防災組織等】</p> <p>地域防災力の中核となる消防団員や自主防災組織の数が少ない状況にあることから、自助・近助・共助による地域防災力を高めていくために消防団や自主防災組織等を拡充するとともに、市民自主救護能力向上など市民協働による対応力の向上を図る必要がある。</p> <p>1-2-6【自助・近助・共助による防災体制の強化】</p> <p>自助・近助・共助による取り組みを広げ、災害対応力を高めていくために、地域での防災講話や訓練・研修等を通して防災意識及び知識の向上を図り、地域防災力を強化する必要がある。</p> <p>1-2-7【防災訓練・防災教育等の推進】</p> <p>災害から自らの危険を回避し、迅速な避難に繋げるためには、保育・学校・社会教育、地域などあらゆる場面において、日頃から身を守る行動の取り方等について継続的に防災訓練や防災教育を重ねる必要がある。</p>	<p>1-2-4【消防・救助体制の強化】</p> <p>消防力整備指針に基づき施設、資機材、部隊等を整備し、迅速かつ効果的な消防活動に取り組むとともに、多種多様化する災害対応や火災戦術に対応するための研修を充実させ、特殊車両や資機材の取扱い訓練等を強化し、消防力のさらなる向上を図る。</p> <p>1-2-5【消防団・自主防災組織等】</p> <p>市民等に対し消防団活動を広報するとともに、消防団員の参加促進、機能の充実を図る。地域での防災講話や訓練・研修等を通して自主防災組織の結成を促進し、市民等の自主救護能力を高めるため、ニーズに応じた応急手当講習会等を実施する。</p> <p>1-2-6【自助・近助・共助による防災体制の強化】</p> <p>自助・近助・共助による取り組みが機能し被害の拡大を防止することを目的とし、地域での防災講話や訓練・研修等を通して防災意識及び知識の向上を図り、地域防災力の強化を図る。</p> <p>1-2-7【防災訓練・防災教育等の推進】</p> <p>保育・学校・社会教育、地域などあらゆる場面において、継続的に防災訓練や防災教育を重ねる取り組みを推進する。</p>

1 直接死を最大限防ぐ

1-3 広域にわたる大規模津波等による死傷者の発生

脆弱性評価	推進施策
<p>1-3-1 【情報伝達手段の拡充】</p> <p>避難行動の遅れによる被害を防止するため、情報伝達手段の多重化・多様化等による情報伝達体制及び防災情報システム等の整備を推進する必要がある。</p> <p>1-3-2 【津波避難対策等の推進】</p> <p>迅速な避難により被害を防止するため、多言語避難誘導看板や防災マップ等の整備を進めるとともに、津波災害警戒区域や緊急避難場所、津波に対する対処方法を周知する必要がある。また、夜間や要配慮者・観光客など多様な事態を想定した避難誘導體制を整備促進する必要がある。</p> <p>1-3-3 【津波緊急一時避難施設等の拡充】</p> <p>津波災害警戒区域周辺の市民等が迅速に緊急避難することができるよう、津波発生時に浸水から安全を確保できる高さを備えた津波避難場所や津波緊急一時避難施設を確保する必要がある。</p> <p>1-3-4 【空港・港湾の機能保全】</p> <p>空港や港湾、漁港施設は、航空・海上交通ルートによる避難、救助及び輸送を行う上で極めて重要な役割を果たすため、災害によって大きな機能麻痺を生じないよう、強化、整備に努める必要がある。</p>	<p>1-3-1 【情報伝達手段の拡充】</p> <p>防災行政無線、全国瞬時警報システム（Jアラート）、緊急エリアメール、SNS、災害情報共有システム（Lアラート）、テレビ、ラジオ等を活用して情報伝達手段の多重化・多様化を図るとともに、防災情報システム等の整備を推進する。</p> <p>1-3-2 【津波避難対策等の啓発】</p> <p>多言語避難誘導看板や防災マップ等の整備を進め、地域での防災講話や訓練、研修会等を通して、津波災害警戒区域や緊急避難場所、ハザードマップ、津波に対する対処方法等について周知徹底する。また、夜間や要配慮者・観光客など多様な事態における安全避難に配慮した避難標識、海拔表示、防災マップ等を整備する。</p> <p>1-3-3 【津波緊急一時避難施設等の拡充】</p> <p>津波災害警戒区域周辺における津波避難場所を整備し、また、津波緊急一時避難施設として活用できる堅牢な建物の所有者等と協定を推進するなどして津波発生時における緊急避難場所の確保を促進する。</p> <p>1-3-4 【空港・港湾の機能保全】</p> <p>空路や港湾、漁港施設は、航空・海上交通ルートによる避難、救助及び輸送を行う上で極めて重要な役割を果たすため、災害によって大きな機能麻痺を生じないよう、関係機関と連携して取り組みを促進する。</p>

1 直接死を最大限防ぐ

1-3 広域にわたる大規模津波等による死傷者の発生

脆弱性評価	推進施策
<p>1-3-5【消防・救助体制の強化】</p> <p>大規模津波等から人命の保護を図るためには、迅速かつ効果的な救助活動が必要となることから、消防力の整備指針に基づく施設や資機材、部隊等の整備を着実に進め消防力の強化を図る必要がある。</p> <p>1-3-6【消防団・自主防災組織等】</p> <p>地域防災力の中核となる消防団員数が少なく、自主防災組織の組織率が低い状況にあることから、自助・近助・共助による取り組みによる災害対応力を高めていくために消防団や自主防災組織等を拡充する必要がある。</p> <p>1-3-7【要配慮者利用施設の避難確保計画作成】</p> <p>浸水想定区域内を主とした要配慮者利用施設において、利用者等の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、施設管理者による避難確保計画の作成及び避難訓練の実施に取り組む必要がある。</p> <p>1-3-8【避難行動要支援者への支援体制の整備】</p> <p>災害時において自ら避難することが困難な高齢者、障がい者等の避難行動要支援者について、逃げ遅れ等による被害を防止するため、関係団体と連携し、避難行動要支援者の避難支援体制を整備する必要がある。</p> <p>1-3-9【水門の効果的な管理運用】</p> <p>津波時に水門等が閉鎖されていない場合、大規模な浸水被害が発生するおそれがあるため、水門管理者等と連携を図りながら、操作従事者の安全確保を最優先とする効果的な管理運用を推進する必要がある。</p>	<p>1-3-5【消防・救助体制の強化】</p> <p>消防力整備指針に基づき施設、資機材、部隊等を整備し、迅速かつ効果的な救助活動に取り組むとともに、訓練や研修を充実させ、特殊車両や資機材の取扱い訓練等を強化し、消防力のさらなる強化・充実を推進する。</p> <p>1-3-6【消防団・自主防災組織等】</p> <p>市民等に対し消防団活動を広報するとともに、消防団員の参加促進、機能の充実を図る。地域での防災講話や訓練・研修等を通して自主防災組織の結成を促進し、活動活性化を促進する。</p> <p>1-3-7【要配慮者利用施設の避難確保計画作成】</p> <p>浸水想定区域内を主とした要配慮者利用施設において、利用者等の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、施設管理者等による避難確保計画の作成及び避難訓練の実施など取り組みの支援を促進する。</p> <p>1-3-8【避難行動要支援者への支援体制の整備】</p> <p>平時より避難行動要支援者名簿を活用し、要支援者の実態把握に努めるとともに、関係団体と連携し、一人一人の避難行動要支援者に対し避難支援者を定める等、具体的な個別避難計画の策定の取り組みを推進する。</p> <p>1-3-9【水門の効果的な管理運用】</p> <p>水門管理者等と連携を図りながら、津波到達前に水門等を確実に閉鎖するため、水門管理者に対し、操作を自動化・電動化するなど操作従事者の安全確保を最優先とする効果的な管理運用の推進を支援する。</p>

1 直接死を最大限防ぐ

1-3 広域にわたる大規模津波等による死傷者の発生

脆弱性評価	推進施策
<p>1-3-10 【海岸堤防等の老朽化対策】</p> <p>津波により海岸や河川堤防等が倒壊するなどにより、大規模な浸水被害が発生するおそれがあるため、計画的に地震・津波対策を行うとともに長寿命化を図り老朽化対策を推進する必要がある。</p> <p>1-3-11 【防災訓練・防災教育等の推進】</p> <p>災害から自らの危険を回避し、迅速な避難に繋げるためには、保育・学校・社会教育、地域などあらゆる場面において、日頃から身を守る行動の取り方等について継続的に防災訓練や防災教育を重ねる必要がある。</p>	<p>1-3-10 【海岸堤防等の老朽化対策】</p> <p>津波により海岸や河川堤防等の被害を防止するため、関係行政機関等と連携を図り、計画的に地震・津波対策を行うとともに長寿命化を図り老朽化対策を推進する。</p> <p>1-3-11 【防災訓練・防災教育等の推進】</p> <p>保育・学校・社会教育、地域などあらゆる場面において、継続的に防災訓練や防災教育を重ねる取り組みを推進する。</p>

1 直接死を最大限防ぐ

1-4 台風や豪雨等に伴う突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水や大規模な土砂災害等による死傷者の発生

脆弱性評価	推進施策
<p>1-4-1【内水浸水対策】</p> <p>市街地化の進展等により、雨水浸透量や貯留能力の減少が雨水流出量の増大を招き、内水氾濫など深刻な被害が発生するおそれがあるため、雨水施設等の公共下水道を整備し、浸水被害の軽減に取り組む必要がある。</p> <p>1-4-2【河川対策】</p> <p>市内の二級河川の安謝川、安里川、国場川水系では、大雨時に河川氾濫などが発生しており、外水氾濫など深刻な被害が発生するおそれがあるため、護岸整備など治水対策を進め、浸水被害の軽減に取り組む必要がある。</p> <p>1-4-3【情報伝達手段の拡充】</p> <p>避難行動の遅れによる被害を防止するため、情報伝達手段の多重化・多様化等による情報伝達体制及び防災情報システム等の整備を推進する必要がある。</p> <p>1-4-4【避難対策等の推進】</p> <p>迅速な避難により被害を防止するため、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域、指定緊急避難場所、ハザードマップなど洪水・浸水害、土砂災害に対する対処方法等を周知する必要がある。</p> <p>1-4-5【避難行動要支援者への支援体制の整備】</p> <p>災害時において自ら避難することが困難な高齢者、障がい者等の避難行動要支援者について、逃げ遅れ等による被害を防止するため、関係団体と連携し、避難行動要支援者の避難支援体制を整備する必要がある。</p>	<p>1-4-1【内水浸水対策】</p> <p>大雨等に伴う浸水被害を解消するため、雨水施設等の公共下水道の整備を進めるとともに、下水道施設の不具合による不測の事態に対応するため、ストックマネジメント計画に基づき計画的かつ効率的な改築に取り組む。</p> <p>1-4-2【河川対策】</p> <p>河川の断面不足などに起因する浸水被害の軽減を図るため、二級河川の安謝川、安里川、国場川水系の河川管理者の県に対し、河川整備の推進について要望を継続する。</p> <p>1-4-3【情報伝達手段の拡充】</p> <p>防災行政無線、Jアラート、緊急エリアメール、SNS、Lアラート、テレビ、ラジオ等を活用して情報伝達手段の多重化・多様化を図るとともに、防災情報システム等の整備を推進する。</p> <p>1-4-4【避難対策等の推進】</p> <p>自治会や学校など地域での防災講話や訓練、研修会等を通して、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域、緊急避難場所、ハザードマップなど洪水・浸水害、土砂災害に対する対処方法等について周知徹底する。</p> <p>1-4-5【避難行動要支援者への支援体制の整備】</p> <p>平時より避難行動要支援者名簿を活用し、要支援者の実態把握に努めるとともに、関係団体と連携し、一人一人の避難行動要支援者に対し避難支援者を定める等、具体的な個別避難計画の策定の取り組みを推進する。</p>

1 直接死を最大限防ぐ

1-4 台風や豪雨等に伴う突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水や大規模な土砂災害等による死傷者の発生

脆弱性評価	推進施策
<p>1-4-6【消防団・自主防災組織等】</p> <p>地域防災力の中核となる消防団員数が少なく、自主防災組織の組織率が低い状況にあることから、自助・近助・共助による取り組みによる災害対応力を高めていくために消防団や自主防災組織等を拡充する必要がある。</p> <p>1-4-7【要配慮者利用施設の避難確保計画作成】</p> <p>浸水想定区域や土砂災害警戒区域内を主とした要配慮者利用施設において、利用者等の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、施設管理者等による避難確保計画の作成及び避難訓練の実施に取り組む必要がある。</p> <p>1-4-8【防災訓練・防災教育等の推進】</p> <p>災害から自らの危険を回避し、迅速な避難に繋げるためには、保育・学校・社会教育、地域などあらゆる場面において、日頃から身を守る行動の取り方等について継続的に防災訓練や防災教育を重ねる必要がある。</p>	<p>1-4-6【消防団・自主防災組織等】</p> <p>市民等に対し消防団活動を広報するとともに、消防団員の参加促進、機能の充実を図る。地域での防災講話や訓練・研修等を通して自主防災組織の結成を促進し、活動活性化を促進する。</p> <p>1-4-7【要配慮者利用施設の避難確保計画作成】</p> <p>浸水想定区域や土砂災害警戒区域内を主とした要配慮者利用施設において、利用者等の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、施設管理者等による避難確保計画の作成及び避難訓練の実施など取り組みに関する支援を促進する。</p> <p>1-4-8【防災訓練・防災教育等の推進】</p> <p>保育・学校・社会教育、地域などあらゆる場面において、継続的に防災訓練や防災教育を重ねる取り組みを推進する。</p>

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

脆弱性評価	推進施策
<p>2-1-1【備蓄及び物資等の供給体制の構築】</p> <p>大規模災害時には、公的備蓄等を迅速に提供することが困難な場合もあるため、家庭や事業所等における備蓄を励行し、流通在庫備蓄を含め、国や県、他自治体による広域応援等と連携して物資調達・供給体制を構築する必要がある。</p> <p>2-1-2【事業者等との連携強化】</p> <p>島嶼県であり他県からも遠隔地に位置し、国や他自治体からの広域応援の到着に時間を要する可能性があることから、事業者等との連携を強化し、他自治体との相互応援による広域的支援体制を強化する必要がある。</p> <p>2-1-3【災害に強い道路網の整備】</p> <p>道路は災害時における人員、物資等の緊急輸送その他災害応急対策上の重要な役割を果たすため、災害に強い道路網の整備を計画的に推進する必要がある。</p> <p>2-1-4【橋梁の整備】</p> <p>橋梁は重要な道路構造物であり、事故等が発生すると社会的及び経済的な影響が大きいことから、老朽化した橋梁等を計画的に整備し、災害に対する橋梁の安全性の確保を図る必要がある。</p>	<p>2-1-1【備蓄及び物資等の供給体制の構築】</p> <p>那覇市地域防災計画に基づき、最低7日分相当の家庭内備蓄を啓発するとともに、市民備蓄と流通在庫備蓄を含め、発災から3日以内に物資等の供給体制を確立し、国や他自治体による広域応援を含め7日以上分の物資等の供給体制を構築する。</p> <p>2-1-2【事業者等との連携強化】</p> <p>既に応援協定等を締結している事業者等との連携を強化するとともに、新たな協定締結の推進に取り組む。また、他自治体との相互応援による広域的支援体制の強化を推進する。</p> <p>2-1-3【災害に強い道路網の整備】</p> <p>都市計画道路等の主要幹線道路の整備を促進するとともに、計画的に市道の新設改良等を行い、防災・景観等にも配慮した環境整備に努める。また、県指定の緊急輸送道路と市の防災拠点をつなぐ市道、防災拠点同士をつなぐ市道を市の緊急輸送道路と指定し、必要な整備を推進する。</p> <p>2-1-4【橋梁の整備】</p> <p>本市が管理する橋梁については、「長寿命化修繕計画」における修繕計画に基づき効率的・効果的な予防保全を図りながら、老朽化と劣化の進行が危惧されている整備優先度の高い橋梁から計画的に整備する。</p>

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

脆弱性評価	推進施策
<p>2-1-5 【道路啓開体制の整備】</p> <p>地震や津波等による瓦礫や倒壊・落下物、事故車両等により、緊急輸送路が交通不可となるおそれがあるため、迅速な道路啓開により機能を確保できるよう体制を整備する必要がある。</p>	<p>2-1-5 【道路啓開体制の整備】</p> <p>迅速な道路啓開により、緊急輸送路としての機能を確保できるよう、重機や車両移動機器類など道路啓開用資機材を保有している関係機関・団体等と連携し、道路啓開体制を構築する。</p>
<p>2-1-6 【水道施設の耐震化対策等】</p> <p>上水道施設の被災により広域かつ長期に亘る断水が発生しないよう、現状の水道施設の状態を把握し、地震災害時に対応できるよう耐震化を図るなど災害に強い水道施設を整備する必要がある。</p>	<p>2-1-6 【水道施設の耐震化対策等】</p> <p>那覇市水道施設更新（耐震化）基本計画に基づき、計画的・効率的な水道施設の更新を行う。さらに、更新に当たっては、国の指針による耐震設計・施工及び液状化対策、保守点検、配水池・ポンプ場の耐震性強化を促進する。</p>
<p>2-1-7 【水資源の有効活用】</p> <p>島嶼県であり他県から遠隔地に位置する本市において上水道施設が被災した場合、国や他自治体からの広域応援の到着に時間を要する可能性があることから、初期応急給水用の給水源を確保するとともに、給水用資機材の整備・強化を図る必要がある。</p>	<p>2-1-7 【水資源の有効活用】</p> <p>上水道施設の被災に備え、貯水施設等の整備を増強し、飲料以外の生活用水等を確保するため、河川や湧き水等の自然水利やプール、再生水を活用するなど多様な給水源を確保する。また、応急給水活動に必要なポリタンク、給水タンク、給水袋、可搬型発電機等給水用資機材を整備するとともに、災害時応援協定等を推進するなど協力体制を確立する。</p>
<p>2-1-8 【電力施設の整備】</p> <p>電柱の倒壊や電線切断など電力施設に被害が発生し、広域かつ長期に亘る停電が発生する事態に備え、関係機関と連携して発電・変電施設、送電設備等の災害発生の原因を除去するとともに、早期復旧できるよう耐災環境の整備に努める必要がある。</p>	<p>2-1-8 【電力施設の整備】</p> <p>関係機関と連携し、耐震設計発電・変電施設、送電設備等の耐震化対策や電線の地中化を促進するとともに、電気による二次的災害を防止するため関係機関との連携体制を整備する。また、現場情報を迅速に収集・共有する体制を整備し、被害状況や復旧の見通しなど市民に対し適切な情報発信を行えるよう体制を整備する。</p>

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

脆弱性評価	推進施策
<p>2-1-9【ガス・燃料施設の整備】</p> <p>都市ガスや高圧ガス設備の被害やガス漏洩、燃料流出等の二次災害を防止するとともに、被災した場合にも速やかに供給を再開できるように、予防対策を推進する必要がある。</p> <p>2-1-10【事業継続体制の強化】</p> <p>早期にライフラインや物流を回復し、緊急輸送が円滑に行えるよう、各関係団体等の事業継続計画（BCP）の策定を促進し、その実効性を確保するため事業継続マネジメント（BCM）の取り組みを通じて事業継続体制を強化する必要がある。</p>	<p>2-1-9【ガス・燃料施設の整備】</p> <p>二次災害の発生を防止するため、災害時における連携協力、情報共有など必要な体制整備を図るとともに、迅速な復旧を行えるよう施設の耐震化対策や設備等の耐災環境の整備を推進する。</p> <p>2-1-10【事業継続体制の強化】</p> <p>各関係団体に対し、事業継続計画（BCP）策定の必要性について普及啓発し、その策定等を促進・支援する。また、各関係団体は、事業継続マネジメント（BCM）の取り組みを通じて発災時の事業継続体制を確保できるよう努める。</p>

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-2 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

脆弱性評価	推進施策
<p>2-2-1【防災拠点施設等の耐災害性の確保】</p> <p>防災拠点となる庁舎や消防署、保健所、避難所、病院、社会福祉施設等については計画的に耐震化を促進し、非常用電源や燃料、非常用情報通信手段の整備など耐災害性を確保する必要がある。</p> <p>2-2-2【消防・救助体制の強化】</p> <p>消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足を回避するために、消防力の整備指針に基づく施設や資機材、部隊等の整備を着実に進め消防力の強化を図る必要がある。</p> <p>2-2-3【消防通信体制の強化】</p> <p>通信事業者の回線等が麻痺・停止した場合においても救助・救急活動が継続することができるよう、消防通信ネットワーク基盤の耐災害性の確保及び高度化を図り、消防通信体制を強化する必要がある。</p> <p>2-2-4【消防団・自主防災組織等】</p> <p>地域防災力の中核となる消防団員や自主防災組織の数が少ない状況にあることから、自助・近助・共助による地域防災力を高めていくために消防団や自主防災組織等を拡充するとともに、市民自主救護能力向上など市民協働による対応力の向上を図る必要がある。</p>	<p>2-2-1【防災拠点施設等の耐災害性の確保】</p> <p>防災拠点となる庁舎や消防署、保健所、避難所、病院、社会福祉施設等の建築物については計画的に耐震化を促進し、非常用電源や燃料、非常用情報通信手段の整備など耐災害性の確保を図る。</p> <p>2-2-2【消防・救助体制の強化】</p> <p>消防力整備指針に基づき施設、資機材、部隊等を整備するとともに、訓練や研修を充実させ、特殊車両や資機材の取扱い訓練等を強化し、消防力のさらなる強化・充実を推進する。</p> <p>2-2-3【消防通信体制の強化】</p> <p>高機能消防指令センターの整備及び機能維持を図るとともに、通信施設・設備の耐震化や耐浪化を確保するなど、消防通信ネットワーク基盤耐災害性の確保及び高度化を図り、消防通信体制を強化する。</p> <p>2-2-4【消防団・自主防災組織等】</p> <p>消防団活動を広報するとともに、消防団員の参加促進、機能の充実を図る。地域での防災講話や訓練・研修等を通して自主防災組織の結成を促進し、市民等の自主救護能力を高めるため、ニーズに応じた応急手当講習会等を実施する。</p>

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-2 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

脆弱性評価	推進施策
<p>2-2-5【救助・救護応援体制の強化】</p> <p>警察、自衛隊、海上保安庁、災害派遣医療チーム（DMAT）等との連携を強化し、災害の規模等に応じ市外から応援を求める必要があることから、円滑な受援体制を確立する必要がある。</p> <p>2-2-6【航空輸送体制の整備】</p> <p>空中からの救出・救護や緊急輸送等を迅速に行うため、臨時ヘリポート（新都心公園多目的広場等）を維持・活用し、自衛隊や警察、海上保安庁等と連携した航空輸送体制を整備する必要がある。また、災害時に使用可能なヘリポートの検討や、物資投下が可能な場所の選定、整備に努めるなど、空中の緊急輸送が円滑に行えるよう取組みを推進する必要がある。</p>	<p>2-2-5【救助・救護応援体制の強化】</p> <p>合同訓練等を通し、警察、自衛隊、海上保安庁、災害派遣医療チーム（DMAT）等との連携を強化し、同時多発型救助・救急事案への対応体制を確保する。また、緊急消防援助隊など県外からの広域支援を円滑に受け取ることができるよう受援計画を策定するなど体制を確立する。</p> <p>2-2-6【航空輸送体制の整備】</p> <p>臨時ヘリポート（新都心公園多目的広場等）を維持・活用し、自衛隊や警察、海上保安庁等と連携して空中輸送を円滑に図ることができるよう航空輸送体制を整備する。また、災害時に使用可能なヘリポートの検討や、物資投下が可能な場所の選定、整備に努めるなど、空中の緊急輸送が円滑に行えるよう取組みを推進する。</p>

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-3 多数の帰宅困難者等の発生・混乱

脆弱性評価	推進施策
<p>2-3-1【帰宅困難者支援対策の整備】</p> <p>一斉帰宅による混乱から生ずる危険防止を図るとともに、事業所や学校、大規模集客施設等において帰宅困難者が多く発生する場合を想定し、飲料水、食料、簡易トイレ等の備蓄を推進する必要がある。また、帰宅困難者支援に当たっては、関係事業者と連携を図り、支援体制を強化する必要がある。</p> <p>2-3-2【観光客・外国人支援対策の整備】</p> <p>交通インフラが途絶するなどにより、多くの観光客・外国人等の帰宅困難者が発生することが想定されるため、これら帰宅困難者に対する安全確保・支援体制を確立する必要がある。</p> <p>2-3-3【緊急輸送機能の確保（帰宅困難者）】</p> <p>帰宅するために必要な交通インフラを早期に復旧するため、国や県、関係機関等と連携し、災害に強い道路網、空港、港湾等を整備するとともに、代替輸送手段の確保を検討する必要がある。</p> <p>2-3-4【モノレールインフラ等の整備】</p> <p>モノレールインフラ等の経年変化による損傷・劣化が大きくなる前に予防的対策を講じる必要がある。また、旅客集中による混乱の予防や緊急輸送機能の確保など関係事業者間等における連携体制を強化する必要がある。</p>	<p>2-3-1【帰宅困難者支援対策の整備】</p> <p>一斉帰宅による危険防止について周知し、事業所や学校等における施設内待機や、大規模集客施設等における利用者保護を推進するよう啓発する。また、一時滞在施設や災害時帰宅支援ステーション、帰宅困難者への飲料水、食料、簡易トイレ等の支援に関する協定締結を推進するなど支援体制を強化する。</p> <p>2-3-2【観光客・旅行者支援対策の整備】</p> <p>多言語ハザードマップや防災パンフレット、避難所標識により観光客・外国人が容易に識別できるよう整備するとともに、県や関係機関と連携して一時滞在施設の確保や、情報提供、支援物資を提供するなど、安全確保・支援体制を整備する。</p> <p>2-3-3【緊急輸送機能の確保（帰宅困難者）】</p> <p>帰宅するために必要な交通インフラを早期に復旧するため、国や県、関係機関等と連携し、災害に強い道路網、空港、港湾等の整備を推進するとともに、災害時応援協定を活用するなどして代替輸送手段の確保体制を整備する。</p> <p>2-3-4【モノレールインフラ等の整備】</p> <p>モノレールインフラ等の保守点検及び定期検査を実施し、予防的修繕を計画的かつ効率的に行い施設の延命かを図る。また、旅客集中による混乱の予防や緊急輸送機能の確保など関係事業者間等における連携体制の強化を促進する。</p>

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-4 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート、エネルギー供給の途絶等による医療・福祉機能の麻痺

脆弱性評価	推進施策
<p>2-4-1 【救急医療体制の充実・強化】</p> <p>大規模災害時には被災地内医療機関の医療救護機能が大幅にダウンすることに加え、同時多発的な救急医療事案が発生することを想定し、災害医療救護体制を整備する必要がある。また、災害時の医療情報を迅速かつ的確に把握できるよう広域災害緊急医療情報システム（EMIS）を有効活用できるようにする必要がある。</p> <p>2-4-2 【地域災害医療本部体制の整備】</p> <p>保健所は地域災害医療本部の役割を担うため、健康危機管理対策の検証や知識・技術の向上を図る研修や訓練等を重ね、また、関係機関等との連携を強化し、体制を整備する必要がある。</p> <p>2-4-3 【医療福祉施設等の耐災害性の確保】</p> <p>災害時においても医療・福祉機能を迅速に復旧できるよう、保健所、病院、社会福祉施設等の建築物については計画的に耐震化を促進し、非常用電源や燃料、非常用情報通信手段の確保、必要物資の備蓄など耐災害性を確保する必要がある。</p> <p>2-4-4 【救急医薬品・医療資機材等の整備】</p> <p>災害時において救急医薬品・医療資機材等が不足する事態を想定し、適切な備蓄や調達体制を整備する必要がある。</p>	<p>2-4-1 【救急医療体制の充実・強化】</p> <p>災害時に迅速な救急医療活動を実施できるよう、医師会や災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害時健康危機管理チーム（DHEAT）等の医療救護チーム等や医療ボランティアの派遣要請及び受入調整等の体制を整備する。また、広域災害緊急医療情報システム（EMIS）の操作等の研修・訓練を推進する。</p> <p>2-4-2 【地域災害医療本部体制の整備】</p> <p>医師会等との連携を強化し、災害時マニュアルの作成や研修、訓練を重ね、また、災害拠点病院や地域災害医療コーディネーター等と円滑に連携できるよう、災害時の保健医療の体制を整備する。</p> <p>2-4-3 【医療福祉施設等の耐災害性の確保】</p> <p>医療・福祉の拠点となる保健所、病院、社会福祉施設等の建築物については計画的に耐震化を促進し、非常用電源や、非常用情報通信手段の確保、必要物資の備蓄など耐災害性を確保できるよう推進する。</p> <p>2-4-4 【救急医薬品・医療資機材等の整備】</p> <p>医療機関等での備蓄確保に加え、医薬品販売業者、市内薬局、薬剤師会等との協力体制を確保するなど調達体制を整備する。</p>

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-4 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート、エネルギー供給の途絶等による医療・福祉機能の麻痺

脆弱性評価	推進施策
<p>2-4-5 【後方医療体制の確立】</p> <p>被災地内の医療救護体制では対応が困難な事態を想定し、被災地外の医療機関への迅速な移送や受援体制を整備する必要がある。</p> <p>2-4-6 【地域医療の充実】</p> <p>災害拠点病院が機能麻痺する事態を想定し、地域医療支援病院である市立病院による地域医療機関との連携に基づく地域医療の充実・強化を図る必要がある。</p> <p>2-4-7 【要配慮者支援体制の整備】</p> <p>避難所等における要配慮者の支援体制を構築するに当たり、福祉避難所や専門的人材を確保し、福祉機器等の調達及び緊急入所等に関して関係事業者との協力体制を構築する必要がある。また、避難所等における要配慮者の支援は、職員や関係機関等だけでは対応が困難なため、災害ボランティアセンターとの連携や、地域ぐるみの支援体制づくりに取り組む必要がある。</p>	<p>2-4-5 【後方医療体制の確立】</p> <p>県・関係市町村との連携のもと、後方支援医療ネットワークを強化し、重傷者等の救命対策として、自衛隊や海上保安庁等と連携したヘリコプターによる傷病者の搬送体制を整備する。</p> <p>2-4-6 【地域医療の充実】</p> <p>地域医療の充実や救急医療体制の充実・強化を継続できるように市立病院の建て替えに取り組み、地域医療支援病院として地域の医療機関との連携による役割分担、機能分化を推進し、地域医療の充実・強化を図る。</p> <p>2-4-7 【要配慮者支援体制の整備】</p> <p>福祉避難所として利用可能な施設と福祉避難所協定の締結を推進し、関係事業者等と協定を締結するなどして災害時に人的及び物的支援を得られるよう体制を整備する。また、市社会福祉協議会やボランティア団体と連携を図り、避難所の様態に基づき対応できるボランティア派遣体制を構築するとともに、自主防災組織や地域・在宅介護支援センター、支援団体等と連携し、要配慮者の支援に係る相互応援体制を整備する。</p>

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-5 被災地における疫病、感染症等の大規模発生

脆弱性評価	推進施策
<p>2-5-1【疫病、感染症を考慮した整備】</p> <p>大規模災害時の疫病・感染症の発生及びまん延を防ぐため、平時から予防接種を促進するとともに、被災地における感染症の早期把握及びまん延防止に向けた体制整備を図る必要がある。</p> <p>2-5-2【健康危機管理体制の整備】</p> <p>保健所は地域災害医療本部の役割を担うため、被災地における疫病、感染症等の発生に備え、関係機関や団体と連携を図り、健康危機を管理する体制を整備する必要がある。</p> <p>2-5-3【感染症用品・医薬品・医療資機材等の整備】</p> <p>疫病、感染症等の対策用品や救急医薬品・医療資機材等が不足する事態を想定し、適切な備蓄や調達体制を整備する必要がある。</p> <p>2-5-4【感染症等を考慮した避難対策】</p> <p>避難所等では多くの人が集中することから、感染症拡大のリスクを避けるため、避難所の拡充や感染症対策用品の整備等を計画的に推進するとともに、保健所等と連携のうえ自宅療養者等の避難対策を検討しておく必要がある。</p>	<p>2-5-1【疫病、感染症を考慮した整備】</p> <p>疫病・感染症の発生及びまん延を防ぐため、平時から予防接種を促進するとともに、被災地における感染症の早期把握、市民への適切な情報提供及びまん延防止に向けた体制を整備する。</p> <p>2-5-2【健康危機管理体制の整備】</p> <p>疫病、感染症等の発生とまん延を防止するため、市民や関係団体等に感染症等に関する正しい知識の普及・啓発を行うとともに、相談・検査体制の充実を図る。また、那覇市健康危機管理対策連絡会議等を開催し、健康危機管理について関係団体と連携を図り、訓練等を実施する。</p> <p>2-5-3【感染症用品・医薬品・医療資機材等の整備】</p> <p>マスクや消毒液、防護服等の備蓄確保に加え、流通在庫備蓄の活用や、医薬品販売業者、市内薬局、薬剤師会等との協力体制を確保する。</p> <p>2-5-4【感染症等を考慮した避難対策】</p> <p>避難所では感染症対策用品を計画的に整備し、可能な限り多くの避難所を開設する。また、ホテルや旅館等の宿泊施設等を活用するなど避難所を拡充するとともに、市民に対し、在宅避難や分散避難、感染症対策用品の備蓄について周知・啓発する。</p>

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

脆弱性評価	推進施策
<p>2-6-1【避難生活環境の整備】</p> <p>高齢者や障がい者、子ども、外国人などの要配慮者や男女等、多様な避難者ニーズに対応する必要があることから、適切な避難所運営と環境整備について検討しておく必要がある。</p> <p>2-6-2【トイレ環境等の整備】</p> <p>被災者の健康状態の悪化に繋がるおそれのあるトイレや衛生用品、要配慮者向けに必要な設備等について優先順位をつけ「住」環境の整備を実施する必要がある。</p> <p>2-6-3【要配慮者支援体制の整備】</p> <p>避難所等における要配慮者の支援体制を構築するに当たり、福祉避難所や専門的人材を確保し、福祉機器等の調達及び緊急入所等に関して関係事業者との協力体制を構築する必要がある。また、避難所等における要配慮者の支援は、職員や関係機関等だけでは対応が困難なため、災害ボランティアセンターとの連携や、地域ぐるみの支援体制づくりに取り組む必要がある。</p> <p>2-6-4【避難所の物資整備】</p> <p>避難所の生活環境を整備するに当たり、必要な物資を備蓄するとともに、流通在庫備蓄を含め、国や他自治体による広域応援等と連携して物資調達・供給体制を構築する必要がある。</p>	<p>2-6-1【避難生活環境の整備】</p> <p>高齢者や障がい者、子ども、外国人などの要配慮者や男女等、多様な避難者の視点やニーズに配慮し、避難所運営ガイドラインや避難所運営マニュアル等をもとに、自治会、自主防災組織、関係機関等と協力し、避難所の良好な環境整備と運営を図る。</p> <p>2-6-2【トイレ環境等の整備】</p> <p>避難所予定施設については、トイレ環境の改善（洋式、多目的トイレ、マンホールトイレ、仮設トイレの確保等）や段差の解消、その他要配慮者向けに必要な設備等について優先順位をつけて整備する。</p> <p>2-6-3【要配慮者支援体制の整備】</p> <p>福祉避難所として利用可能な施設と福祉避難所協定の締結を推進し、関係事業者等と協定を締結するなどして災害時に人的及び物的支援を得られるよう体制を整備する。また、市社会福祉協議会やボランティア団体と連携を図り、避難所の様態に基づき対応できるボランティア派遣体制を構築するとともに、自主防災組織や地域・在宅介護支援センター、支援団体等と連携し、要配慮者の支援に係る相互応援体制を整備する。</p> <p>2-6-4【避難所の物資整備】</p> <p>避難所の生活環境の整備に必要な物資等について、公的備蓄と流通在庫備蓄を含め、発災から3日以内に調達・供給体制を確立し、国や他自治体による広域応援を含め7日以上の物資等の供給体制を構築する。</p>

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

脆弱性評価	推進施策
<p>2-6-5【保健医療活動体制の整備】</p> <p>環境変化のストレスや医療保健サービスの中断等により健康状態や病状の悪化を招くおそれがあるため、被災地や避難所等において、被災者の健康状態や要配慮者の避難及び療養状況等を的確に把握し、速やかに保健医療サービスに繋げることができるよう、関係機関等と連携を強化し、保健医療体制を整備する必要がある。</p> <p>2-6-6【公衆衛生対策等実施体制の整備】</p> <p>避難所等、公衆衛生的アプローチの必要な場所が多数発生する事態を想定し、実施体制等を整備するとともに、公衆衛生・環境保全関係資機材を確保する必要がある。</p> <p>2-6-7【し尿処理体制の整備】</p> <p>避難所等において主な排出源となる大量のし尿を想定した収集処理体制等の整備し、必要とするし尿処理施設を確保する。</p> <p>2-6-8【下水道施設の整備】</p> <p>下水施設の被災により広域かつ長期間に亘り汚水処理機能が停止するおそれがあるため、ハードとソフトを組み合わせた計画的かつ効率的な対策により災害に強い下水道施設を整備する必要がある。</p>	<p>2-6-5【保健医療活動体制の整備】</p> <p>被災者の健康状態や要配慮者の避難及び療養状況等を的確に把握し、保健指導や巡回ケアなど保健医療サービスを速やかに提供できるよう体制を整備する。また、県や医師会、医療機関等と連携を強化し、災害時マニュアルの作成や研修、訓練を重ねるとともに、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）等の受援体制を整備する。</p> <p>2-6-6【公衆衛生対策等実施体制の整備】</p> <p>大量の公衆衛生対策事案を迅速かつ効果的に処理するため、近隣市町村との相互応援協力体制を整備し、関係機関・関連業者・団体等に対し災害時の人員や資機材等の確保等の応援協力体制を整備する。</p> <p>2-6-7【し尿処理体制の整備】</p> <p>避難所等の仮設トイレのし尿処分を迅速かつ適切に行うことができるよう、し尿処理施設を適正に維持管理、長寿命化するとともに「災害時処理・処分計画」を策定し、収集処理体制を整備する。</p> <p>2-6-8【下水道施設の整備】</p> <p>既存の下水道施設については、ストックマネジメント計画に基づき計画的かつ効率的な改築に取り組むとともに、マンホール浮上対策や管口可とう化等の耐震対策を行う。また、未普及地域等への新たな施設についても耐震対策を考慮した整備とする。</p>

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 本市の施設及び職員等の被災による行政機能の大幅な低下

脆弱性評価	推進施策
<p>3-1-1 【防災拠点施設等の耐災害性の確保】</p> <p>防災拠点となる庁舎や消防署、保健所など公共施設等の被災による行政機能の大幅な低下を防ぐため、公共施設等については計画的に耐震化、長寿命化を図り、非常用電源や燃料、非常用情報通信設備の整備、必要物資の備蓄など耐災害性を確保する必要がある。</p> <p>3-1-2 【業務継続体制の強化】</p> <p>災害時において、早期に非常時優先業務を実施できるよう、那覇市業務継続計画を必要に応じて見直し、実効性の向上を促進することにより、業務継続体制を強化する必要がある。</p> <p>3-1-3 【執務室等の環境整備】</p> <p>地震など突発的な災害時に迅速な初動体制を確立することができるよう、執務室等の安全確保を徹底し、職員配備計画や緊急連絡網の作成、必要物資の確保など体制を整備する必要がある。</p> <p>3-1-4 【情報システム体制の強化】</p> <p>電源の供給停止やシステムダウン等により業務停止を招くおそれがあるため、庁舎や人的・情動的資源、ライフライン等が被災してもICT資源を確保し、応急業務の実効性や通常業務の持続性を確保するとともに、重要な情報の消失を防ぐためバックアップシステムを整備する必要がある。</p>	<p>3-1-1 【防災拠点施設等の耐災害性の確保】</p> <p>防災拠点となる庁舎や消防署、保健所、避難所など公共施設等については計画的に耐震化、長寿命化を図り、非常用電源や燃料、非常用情報通信設備の整備、必要物資の備蓄など耐災害性の確保を図る。</p> <p>3-1-2 【業務継続体制の強化】</p> <p>那覇市業務継続計画の実効性を向上するための研修や訓練を実施するとともに、必要な資源の継続的な確保、各分野別の非常時優先業務マニュアルを整備するなど業務継続体制を強化する。</p> <p>3-1-3 【執務室等の環境整備】</p> <p>執務室等の備品の固定化や危険物品を撤去するなど安全確保を徹底するとともに、あらかじめ作成した職員配備計画や緊急連絡網を職員に周知徹底し、必要物資を確保するなど体制を整備する。</p> <p>3-1-4 【情報システム体制の強化】</p> <p>庁舎や人的・情動的資源、ライフライン等が被災しても、ICT資源を確保し、応急業務の実効性や通常業務の持続性を確保するため、ICT-BCP（ICT部門の業務継続計画）を策定するとともに、バックアップデータを保管するなど情報システムの災害対応力の強化を図る。</p>

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 本市の施設及び職員等の被災による行政機能の大幅な低下

脆弱性評価	推進施策
<p>3-1-5 【受援体制の強化】</p> <p>災害状況によっては多くの職員が参集できず人員の絶対的不足が生ずるおそれがあることから、他自治体や関係機関・団体等との応援協定に基づく連携体制の構築や、ボランティアなど支援人員の受入体制を強化する必要がある。</p> <p>3-1-6 【職員の健康管理等】</p> <p>災害応急対策の長期化による職員の身体的、精神的な疲労に対するケア体制を検討し、偏りのない職員動員体制を構築する必要がある。また、子育てや介護等の家庭的責任を有する職員にも配慮した体制を構築する必要がある。</p>	<p>3-1-5 【受援体制の強化】</p> <p>引き続き災害時応援協定の締結を推進するとともに、他自治体や関係機関・団体等との合同訓練を重ね連携体制を構築する。また、より円滑かつ効果的に支援人員の受入を行うため、あらかじめ受援計画を策定するなど受援体制を強化する。</p> <p>3-1-6 【職員の健康管理等】</p> <p>職員の身体的、精神的な疲労に対するケア体制を検討し、偏りのない職員動員体制を構築する。また、子育てや介護支援に必要な施設の早期復旧が困難な場合を想定し、指定避難所や庁舎内等に子育てや介護支援の場を設けることを検討する。</p>

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な情報インフラ・情報サービスの麻痺・機能停止（情報収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態）

脆弱性評価	推進施策
<p>4-1-1 【情報システム体制の強化】</p> <p>電源の供給停止やシステムダウン等により業務停止を招くおそれがあるため、庁舎や人的・情動的資源、ライフライン等が被災してもICT資源を確保し、応急業務の実効性や通常業務の持続性を確保する必要がある。</p> <p>4-1-2 【情報伝達手段の拡充】</p> <p>電力の供給停止や情報通信機能が麻痺・停止した場合でも、市民等へ防災情報等を伝達できるよう、情報の多重化・多様化を図るとともに、防災情報システム等を整備するなど情報伝達手段を拡充する必要がある。</p> <p>4-1-3 【総合行政情報通信ネットワーク運用】</p> <p>災害時に県との情報通信を確保できるよう整備されている総合行政情報通信ネットワークの機能が失われないよう、システムの維持管理を徹底する必要がある。</p> <p>4-1-4 【消防通信体制の強化】</p> <p>通信事業者の回線等が麻痺・停止した場合においても救助・救急活動が継続することができるよう、消防通信ネットワーク基盤の耐災害性の確保及び高度化を図り、消防通信体制を強化する必要がある。</p> <p>4-1-5 【通信事業者等との連携強化】</p> <p>通信設備等が不足する事態に備え、平時から通信事業者等と災害時応援協定に基づく連携を強化する必要がある。</p>	<p>4-1-1 【情報システム体制の強化】</p> <p>庁舎や人的・情動的資源、ライフライン等が被災しても、ICT資源を確保し、応急業務の実効性や通常業務の持続性を確保するため、ICT-BCP（ICT部門の業務継続計画）を策定し、必要な事前対策を講ずることで情報システムの災害対応力の強化を図る。</p> <p>4-1-2 【情報伝達手段の整備】</p> <p>防災行政無線、全国瞬時警報システム（Jアラート）、緊急エリアメール、SNS、災害情報共有システム（Lアラート）、テレビ、ラジオ等を活用して情報伝達手段の多重化・多様化を図るとともに、防災情報システム等を整備して情報伝達手段の拡充を図る。</p> <p>4-1-3 【総合行政情報通信ネットワーク運用】</p> <p>災害等により総合行政情報通信ネットワークの機能が失われないよう、機器の設置主体である沖縄県及び保守事業者との連携を強化する。</p> <p>4-1-4 【消防通信体制の強化】</p> <p>高機能消防指令センターの整備及び機能維持を図るとともに、通信施設・設備の耐震化や耐浪化を確保するなど、消防通信ネットワーク基盤耐災害性の確保及び高度化を図り、消防通信体制を強化する。</p> <p>4-1-5 【通信事業者等との連携強化】</p> <p>応援協定等を締結している通信事業者等と情報共有や連絡手順の確認を行うとともに、訓練を実施するなど連携強化に取り組む。</p>

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な情報インフラ・情報サービスの麻痺・機能停止（情報収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態）

脆弱性評価	推進施策
<p>4-1-6 【避難行動要支援者対策の推進】</p> <p>災害時において自ら避難することが困難な高齢者、障がい者等の避難行動要支援者について、逃げ遅れ等による被害を防止するため、地域の支援者や関係団体と連携し、地域ぐるみの避難支援体制を整備する必要がある。</p> <p>4-1-7 【自助・近助・共助による防災体制の強化】</p> <p>地震や津波など災害種別や状況に応じ、市民一人ひとりが自ら判断して迅速に対処することができるよう、日頃から地域の災害リスクや適切な対処方法等を周知し、防災意識及び知識の向上を図る必要がある。また、「地区防災計画」や「タイムライン」等の作成を進めるなど地域防災力を高める取り組みを推進する必要がある。</p>	<p>4-1-6 【避難行動要支援者対策の推進】</p> <p>平時より避難行動要支援者名簿を活用し、要支援者の実態把握に努めるとともに、地域の支援者や関係団体と連携し、一人一人の避難行動要支援者に対して避難支援者を定める等、具体的な個別避難計画の策定の取り組み等を推進する。</p> <p>4-1-7 【自助・近助・共助による防災体制の強化】</p> <p>地域での防災講話や訓練・研修等のあらゆる機会を通し、地域の災害リスクに応じた適切な対処方法等を周知し、防災意識及び知識の向上に努める。また、「地区防災計画」や「タイムライン」の作成を支援するなど、地域防災力を高める取り組みを推進する。</p>

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 エネルギー供給停止、断水等、サプライチェーンの寸断等による地域経済活動への影響

脆弱性評価	推進施策
<p>5-1-1 【事業継続体制の強化】</p> <p>事業活動が継続又は早期に再開され、経済活動への影響を最小限に留められるよう、企業の事業継続計画（BCP）及び事業継続マネジメント（BCM）の取り組みを通じて事業継続体制を強化する必要がある。</p> <p>5-1-2 【災害に強い道路網の整備】</p> <p>道路は災害時における人員、物資等の緊急輸送や物流を継続するうえでも重要な役割を果たすため、災害に強い道路網の整備を計画的に推進する必要がある。</p> <p>5-1-3 【橋梁の整備】</p> <p>橋梁は重要な道路構造物であり、事故等が発生すると社会的及び経済的な影響が大きいことから、老朽化した橋梁等を計画的に整備し、災害に対する橋梁の安全性の確保を図る必要がある。</p> <p>5-1-4 【道路啓開体制の整備】</p> <p>地震や津波等による瓦礫や倒壊・落下物、事故車両等により、緊急輸送路が交通不可となるおそれがあるため、迅速な道路啓開により道路機能を確保できるよう体制を整備する必要がある。</p>	<p>5-1-1 【事業継続体制の強化】</p> <p>発災時の事業継続体制を確保できるよう、商工団体と連携し、事業継続計画（BCP）及び事業継続マネジメント（BCM）の策定の必要性について普及啓発し、計画作成の取り組みを支援する。</p> <p>5-1-2 【災害に強い道路網の整備】</p> <p>都市計画道路等の主要幹線道路の整備を促進するとともに、計画的に市道の新設改良等を行い、防災・景観等にも配慮した環境整備に努める。また、県指定の緊急輸送道路と市の防災拠点をつなぐ市道、防災拠点同士をつなぐ市道を市の緊急輸送道路と指定し、必要な整備を推進する。</p> <p>5-1-3 【橋梁の整備】</p> <p>本市が管理する橋梁については、「長寿命化修繕計画」における修繕計画に基づき効率的・効果的な予防保全を図りながら、老朽化と劣化の進行が危惧されている整備優先度の高い橋梁から計画的に整備する。</p> <p>5-1-4 【道路啓開体制の整備】</p> <p>迅速な道路啓開により、緊急輸送路としての機能を確保できるよう、重機や車両移動機器類など道路啓開用資機材を保有している関係機関・団体等と連携し、道路啓開体制を構築する。</p>

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 エネルギー供給停止、断水等、サプライチェーンの寸断等による地域経済活動への影響

脆弱性評価	推進施策
<p>5-1-5【無電柱化等の推進】</p> <p>電柱の倒壊による道路の交通遮断を防止するため、市街地等の道路無電柱化を進めるとともに、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に係る事業者等との連携強化を図り、道路の安全性を高める必要がある。</p> <p>5-1-6【空港・港湾の機能保全】</p> <p>空港や港湾、漁港施設は、航空・海上交通ルートによる輸送機能を確保するうえで極めて重要な役割を果たすため、災害によって大きな機能麻痺を生じないように、強化、整備に努める必要がある。</p> <p>5-1-7【水道施設の耐震化対策等】</p> <p>上水道施設の被災により広域かつ長期に亘る断水が発生しないよう、現状の水道施設の状態を把握し、地震災害時に対応できるよう耐震化を図るなど災害に強い水道施設を整備する必要がある。</p> <p>5-1-8【電力・ガス・燃料施設の整備】</p> <p>電柱及び電線等の被害が発生し、広域かつ長期に亘る停電が発生しないよう、被害を早期に復旧するため、発電・変電施設、送電設備等の災害発生の原因除去と耐災環境の整備に努める必要がある。また、都市ガスや高圧ガス設備の被害やガス漏洩、燃料流出等の二次災害を防止するとともに、被災した場合にも速やかに供給を再開できるよう、予防対策を推進する必要がある。</p>	<p>5-1-5【無電柱化等の推進】</p> <p>那覇市無電柱化推進計画に基づき、市街地等における道路無電柱化を推進するとともに、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に係る事業者等との情報共有及び連携体制を強化する。</p> <p>5-1-6【空港・港湾の機能保全】</p> <p>空路や港湾、漁港施設は、航空・海上交通ルートによる輸送機能を確保するうえで極めて重要な役割を果たすため、災害によって大きな機能麻痺を生じないように、関係機関と連携して取り組みを促進する。</p> <p>5-1-7【水道施設の耐震化対策等】</p> <p>那覇市水道施設更新（耐震化）基本計画に基づき、計画的・効率的な水道施設の更新を行う。さらに、更新に当たっては、国の指針による耐震設計・施工及び液状化対策、保守点検、配水池・ポンプ場の耐震性強化を促進する。</p> <p>5-1-8【電力・ガス・燃料施設の整備】</p> <p>発電・変電施設、送電設備等の耐震化対策や電線の地中化を促進するとともに、電力供給の途絶に備え、非常用電源やその燃料の確保、太陽光発電システムの導入等を促進する。また、ガスや燃料等による二次災害の発生を防止するため、災害時の連携協力、情報共有など必要な体制整備を図るとともに、迅速な復旧を行えるよう施設の耐震化対策や設備等の耐災環境の整備を推進する。</p>

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-2 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

脆弱性評価	推進施策
<p>5-2-1【危険物施設の安全化対策等】</p> <p>石油・ガス等の危険物施設の被災により大量の危険物が流出する事態を防ぐため、ハードとソフトを組み合わせた計画的かつ効果的な対策により災害に強い施設を整備する必要がある。</p> <p>5-2-2【危険防除のための消防力等の強化】</p> <p>石油・ガス等の危険物施設内での災害は、大規模かつ特殊事象となるおそれがあるため、通常の消防力では対応が困難な救助事案や特殊災害に対応できる常備消防力の充実・強化を推進する必要がある。</p> <p>5-2-3【港湾施設の機能強化】</p> <p>那覇港では、港湾施設の狭隘化による利用効率の低下、貨物船と旅客船・フェリーの混在等が課題となっていることから、利便性の高い港湾の整備・拡充を推進し、国際物流産業の拠点形成に必要な港湾施設の機能強化を図る必要がある。</p>	<p>5-2-1【危険物施設の安全化対策等】</p> <p>石油・ガス等の危険物施設に対し、耐震性強化を指導し、自主防災体制や防災資機材の整備促進、立入検査の強化等により出火及び流出防止を図り、各施設管理者による安全化対策を推進する。</p> <p>5-2-2【危険防除のための消防力等の強化】</p> <p>消防力整備指針に基づき施設、資機材、部隊等を整備するとともに、訓練や研修を充実させ、特殊車両や資機材の取扱い訓練等を強化し、消防力のさらなる強化・充実を推進する。</p> <p>5-2-3【港湾施設の機能強化】</p> <p>物流拠点の形成に必要な港湾機能の強化を図るため、空港やふ頭間を結ぶ臨港道路や、防波堤・耐震岸壁等の港湾施設の整備を促進し、また、那覇港総合物流センターや背後地の整備を推進することにより、国際流通港湾としての機能強化に関係機関と連携して取り組みを促進する。</p>

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-3 食料等の安定供給の停滞

脆弱性評価	推進施策
<p>5-3-1 【漁業関連施設の環境整備】</p> <p>水産業において、漁港関連施設等の基盤整備や漁業者支援の充実等による漁業生産の安定化と向上、産地市場及び消費地市場である漁港・漁業施設の老朽化対策など環境整備に取り組む必要がある。</p> <p>5-3-2 【農業の基盤強化】</p> <p>農業基盤が弱く、台風や長雨等の自然災害のリスクも高い本市農業の基盤強化及び振興・育成を図る必要がある。</p> <p>5-3-3 【緊急輸送機能の確保（物流）】</p> <p>物流継続に必要な交通インフラを早期に復旧するため、国や県、関係機関等と連携し、災害に強い道路網、空港、港湾等を整備するとともに、代替輸送手段の確保を検討する必要がある。</p> <p>5-3-4 【備蓄及び物資等の供給体制の構築】</p> <p>大規模災害時には、公的備蓄や流通在庫備蓄等を迅速に提供することが困難な場合もあるため、家庭や事業所等における備蓄を励行し、流通在庫備蓄を含め、国や他自治体による広域応援等と連携して物資調達・供給体制を構築する必要がある。</p>	<p>5-3-1 【漁業関連施設の環境整備】</p> <p>漁業生産の安定化の向上、漁業関連施設の老朽化対策や機能強化するための漁港・漁業施設の整備、衛生管理設備等の整備に取り組みとともに、本市水産業の拠点である泊漁港及び泊いゆまち一帯の再整備の実施に向け、国や県等と連携し取り組みを推進する。</p> <p>5-3-2 【農業の基盤強化】</p> <p>農業振興事業、農業次世代人材投資事業等を通し、農業基盤強化及び振興・育成を図るとともに、農業と交流する機会を通し、本市農業への理解を深め、安全安心な農産物の普及促進に努める。</p> <p>5-3-3 【緊急輸送機能の確保（物流）】</p> <p>物流継続に必要な交通インフラを早期に復旧するため、国や県、関係機関等と連携し、災害に強い道路網、空港、港湾等の整備を推進するとともに、災害時応援協定を活用するなどして代替輸送手段の確保体制を整備する。</p> <p>5-3-4 【備蓄及び物資等の供給体制の構築】</p> <p>那覇市地域防災計画に基づき、最低7日分相当の家庭内備蓄を啓発するとともに、市民備蓄と流通在庫備蓄を含め、発災から3日以内に物資等の供給体制を確立し、国や他自治体による広域応援を含め7日以上分の物資等の供給体制を構築に努める。</p>

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 ライフライン（電気、ガス、石油、上下水道等）の長期間にわたる機能の停止

脆弱性評価	推進施策
<p>6-1-1 【再生可能エネルギー等の普及】</p> <p>災害時においても経済・社会活動に必要なエネルギーを確保するため、分散型エネルギーなどの災害に強いエネルギーシステムの構築が必要である。また、防災拠点となる公共施設等においては、長期間の停電に備え、多様な非常用電源の整備を推進する必要がある。</p> <p>6-1-2 【電力施設の整備】</p> <p>電柱の倒壊や電線切断など電力施設に被害が発生し、広域かつ長期に亘る停電が発生する事態に備え、関係機関と連携して発電・変電施設、送電設備等の災害発生の原因を除去するとともに、早期復旧できるよう耐災環境の整備に努める必要がある。</p> <p>6-1-3 【ガス・燃料施設の整備】</p> <p>都市ガスや高圧ガス設備の被害やガス漏洩、燃料流出等の二次災害を防止するとともに、被災した場合にも速やかに供給を再開できるよう、予防対策を推進する必要がある。</p> <p>6-1-4 【水道施設の耐震化対策等】</p> <p>上水道施設の被災により広域かつ長期に亘る断水が発生しないよう、現状の水道施設の状態を把握し、地震災害時に対応できるよう耐震化を図るなど災害に強い水道施設を整備する必要がある。</p>	<p>6-1-1 【再生可能エネルギー等の普及】</p> <p>平時から化石燃料への依存度を減らし、太陽光発電や太陽熱利用設備など再生可能エネルギー等の利用を促進する。防災拠点となる公共施設等においては、太陽光発電や蓄電池、コージェネレーションシステムなど多様な非常用電源の整備を推進する。</p> <p>6-1-2 【電力施設の整備】</p> <p>関係機関と連携し、耐震設計発電・変電施設、送電設備等の耐震化対策や電線の地中化を促進するとともに、電気による二次的災害を防止するため関係機関との連携体制を整備する。また、現場情報を迅速に収集・共有する体制を整備し、被害状況や復旧の見通しなど市民に対し適切な情報発信を行えるよう体制を整備する。</p> <p>6-1-3 【ガス・燃料施設の整備】</p> <p>ガスや燃料等による二次災害の発生を防止するため、災害時における連携協力、情報共有など必要な体制整備を図るとともに、迅速な復旧を行えるよう施設の耐震化対策や設備等の耐災環境の整備を推進する。</p> <p>6-1-4 【水道施設の耐震化対策等】</p> <p>那覇市水道施設更新（耐震化）基本計画に基づき、計画的・効率的な水道施設の更新を行う。さらに、更新に当たっては、国の指針による耐震設計・施工及び液状化対策、保守点検、配水池・ポンプ場の耐震性強化を促進する。</p>

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 ライフライン（電気、ガス、石油、上下水道等）の長期間にわたる機能の停止

脆弱性評価	推進施策
<p>6-1-5【水資源の有効活用】</p> <p>島嶼県であり他県から遠隔地に位置する本市において上水道施設が被災した場合、国や他自治体からの広域応援の到着に時間を要する可能性があることから、初期応急給水用の給水源を確保するとともに、給水用資機材の整備・強化を図る必要がある。</p> <p>6-1-6【下水道施設の整備】</p> <p>下水道施設の被災により広域かつ長期間に亘り汚水処理機能が停止するおそれがあるため、ハードとソフトを組み合わせた計画的かつ効率的な対策により災害に強い下水道施設を整備する必要がある。</p> <p>6-1-7【緊急輸送機能の確保】</p> <p>物流継続に必要な交通インフラを早期に復旧するため、国や県、関係機関等と連携し、災害に強い道路網、空港、港湾等を整備するとともに、代替輸送手段の確保を検討する必要がある。</p> <p>6-1-8【橋梁の整備】</p> <p>橋梁は重要な道路構造物であり、事故等が発生すると社会的及び経済的な影響が大きいことから、老朽化した橋梁等を計画的に整備し、災害に対する橋梁の安全性の確保を図る必要がある。</p>	<p>6-1-5【水資源の有効活用】</p> <p>上水道施設の被災に備え、貯水施設等の整備を増強し、飲料以外の生活用水等を確保するため、河川や湧き水等の自然水利やプール、再生水を活用するなど多様な給水源を確保する。また、応急給水活動に必要なポリタンク、給水タンク、給水袋、可搬型発電機等給水用資機材を整備するとともに、災害時応援協定等を推進するなど協力体制を確立する。</p> <p>6-1-6【下水道施設の整備】</p> <p>既存の下水道施設については、ストックマネジメント計画に基づき計画的かつ効率的な改築に取り組むとともに、マンホール浮上対策や管口可とう化等の耐震対策を行う。また、未普及地域等への新たな施設についても耐震対策を考慮した整備とする。</p> <p>6-1-7【緊急輸送機能の確保】</p> <p>物流継続に必要な交通インフラを早期に復旧するため、国や県、関係機関等と連携し、災害に強い道路網、空港、港湾等の整備を推進するとともに、災害時応援協定を活用するなどして代替輸送手段の確保体制を整備する。</p> <p>6-1-8【橋梁の整備】</p> <p>本市が管理する橋梁については、「長寿命化修繕計画」における修繕計画に基づき効率的・効果的な予防保全を図りながら、老朽化と劣化の進行が危惧されている整備優先度の高い橋梁から計画的に整備する。</p>

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-2 汚水処理施設や廃棄物処理施設等の長期間にわたる機能停止

脆弱性評価	推進施策
<p>6-2-1【下水道施設の整備】</p> <p>下水施設の被災により広域かつ長期間に亘り汚水処理機能が停止するおそれがあるため、ハードとソフトを組み合わせた計画的かつ効率的な対策により災害に強い下水道施設を整備する必要がある。</p> <p>6-2-2【浄化槽施設の整備】</p> <p>汚水未普及地域等における老朽化した単独浄化槽の破損等に伴う汚水や汚泥の流出等により、公衆衛生の悪化や感染症まん延の原因となるおそれがあることから、合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。</p> <p>6-2-3【災害廃棄物処理体制の整備】</p> <p>建物倒壊や焼失による瓦礫や津波堆積物等により大量に発生する災害廃棄物に対し、適切に処理が行われないことによる復旧・復興の遅延や生活環境保全上に支障が生じる事態を防ぐために、「災害廃棄物処理計画」を策定し、体制を整備する必要がある。</p> <p>6-2-4【ごみ処理体制の整備】</p> <p>大規模災害時においても廃棄物等の継続的な処理が可能となるよう、中間処理施設、リサイクル施設、最終処分場などのごみ処理施設を計画的に整備・修繕するなど施設の長寿命化を図るとともに、事業所・他自治体等と応援協力体制を構築するなど、ごみ処理体制を整備する必要がある。</p>	<p>6-2-1【下水道施設の整備】</p> <p>既存の下水道施設については、ストックマネジメント計画に基づき計画的かつ効率的な改築に取り組むとともに、マンホール浮上対策や管口可とう化等の耐震対策を行う。また、未普及地域等への新たな施設についても耐震対策を考慮した整備とする。</p> <p>6-2-2【浄化槽施設の整備】</p> <p>汚水未普及地域等については、単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進する。また、浄化槽の管理者に対し、浄化槽の清掃、保守点検及び法廷検査の受検等、適正な維持管理について関係機関と連携して周知・啓発を図る。</p> <p>6-2-3【災害廃棄物処理体制の整備】</p> <p>災害廃棄物に対して迅速かつ適切に対応するため、仮置場の配置や災害廃棄物の処理方法等を具体化した「災害廃棄物処理計画」を策定するとともに、計画の実行性の向上を図るため、訓練や教育による人材育成、事業所・他自治体等と応援協力体制を構築するなど、災害廃棄物処理体制を整備する。</p> <p>6-2-4【ごみ処理体制の整備】</p> <p>中間処理施設、リサイクル施設、最終処分場などのごみ処理施設について、日常の適正運転管理と定期点検による適切な整備や修繕を行い、概ね10年から15年ごとに基幹的設備改良事業等を実施して施設の長寿命化を図るとともに、事業所・他自治体と応援協力体制を構築するなど処理体制を整備する。</p>

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-2 汚水処理施設や廃棄物処理施設等の長期間にわたる機能停止

脆弱性評価	推進施策
<p>6-2-5【し尿処理体制の整備】</p> <p>避難所等において主な排出源となる大量のし尿を想定した収集処理体制等を整備し、し尿等下水放流施設の適正管理及び長寿命化等を推進する必要がある。</p>	<p>6-2-5【し尿処理体制の整備】</p> <p>避難所等の仮設トイレのし尿処分を迅速かつ適切に行うことができるよう、し尿等下水放流施設を適正に維持管理及び長寿命化するとともに「災害時処理・処分計画」を策定し、収集処理体制を整備する。</p>

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-3 市外と基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

脆弱性評価	推進施策
<p>6-3-1 【災害に強い道路網の整備】</p> <p>道路は災害時における人員、物資等の緊急輸送や物流を継続するうえでも重要な役割を果たすため、災害に強い道路網の整備を計画的に推進する必要がある。</p> <p>6-3-2 【道路啓開体制の整備】</p> <p>地震や津波等による瓦礫や倒壊・落下物、事故車両等により、緊急輸送路が交通不可となるおそれがあるため、迅速な道路啓開により道路機能を確保できるよう体制を整備する必要がある。</p> <p>6-3-3 【無電柱化等の推進】</p> <p>電柱の倒壊による道路の交通遮断を防止するため、市街地等の道路無電柱化を進めるとともに、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に係る事業者等との連携強化を図り、道路の安全性を高める必要がある。</p> <p>6-3-4 【橋梁の整備】</p> <p>橋梁は重要な道路構造物であり、事故等が発生すると社会的及び経済的な影響が大きいことから、老朽化した橋梁等を計画的に整備し、災害に対する橋梁の安全性の確保を図る必要がある。</p>	<p>6-3-1 【災害に強い道路網の整備】</p> <p>都市計画道路等の主要幹線道路の整備を促進するとともに、計画的に市道の新設改良等を行い、防災・景観等にも配慮した環境整備に努める。また、県指定の緊急輸送道路と市の防災拠点をつなぐ市道、防災拠点同士をつなぐ市道を市の緊急輸送道路と指定し、必要な整備を推進する。</p> <p>6-3-2 【道路啓開体制の整備】</p> <p>迅速な道路啓開により、緊急輸送路としての機能を確保できるよう、重機や車両移動機器類など道路啓開用資機材を保有している関係機関・団体等と連携し、道路啓開体制を構築する。</p> <p>6-3-3 【無電柱化等の推進】</p> <p>那覇市無電柱化推進計画に基づき、市街地等における道路無電柱化を推進するとともに、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に係る事業者等との情報共有及び連携体制を強化する。</p> <p>6-3-4 【橋梁の整備】</p> <p>本市が管理する橋梁については、「長寿命化修繕計画」における修繕計画に基づき効率的・効果的な予防保全を図りながら、老朽化と劣化の進行が危惧されている整備優先度の高い橋梁から計画的に整備する。</p>

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-3 市外と基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

脆弱性評価	推進施策
<p>6-3-5【関係機関相互の連携体制の強化】</p> <p>地域交通ネットワークを迅速かつ円滑に復旧・復興するため、道路管理者、橋梁管理者、警察その他関係機関が相互に情報交換を行い、連携・協力体制を強化する必要がある。</p> <p>6-3-6【地籍調査】</p> <p>地籍調査の未実施地域において、大規模自然災害が起こり土地の形状が変わってしまった場合、土地境界に関する正確な地籍図等がないために境界の復元が容易にできず、復旧・復興が遅れるおそれがあるため、地籍の明確化を図る必要がある。</p> <p>6-3-7【都市交通体系の環境整備】</p> <p>慢性的な交通渋滞の発生により地域交通の機能が麻痺するおそれがあるため、平時から自動車に頼り過ぎない暮らしの推進を図るとともに、公共交通利用環境の向上・充実を図り、多様な移動手段が利用可能な社会構造とするための環境整備を推進する必要がある。</p>	<p>6-3-5【関係機関相互の連携体制の強化】</p> <p>地域交通ネットワークを形成する国・県・市の各道路管理者、橋梁管理者、警察その他関係機関相互に情報交換を行い、道路啓開手順や迂回路の設定等を事前に検討するなど連携・協力体制を強化する。</p> <p>6-3-6【地籍調査】</p> <p>災害発生後の復旧・復興を円滑かつ迅速に行うには、土地境界等を明確にした現地復元能力のある地籍図等を整備しておくことが重要となるため、地籍調査を計画的に推進する。</p> <p>6-3-7【都市交通体制の環境整備】</p> <p>慢性的な交通渋滞を緩和するため、手段、経路、時間の分散を軸とした交通需要マネジメントに取り組み、バスやモノレール、次世代型路面電車システム（LRT）などの公共交通ネットワークを軸とした多様な移動手段が利用可能な社会構造とするための環境整備を推進する。</p>

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 市街地での大規模火災の発生、沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

脆弱性評価	推進施策
<p>7-1-1 【防火対策の推進】</p> <p>火災からの逃げ遅れによる被害を防ぐため、住宅用火災警報器の普及促進に取り組むとともに、出火防止対策及び建物の関係者や住民の防火意識の向上を図る必要がある。また、経年した防火水槽等が、地震等により破損する可能性があることから、耐震化へ整備を推進する必要がある。</p>	<p>7-1-1 【防火対策の推進】</p> <p>火災による物的・人的被害を予防するため、各自治会や自主防災組織等を通じた広報活動により住宅用火災警報器の普及促進に取り組むとともに、出火防止対策及び建物関係者や住民の防火意識の向上を図る。また、経年防火水槽の耐震化を図り長寿命化を推進することで、効果的かつ効率的に消防水利の整備に取り組む。</p>
<p>7-1-2 【市街地の整備促進】</p> <p>市街地の一部においては、建物の老朽化や増改築により災害時の避難、救助に支障をきたすとともに建築物の倒壊や火災時の延焼拡大など都市防災上の問題を抱えている。このことから面的な密集住宅市街地の改善が望まれており、土地の高度利用による都市機能の更新や空地、公園・広場などを確保し、安全安心な都市基盤の整備に引き続き取り組んでいく必要がある。</p>	<p>7-1-2 【市街地の整備促進】</p> <p>密集住宅市街地において、火災延焼を防ぐため建築物の耐震・不燃化を促進するとともに、市街地再開発事業などによる土地の高度利用及び都市基盤の整備による都市機能の更新を促進する。また、延焼遮断帯の整備及び避難場所・避難経路、オープンスペースを確保するなど、災害に強い市街地形成を推進する。</p>
<p>7-1-3 【消防・救助体制の強化】</p> <p>大規模火災から人命の保護を図るためには、迅速かつ効果的な消防活動が必要となることから、消防力の整備指針に基づく施設や資機材、部隊等の整備を着実に進め消防力の強化を図る必要がある。</p>	<p>7-1-3 【消防・救助体制の強化】</p> <p>消防力整備指針に基づき施設、資機材、部隊等を整備し、迅速かつ効果的な消防活動に取り組むとともに、多種多様化する災害対応や火災戦術に対応するための研修を充実させ、特殊車両や資機材の取扱い訓練等を強化し、消防力のさらなる向上を図る。</p>
<p>7-1-4 【交通施設等の安全確保】</p> <p>大地震によるバス停留所上屋の倒壊等による人的被害やバス機能停止等の被害を防止するため、老朽化したバス停留所上屋など施設については、状況に応じて改修・整備を行う必要がある。</p>	<p>7-1-4 【交通施設等の安全確保】</p> <p>老朽化したバス停留所上屋など施設の状況に応じて改修・整備を行うとともに、強烈な日差しや風雨を避けることができるよう施設を整備するなど、バス交通の安全確保対策を推進する。</p>

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 市街地での大規模火災の発生、沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

脆弱性評価	推進施策
<p>7-1-5【緑を活かしたインフラ整備】</p> <p>密集住宅市街地等での火災延焼により大規模火災が発生するおそれがあることから、公園・植栽のもつ延焼遮断効果、避難空間としての活用など緑の多様な防災・減災機能を活かしたインフラ整備を推進する必要がある。</p> <p>7-1-6【沿線・沿道の整備】</p> <p>沿線・沿道の建築物の複合的な倒壊などにより、避難行動や消防・救援活動、応急対応に支障が生じるおそれがあるため、耐震化が必要な建築物及び沿線・沿道の整備を促進する必要がある。</p>	<p>7-1-5【緑を活かしたインフラ整備】</p> <p>緑の基本計画に基づき、緑地の保全及び緑化の推進に関する施策を計画的に推進し、緑の防災・減災機能を多面的に活かしたまちづくりを推進する。また、指定緊急避難場所となる公園・緑地等の安全性向上や防災機能の強化を図る。</p> <p>7-1-6【沿線・沿道の整備】</p> <p>幹線道路の沿線・沿道については、消防・救援活動を円滑に行うため、老朽建築物の耐震化を進めるとともに、延焼遮断帯としての街路樹の整備や、無電柱化により安全な道路空間を確保するなど整備を推進する。</p>

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-2 海上・臨海部の広域複合災害

脆弱性評価	推進施策
<p>7-2-1【海岸堤防等の老朽化対策】</p> <p>津波や高潮等により海岸や河川堤防等が倒壊するなどにより、大規模な浸水被害が発生するおそれがあるため、計画的に地震・津波対策を行い、長寿命化を図るなど老朽化対策を促進する必要がある。</p> <p>7-2-2【空港・港湾の機能保全】</p> <p>空港や港湾、漁港施設は、航空・海上交通ルートによる避難、救助及び輸送を行う上で極めて重要な役割を果たすため、災害によって大きな機能麻痺を生じないよう、強化、整備に努める必要がある。</p> <p>7-2-3【危険物施設の安全化対策等】</p> <p>石油・ガス等の危険物施設の被災により大量の危険物が流出する事態を防ぐため、ハードとソフトを組み合わせた計画的かつ効果的な対策により災害に強い施設を整備する必要がある。</p> <p>7-2-4【危険防除のための消防力等の強化】</p> <p>石油・ガス等の危険物施設内での災害は、大規模かつ特殊事象となるおそれがあるため、通常の消防力では対応が困難な救助事案や特殊災害に対応できる常備消防力の充実・強化を推進する必要がある。</p>	<p>7-2-1【海岸堤防等の老朽化対策】</p> <p>津波や高潮により海岸や河川堤防等の被害を防止するため、関係行政機関等と連携を図り、計画的に地震・津波対策を行うとともに長寿命化を図るなど老朽化対策を促進する。</p> <p>7-2-2【空港・港湾の機能保全】</p> <p>空路や港湾、漁港施設は、航空・海上交通ルートによる避難、救助及び輸送を行う上で極めて重要な役割を果たすため、災害によって大きな機能麻痺を生じないよう、関係機関と連携して取り組みを促進する。</p> <p>7-2-3【危険物施設の安全化対策等】</p> <p>石油・ガス等の危険物施設に対し、耐震性強化を指導し、自主防災体制や防災資機材の整備促進、立入検査の強化等により出火及び流出防止を図り、各施設管理者による安全化対策を促進する。</p> <p>7-2-4【危険防除のための消防力等の強化】</p> <p>消防力整備指針に基づき施設、資機材、部隊等を整備するとともに、訓練や研修を充実させ、特殊車両や資機材の取扱い訓練等を強化し、消防力のさらなる強化・充実を推進する。</p>

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-3 ダム、防災設備等の損壊・機能不全による二次災害の発生

脆弱性評価	推進施策
<p>7-3-1 【ダム施設の機能維持】</p> <p>ダム施設の損壊・機能不全による二次災害が発生した場合、下流域の住民等に危険を及ぼすおそれがある。ダム施設の機能を維持するため、計画的な更新・修繕を行うとともに、ダム施設の老朽化・長寿命対策を行う必要がある。</p> <p>7-3-2 【ダムの洪水調整機能との連携】</p> <p>台風や大雨などによりダムの洪水調整機能を上回る降雨が発生した場合、ダムからの放流により下流河川の水位が急激に上昇するおそれがあるため、ダム管理所等と連携した防災情報及び情報伝達体制を構築する必要がある。</p> <p>7-3-3 【砂防関連施設の整備・保全】</p> <p>砂防関連施設が損壊・機能不全となった場合、地震や風水害に伴う土砂災害により甚大な被害が発生するおそれがあるため、急傾斜地への擁壁設置や、既存施設の保全について県と連携して取り組む必要がある。</p> <p>7-3-4 【情報伝達手段の拡充】</p> <p>避難行動の遅れによる被害を防止するため、情報伝達手段の多重化・多様化等による情報伝達体制及び防災情報システム等の整備を推進する必要がある。</p>	<p>7-3-1 【ダム施設の防災対策】</p> <p>ダム施設の損壊・機能不全による二次災害を防ぐため、金城ダム管理者の県と連携し、ダム施設の計画的な更新・修繕及び老朽化・長寿命化対策を実施する。</p> <p>7-3-2 【ダム洪水調整機能との連携】</p> <p>台風や大雨に伴うダムの放流情報を確実に伝達できるよう、ダム管理者等と情報伝達訓練を継続的に実施し、相互連携により情報共有及び情報伝達体制を整備する。</p> <p>7-3-3 【砂防関連施設の整備・保全】</p> <p>土砂災害の被害を防止するため、砂防関連施設等のハード整備について県と連携して実施し、また、砂防関連施設の機能不全による二次災害の発生を回避するため、老朽化した施設等について県と連携して老朽化・長寿命化対策を実施する。</p> <p>7-3-4 【情報伝達手段の拡充】</p> <p>防災行政無線、全国瞬時警報システム（Jアラート）、緊急エリアメール、SNS、災害情報共有システム（Lアラート）、テレビ、ラジオ等を活用して情報伝達手段の多重化・多様化を図るとともに、防災情報システム等を整備して情報伝達手段の拡充を図る。</p>

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-4 有害物質の大規模拡散・流出

脆弱性評価	推進施策
<p>7-4-1 【危険物施設の安全化対策等】</p> <p>石油・ガス等の危険物施設の被災により大量の危険物が流出する事態を防ぐため、ハードとソフトを組み合わせた計画的かつ効果的な対策により災害に強い施設を整備する必要がある。</p> <p>7-4-2 【アスベスト飛散防止対策】</p> <p>災害に伴う倒壊建築物等からのアスベスト飛散により、環境汚染や健康被害など二次被害が発生するおそれがあるため、既存建築物のアスベスト含有調査及び飛散防止工事を促進する必要がある。</p> <p>7-4-3 【PCB 廃棄物等の処理対策】</p> <p>PCB 廃棄物等の漏えい等により、環境汚染や健康被害など二次被害が発生するおそれがあるため、PCB 廃棄物等の適正保管及び期限内の適正処分を指導していく必要がある。</p> <p>7-4-4 【土壌汚染対策の推進】</p> <p>有害化学物質の流出により、環境汚染や健康被害など二次被害が発生するおそれがあるため、平時から土壌汚染や地下水汚染の状況を調査し、有害物質使用特定施設等に対しては、これらの適正管理及び汚染土壌の適正処理等を指導していく必要がある。</p>	<p>7-4-1 【危険物施設の安全化対策等】</p> <p>石油・ガス等の危険物施設に対し、耐震性強化を指導し、自主防災体制や防災資機材の整備促進、立入検査の強化等により出火及び流出防止を図り、各施設管理者による安全化対策を推進する。</p> <p>7-4-2 【アスベスト飛散防止対策】</p> <p>平成 18 年以前に建設された建築物のアスベスト含有調査及び飛散防止工事の普及・啓発を継続して実施し、既存建築物のアスベスト飛散の事前防止策を促進する。</p> <p>7-4-3 【PCB 廃棄物等の処理対策】</p> <p>掘り起こし調査により PCB 廃棄物等の保管事業所を把握し、PCB 廃棄物等の適正保管及び期限内の適正処分を指導するなど、PDB 廃棄物等の漏えい等の事前防止策を促進する。</p> <p>7-4-4 【土壌汚染対策の推進】</p> <p>有害化学物質による土壌汚染や地下水汚染の状況を調査し、情報を公開するとともに、有害物質使用特定施設等に対しては、これらの適正管理及び汚染土壌の適正処理等を指導するなど有害化学物質の流出の事前防災対策を推進する。</p>

8 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価	推進施策
<p>8-1-1 【災害廃棄物処理体制の整備】</p> <p>建物倒壊や焼失による瓦礫や津波堆積物等により大量に発生する災害廃棄物に対し、適切に処理が行われないことによる復旧・復興の遅延や生活環境保全上に支障が生じる事態を防ぐために、「災害廃棄物処理計画」を策定し、体制を整備する必要がある。</p> <p>8-1-2 【ごみ処理体制の整備】</p> <p>大規模災害時においても廃棄物等の継続的な処理が可能となるよう、中間処理施設、リサイクル施設、最終処分場などのごみ処理施設を計画的に整備・修繕するなど施設の長寿命化を図るとともに、事業所・他自治体等と応援協力体制を構築するなど、ごみ処理体制を整備する必要がある。</p> <p>8-1-3 【建築物等の耐震化の促進】</p> <p>建築物等の倒壊や半壊、一部損壊などによる木くず、コンクリートがらや津波積載物等の災害廃棄物が大量に発生するおそれがあることから、老朽化した建築物等の耐震化を促進するなど災害廃棄物の発生を抑制する必要がある。</p>	<p>8-1-1 【災害廃棄物処理体制の整備】</p> <p>災害廃棄物に対して迅速かつ適切に対応するため、仮置場の配置や災害廃棄物の処理方法等を具体化した「災害廃棄物処理計画」を策定するとともに、計画の実行性の向上を図るため、訓練や教育による人材育成、事業所・他自治体等と応援協力体制を構築するなど、災害廃棄物処理体制を整備する。</p> <p>8-1-2 【ごみ処理体制の整備】</p> <p>中間処理施設、リサイクル施設、最終処分場などのごみ処理施設について、日常の適正運転管理と定期点検による適切な整備や修繕を行い、概ね10年から15年ごとに基幹的設備改良事業等を実施して施設の長寿命化を図るとともに、事業所・他自治体と応援協力体制を構築するなど処理体制を整備する。</p> <p>8-1-3 【建築物等の耐震化の促進】</p> <p>那覇市耐震改修促進計画における目標を踏まえ、建築物の耐震診断等を推進し、耐震化の促進を図るとともに、耐用年数を超えた建築物や老朽化した建築物については個別の建替えを適切に指導するなど耐震化を促進する。</p>

8 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-2 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価	推進施策
<p>8-2-1【復旧・復興応援体制の整備】</p> <p>道路や橋梁、インフラ施設が被災した場合、応急対応の遅れが復旧・復興の妨げとなるおそれがあるため、関係機関や事業者等との連携体制の構築や、他自治体等との相互応援体制を強化する必要がある。</p> <p>8-2-2【ボランティア受入体制の整備】</p> <p>復旧・復興を担う人材確保において、ボランティアの果たす役割は重要であることから、ボランティアが被災地において相互に連携して迅速かつ機能的な活動が行えるよう、市社会福祉協議会と連携し、ボランティア受入体制を整備する必要がある。</p> <p>8-2-3【ボランティアの育成・活動支援】</p> <p>ボランティアが効果的な活動を実施できるよう、市社会福祉協議会と連携し、ボランティア意識の醸成・育成を図るとともに、ボランティアへの理解と実践の機会を増やすなど、活動支援に係る取り組みを推進する必要がある。</p> <p>8-2-4【専門ボランティア受入体制の整備】</p> <p>復旧・復興に当たって、専門的な資格や技能を有する人材から迅速かつ有効な協力が得られるよう、平時から専門ボランティアの登録、把握に努めるとともに、効果的な活動が行えるよう受入体制を整備する必要がある。</p>	<p>8-2-1【復旧・復興応援体制の整備】</p> <p>引き続き災害時応援協定の締結を推進するとともに、関係機関や事業者、他自治体等との合同訓練を重ね連携体制を構築する。また、より円滑かつ効果的に支援の受入を行うため、あらかじめ受援計画を策定するなど受援体制を強化する。</p> <p>8-2-2【ボランティア受入体制の整備】</p> <p>市社会福祉協議会と連携し、平時からボランティア組織を把握・登録するとともに、受付場所、受付要員及び活動拠点を準備し、研修会や交流の機会を提供して連携体制等のネットワークを確保するなど、ボランティア受入体制の整備を促進する。</p> <p>8-2-3【ボランティアの育成・活動支援】</p> <p>市社会福祉協議会と連携し、ボランティア意識の醸成・育成を図るとともに、自治会や自主防災組織、なは市民協働大使などによるボランティア活動や、人材データバンク事業等によりボランティア活動に関心や意欲のある人材や団体が活動できる機会を増やすなど活動支援に係る取り組みを推進する。</p> <p>8-2-4【専門ボランティア受入体制の整備】</p> <p>医療や保健、看護、介護、通訳及び被災建築物応急危険度判定等の専門的な資格や技能を有する専門ボランティアの登録、把握に努めるとともに、市社会福祉協議会や関係機関と連携し、ボランティアコーディネーターを養成するなど受入体制の整備を促進する。</p>

8 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-3 広域・長期にわたる浸水被害、地盤沈下等の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価	推進施策
<p>8-3-1 【海岸堤防等の老朽化対策】</p> <p>津波や高潮等により海岸や河川堤防等が倒壊するなどにより、大規模な浸水被害が発生した場合、復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあるため、海岸堤防等について計画的に地震・津波対策を行い、長寿命化を図るなど老朽化対策を促進する必要がある。</p> <p>8-3-2 【マンホール浮上対策】</p> <p>液状化によるマンホール浮上による車両通行の阻害や、管路の土砂閉塞による流下障害により長期間に亘り下水道サービスが停止するなど復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあるため、老朽管路の耐震化に併せマンホール浮上対策を計画的に実施する必要がある。</p> <p>8-3-3 【内水浸水対策】</p> <p>市街地化の進展等により、雨水浸透量や貯留能力の減少が雨水流出量の増大を招き、内水氾濫など深刻な被害が発生するおそれがあるため、雨水施設等の公共下水道を整備し、浸水被害の軽減に取り組む必要がある。</p> <p>8-3-4 【地籍調査】</p> <p>地籍調査の未実施地域において、大規模自然災害が起こり土地の形状が変わってしまった場合、土地境界に関する正確な地籍図等がないために境界の復元が容易にできず、復旧・復興が遅れるおそれがあるため、地籍の明確化を図る必要がある。</p>	<p>8-3-1 【海岸堤防等の老朽化対策】</p> <p>津波や高潮等により海岸や河川堤防等の被害を防止、軽減するため、関係行政機関等と連携を図り、計画的に地震・津波対策を行うとともに長寿命化を図るなど老朽化対策を促進する。</p> <p>8-3-2 【マンホール浮上対策】</p> <p>老朽管路の耐震化に併せマンホール浮上対策を計画的に実施するとともに、液状化による管路の土砂流入対策及び迅速な機能復旧方策を検討する。また、上下水道局危機管理計画等に基づき、訓練・研修の充実を図り、地震時にも対応できる応急復旧体制を整備する。</p> <p>8-3-3 【内水浸水対策】</p> <p>大雨等に伴う浸水被害を解消するため、雨水施設等の公共下水道の整備を進めるとともに、下水道施設の不具合による不測の事態に対応するため、ストックマネジメント計画に基づき計画的かつ効率的な改築に取り組む。</p> <p>8-3-4 【地籍調査】</p> <p>災害発生後の復旧・復興を円滑かつ迅速に行うには、土地境界等を明確にした現地復元能力のある地籍図等を整備しておくことが重要となるため、地籍調査を計画的に推進する。</p>

8 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-4 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価	推進施策
<p>8-4-1【地域コミュニティの活性化】</p> <p>自治会や地域活動等の地域コミュニティが崩壊、希薄化した場合、地域で相互に気遣い支えあう「共助」の機能を十分に活かすことができなくなるおそれがあるため、平時から市民協働の取り組みや地域コミュニティの活性化を図る取り組みを推進する必要がある。</p> <p>8-4-2【地域で活躍する人材の育成と発掘】</p> <p>地域コミュニティによる「共助」の機能を十分に活かすことができるよう、地域活動の担い手として活動実践できる人材や、まちづくりコーディネーターとして実践活動できる人材等を育成する取り組みを推進する必要がある。</p> <p>8-4-3【地域コミュニティの拠点づくり】</p> <p>地域コミュニティによる「共助」の機能を十分に活かすためには、地域コミュニティの拠点が必要であることから、学校や公民館などを有効に活用するなど拠点づくりに取り組む必要がある。</p> <p>8-4-4【自助・近助・共助による防災体制の強化】</p> <p>自助・近助・共助による取り組みを広げ、災害対応力を高めていくために、地域での防災講話や訓練・研修等を通して防災意識及び知識の向上を図り、地域の防災に関する人材の育成に努めるとともに、「地区防災計画」や「マイ・タイムライン」等の作成を促進するなど地域防災力を高める取り組みを推進する必要がある。</p>	<p>8-4-1【地域コミュニティの活性化】</p> <p>地域コミュニティの核となる自治会の更なる活性化や校区まちづくり協議会、まちづくり活動に携わる市民活動団体の活動を支援するとともに、地域課題や生活課題、地域特性を取り入れた事業等を通し、地域コミュニティの活性化を図る取り組みを推進する。</p> <p>8-4-2【地域で活躍する人材の育成と発掘】</p> <p>なほ市民協働大学・大学院や協働大使、校区まちづくり協議会の取り組み支援などを通し、地域活動の担い手として活動実践できる人材や、まちづくりコーディネーターとして実践活動できる人材等を育成するなど取り組みを推進する。</p> <p>8-4-3【地域コミュニティの拠点づくり】</p> <p>地域学校連携施設や公民館などを、地域の人々や団体等をつなぐ最も身近な地域コミュニティの拠点とし、施設の整備・充実を推進する。</p> <p>8-4-4【自助・近助・共助による防災体制の強化】</p> <p>自助・近助・共助による取り組みが機能し被害の拡大を防止することを目的とし、地域での防災講話や訓練・研修等を通して防災意識及び知識の向上を図り、地域の防災に関する人材の育成に努めるなど地域防災力の強化を図る。また、「地区防災計画」や「マイ・タイムライン」等の作成を促進するなど地域防災力を高める取り組みを推進する。</p>

8 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-4 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価	推進施策
<p>8-4-5【消防団・自主防災組織等】</p> <p>自助・近助・共助による地域防災力を高めていくために消防団や自主防災組織等を拡充するとともに、市民自主救護能力向上など市民協働による対応力の向上を図る必要がある。</p> <p>8-4-6【ボランティアの育成・活動支援】</p> <p>ボランティアが効果的な活動を実施できるよう、市社会福祉協議会と連携し、ボランティア意識の醸成・育成を図るとともに、ボランティアへの理解と実践の機会を増やすなど、活動支援に係る取り組みを推進する必要がある。</p> <p>8-4-7【避難行動要支援者対策の推進】</p> <p>災害時において自ら避難することが困難な高齢者、障がい者等の避難行動要支援者について、逃げ遅れ等による被害を防止するため、地域の支援者や関係団体と連携し、地域ぐるみの避難支援体制を整備する必要がある。</p> <p>8-4-8【都市交通体系の環境整備】</p> <p>地域コミュニティを支える生活基盤となる公共交通の渋滞により機能麻痺することがないように、自動車に頼り過ぎない暮らしを推進し、公共交通利用環境の向上・充実を図り、多様な移動手段が利用可能な社会構造とするため環境整備を推進する必要がある。</p>	<p>8-4-5【消防団・自主防災組織等】</p> <p>消防団活動の広報や参加促進、機能の充実を図る。地域での防災講話や訓練・研修等を通して自主防災組織の結成を促進し、市民等の自主救護能力を高めるため、ニーズに応じた応急手当講習会等を実施する。</p> <p>8-4-6【ボランティアの育成・活動支援】</p> <p>市社会福祉協議会と連携し、ボランティア意識の醸成・育成を図るとともに、自治会や自主防災組織、なは市民協働大使などによるボランティア活動や、人材データバンク事業等によりボランティア活動に関心や意欲のある人材や団体が活動できる機会を増やすなど活動支援に係る取り組みを推進する。</p> <p>8-4-7【避難行動要支援者対策の推進】</p> <p>平時より避難行動要支援者名簿を活用し、要支援者の実態把握に努めるとともに、地域の支援者や関係団体と連携し、一人一人の避難行動要支援者に対して避難支援者を定める等、具体的な個別避難計画の策定の取り組み等を促進する。</p> <p>8-4-8【都市交通体制の環境整備】</p> <p>慢性的な交通渋滞を緩和するため、手段、経路、時間の分散を軸とした交通需要マネジメントに取り組み、バスやモノレール、次世代型路面電車システム（LRT）などの公共交通ネットワークを軸とした多様な移動手段が利用可能な社会構造とするための環境整備を推進する。</p>

8 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-4 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価	推進施策
<p>8-4-9【地域安全対策の推進】</p> <p>被災地による治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れることがないよう、平時から市民、事業者、警察、防犯協会などと連携しながら犯罪のない安全安心なまちづくり活動を推進し、災害時における防犯体制の強化を図る必要がある。</p>	<p>8-4-9【地域安全対策の推進】</p> <p>地域の安全は地域で守るという防犯意識のもと、市民、事業者、警察、防犯協会などと連携を強化し、県民総ぐるみで実施されている「ちゅらさん運動」の推進と自主防犯組織の発足や防犯パトロール等の防犯活動を積極的に推進する。</p>

8 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-5 貴重な文化財や環境的資源、歴史的景観の喪失、有形・無形の文化の衰退・損失

脆弱性評価	推進施策
<p>8-5-1 【文化財の保全】</p> <p>指定文化財等を災害の被害から守り、確実に保存し後世へ継承できるよう、保全・整備を推進するとともに、保存活用計画を策定し、その保存活用を促進する必要がある。</p> <p>8-5-2 【被災文化財等の修理・修復体制整備】</p> <p>被災文化財の修理・修復等が円滑に行われるよう、文化財の保存記録（アーカイブ）を推進し、修理・修復に係る技術の伝承を図るとともに、復旧・復興時における埋蔵文化財を含めた文化財の紛失、破損、滅失等が発生しないよう体制を整備する必要がある。</p> <p>8-5-3 【博物館等の展示物・収蔵物の保全】</p> <p>博物館等における展示公開や収蔵方法等を定期的に点検し、保全に必要な事前措置を実施し、被害を最小限に留める必要がある。また、展示・収蔵施設の倒壊や火災などによる被害を防止するため、施設の耐震化や防火対策を推進する必要がある。</p> <p>8-5-4 【歴史・文化を生かしたまちづくり】</p> <p>文化財の衰退・損失を防ぐためには、それを継承する人や地域団体等の果たす役割が重要であることから、歴史や伝統文化等に関する人や地域団体等の発掘・育成・支援に努めるとともに、当該人や団体間、地域との交流・連携等を通し、伝統文化・地域特性を生かしたまちづくりを推進していく必要がある。</p>	<p>8-5-1 【文化財の保全】</p> <p>指定文化財等を確実に保存し後世へ継承できるよう、利用者の安全や防災面に配慮して保全・整備を推進するとともに、保存活用計画を策定し、その保存活用を促進する。</p> <p>8-5-2 【被災文化財等の修理・修復体制整備】</p> <p>被災文化財の修理・修復等が円滑に行われるよう、文化財の保存記録（アーカイブ）を推進し、修理・修復に係る技術の伝承を図るとともに、復旧・復興時における埋蔵文化財を含めた文化財の紛失、破損、滅失等が発生しないよう体制を整備する。</p> <p>8-5-3 【博物館等の展示物・収蔵物の保全】</p> <p>博物館等における展示公開や収蔵方法等を定期的に点検し、転倒や落下による破損防止対策や防火対策など保全に必要な事前措置を実施する。また、関係機関と連携した防災訓練の実施や、展示・収蔵施設の耐震化や防火対策を推進する。</p> <p>8-5-4 【歴史・文化を生かしたまちづくり】</p> <p>市民や地域での文化財の啓発と理解を深めるため、展示会や解説会、講演会、埋蔵文化財等の現地説明会等による普及活動を推進する。また、学校における学習活動との連携や、市民等が積極的に参加・創造する事業、伝統芸能公演等の鑑賞事業を実施するなど伝統文化の普及・継承・発展につなげる取り組みを推進する。</p>

8 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-6 仮設住宅・仮設事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価	推進施策
<p>8-6-1 【応急危険度判定の実施体制の整備】</p> <p>被災した住宅や宅地の危険度判定を迅速かつ的確に実施できるよう、被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の登録・育成を推進するとともに、県及び近隣市町村や関係団体等との応援協力体制を確保するなど実施体制を整備する必要がある。</p> <p>8-6-2 【災害時「住」対策実施体制の整備】</p> <p>大量の住宅供給・補修・解体に対して、人材確保及び資機材を広域かつ大量に調達できるよう体制を整備する。また、あらかじめ災害時住宅供給促進計画や仮設住宅建設候補地を検討しておくなど、実施体制を整備する必要がある。</p> <p>8-6-3 【住宅・建築物の耐震化等】</p> <p>住宅・建築物やブロック塀の倒壊等による被害を軽減するため、住宅・建築物の耐震化やブロック塀等の危険性除去を促進するなど住宅における防災対策の取り組みを促進する必要がある。</p> <p>8-6-4 【地籍調査】</p> <p>地籍調査の未実施地域において、大規模自然災害が起こり土地の形状が変わってしまった場合、土地境界に関する正確な地籍図等がないために境界の復元が容易にできず、復旧・復興が遅れるおそれがあるため、地籍の明確化を図る必要がある。</p>	<p>8-6-1 【応急危険度判定の実施体制の整備】</p> <p>被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士認定制度の周知を図り、登録・育成を推進するとともに、県及び近隣市町村や関係団体等との応援協力体制の確保や、判定用備品類を整備、訓練を行うなど実施体制を整備する。</p> <p>8-6-2 【災害時「住」対策実施体制の整備】</p> <p>県及び近隣市町村や関係団体等との応援協力体制を構築し、人材確保及び資機材を広域かつ大量に調達できるよう体制を整備する。また、あらかじめ災害時住宅供給促進計画の策定や、オープンスペース台帳等を作成のうえ仮設住宅候補地を検討するなど実施体制を整備する。</p> <p>8-6-3 【住宅・建築物の耐震化等】</p> <p>住宅・建築物の耐震診断及び耐震性能の向上の重要性、民間建築物耐震化促進事業の利用について周知するなど耐震化を促進する。また、ブロック塀を生垣やフェンスへ移行するなど危険性除去を促進する。</p> <p>8-6-4 【地籍調査】</p> <p>災害発生後の復旧・復興を円滑かつ迅速に行うには、土地境界等を明確にした現地復元能力のある地籍図等を整備しておくことが重要となるため、地籍調査を計画的に推進する。</p>

8 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-6 仮設住宅・仮設事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価	推進施策
<p>8-6-5 【災害救助法等の運用体制の整備】</p> <p>被災住宅の復旧支援に当たり、罹災証明の発行体制や災害救助法、被災者生活再建支援法に基づく実務について、訓練や研修等を通し習熟を図るなど運用体制を整備する必要がある。</p> <p>8-6-6 【内水浸水対策】</p> <p>市街地化の進展等により、雨水浸透量や貯留能力の減少が雨水流出量の増大を招き、内水氾濫など深刻な被害が発生するおそれがあるため、雨水施設等の公共下水道を整備し、浸水被害の軽減に取り組む必要がある。</p> <p>8-6-7 【復興体制の整備】</p> <p>都市基盤復興、市民生活再建、経済復興など市民生活すべてに亘る分野において円滑かつ迅速な復興を図るため、災害復興基本計画を作成するなど、被災後の復興を検討する取り組みを推進する必要がある。</p>	<p>8-6-5 【災害救助法等の運用体制の整備】</p> <p>罹災証明の発行体制や災害救助法、被災者生活再建支援法の適用基準、運用要領を把握し、運用方法等に関するマニュアル等を作成のうえ訓練や研修等を通し習熟を図るなど運用体制を整備する。</p> <p>8-6-6 【内水浸水対策】</p> <p>大雨等に伴う浸水被害を解消するため、雨水施設等の公共下水道の整備を進めるとともに、下水道施設の不具合による不測の事態に対応するため、ストックマネジメント計画に基づき計画的かつ効率的な改築に取り組む。</p> <p>8-6-7 【復興体制の整備】</p> <p>円滑かつ迅速な復興を図るため、災害復興基本計画を作成するなど復興体制を整備する。また、復興計画の作成に当たっては、男女共同参画や障がい者、高齢者等の要配慮者の視点も取り入れるなど、多様なニーズを踏まえた復興対策を検討する。</p>

8 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-7 風評被害や生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等により地域経済等への甚大な影響

脆弱性評価	推進施策
<p>8-7-1【事業継続体制の強化】</p> <p>事業活動が継続又は早期に再開され、経済活動への影響を最小限に留められるよう、中小企業の事業継続計画（BCP）の策定を促進し、その実効性を確保するため事業継続マネジメント（BCM）の取り組みを通じて事業継続体制を強化する必要がある。</p> <p>8-7-2【正確な情報発信体制の整備（風評被害対策）】</p> <p>観光客の減少等により観光産業へ重大な影響を及ぼすおそれがある観光危機の発生に備え、風評被害対策等の実施により、宿泊業・飲食サービス業・卸売業・小売業等を始めとする観光産業への影響を最小限化するため、正確な情報発信体制の整備が必要である。</p> <p>8-7-3【空港・港湾の機能保全】</p> <p>空港や港湾、漁港施設は、航空・海上交通ルートによる輸送機能を確保するうえで極めて重要な役割を果たすため、災害によって大きな機能麻痺を生じないように、強化、整備に努める必要がある。</p> <p>8-7-4【港湾施設の機能強化】</p> <p>那覇港では、港湾施設の狭隘化による利用効率の低下、貨物船と旅客船・フェリーの混在等が課題となっていることから、利便性の高い港湾の整備・拡充を推進し、国際交流・物流産業の拠点形成に必要な港湾施設の機能強化を図る必要がある。</p>	<p>8-7-1【事業継続体制の強化】</p> <p>発災時の事業継続体制を確保できるよう、商工団体と連携し、事業継続計画（BCP）及び事業継続マネジメント（BCM）の策定の必要性について普及啓発し、計画作成の取り組みを支援する。</p> <p>8-7-2【正確な情報発信体制の整備（風評被害対策）】</p> <p>国内外に正確な情報を発信し風評被害等を防ぐため、報道やSNS等における観光産業に影響を与えるおそれのある情報について注視し、必要に応じ、県や関係団体と連携してホームページやSNS等を活用して正確な情報を公表できるよう情報発信体制を整備する。</p> <p>8-7-3【空港・港湾の機能保全】</p> <p>空路や港湾、漁港施設は、航空・海上交通ルートによる輸送機能を確保するうえで極めて重要な役割を果たすため、災害によって大きな機能麻痺を生じないように、関係機関と連携して取り組みを促進する。</p> <p>8-7-4【港湾施設の機能強化】</p> <p>物流拠点の形成に必要な港湾機能の強化を図るため、空港やふ頭間を結ぶ臨港道路や、防波堤・耐震岸壁等の港湾施設の整備を促進し、また、那覇港総合物流センターや背後地の整備を推進することにより、国際流通港湾としての機能強化に関係機関と連携して取り組みを促進する。</p>

8 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-7 風評被害や生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等により地域経済等への甚大な影響

脆弱性評価	推進施策
<p>8-7-5【漁業関連施設の環境整備】 水産業において、漁港関連施設等の基盤整備や漁業者支援の充実等による漁業生産の安定化と向上、産地市場及び消費地市場である漁港・漁業施設の老朽化対策など環境整備に取り組む必要がある。</p> <p>8-7-6【農業の基盤強化】 農業基盤が弱く、台風や長雨等の自然災害のリスクも高い本市農業の基盤強化及び振興・育成を図る必要がある。</p> <p>8-7-7【民間活力の導入推進】 災害対応において限られた資源を最大限に活用するため、国土強靱化の取り組みに対する民間事業者の資金、人材、技術、ノウハウ等を活用する各種手法を検討し、民間活力の導入を推進する必要がある。</p> <p>8-7-8【オープンデータ等の活用推進】 災害対応や地域経済社会の再建等に有用な情報を迅速に収集・提供・共有することができるよう、オープンデータの公開を推進するとともに、ビッグデータの活用についても検討する必要がある。</p>	<p>8-7-5【漁業関連施設の環境整備】 漁業生産の安定化の向上、漁業関連施設の老朽化対策や機能強化するための漁港・漁業施設の整備、衛生管理設備等の整備に取り組みとともに、本市水産業の拠点である泊漁港及び泊いゆまち一帯の再整備の実施に向け、国や県等と連携し取り組みを推進する。</p> <p>8-7-6【農業の基盤強化】 農業振興事業、農業次世代人材投資事業等を通し、農業基盤強化及び振興・育成を図るとともに、農業と交流する機会を通し、本市農業への理解を深め、安全安心な農産物の普及促進に努める。</p> <p>8-7-7【民間活力の導入推進】 PPP/PFI 手法の導入を検討し、民間事業者の資金、人材、技術、ノウハウ等の民間活力の導入を推進する。</p> <p>8-7-8【オープンデータ等の活用推進】 産学民官による協議会等により、ビッグデータやオープンデータの活用について協議し、市民や企業のニーズに応じたデータ公開を推進する。</p>

第3節 施策分野別の推進施策

前項で示した脆弱性評価結果を踏まえた「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するための施策の推進施策について、施策分野を設定し整理する。

1 施策分野の設定

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために必要な施策の分野として、次のとおり10の個別施策分野、2つの横断的分野を設定した。

個別施策分野	
1	行政機能／消防等
2	住宅・都市
3	保健医療・福祉
4	ライフライン・情報通信
5	産業・経済
6	交通・物流
7	農林水産
8	国土保全／土地利用
9	環境
10	伝統・文化

横断的分野	
1	リスクコミュニケーション
2	老朽化対策

2 個別施策分野

脆弱性評価結果を踏まえた推進施策について、個別施策分野別に整理する。

1 行政機能／消防等		
推進施策	施策No.	実施主体
<p>○【教育保育施設の補修・整備等】</p> <p>教育保育施設は、幼児・児童生徒等の学習・生活の場であり、避難拠点としての役割も担っていることから、老朽化した全ての校舎や屋内運動場等の耐震化に向け、年次的な改築事業の推進に加え、既存校舎の耐震改修（耐震補強）事業も並行して取り組みを推進する。また、教育保育施設の安全性を確保するため、ブロック塀は撤去してフェンス設置等を行うとともに、老朽化した擁壁や遊具等を修繕、撤去及び新設するなど整備を推進する。</p>	1-1-5	生涯学習部 こどもみらい部

1 行政機能／消防等		
推進施策	施策No.	実施主体
<p>○【教育保育施設の長寿命化対策】</p> <p>教育保育施設の耐久性の向上を図るため、校舎等の外壁の全面塗装工事を行うなど老朽化を抑制するとともに、「学校施設等の長寿命化計画」などの各種計画に基づき、効率的・効果的な維持管理に努め、学校施設に求められる機能・性能の確保との両立を図る取り組みを推進する。</p>	1-1-6	生涯学習部
<p>○【社会教育施設の整備・長寿命化対策等】</p> <p>社会教育施設の安全性を確保するため、地震に対する耐震性の確保や老朽化する施設を予防保全により維持管理するとともに、「社会教育施設長寿命化計画」に基づき、効率的・効果的に施設の長寿命化を図り、社会情勢の変化やニーズの多様化に配慮した、施設の維持管理・更新等を着実に推進する。</p>	1-1-7	生涯学習部
<p>○【防火対策の推進】</p> <p>火災による物的・人的被害を予防するため、各自治会や自主防災組織等を通じた広報活動により住宅用火災警報器の普及促進に取り組むとともに、出火防止対策及び建物関係者や住民の防火意識の向上を図る。</p>	1-2-1 7-1-1	消防局
<p>○【消防・救助体制の強化】</p> <p>消防力整備指針に基づき施設、資機材、部隊等を整備し、迅速かつ効果的な消防活動に取り組むとともに、多種多様化する災害対応や火災戦術に対応するための研修を充実させ、特殊車両や資機材の取扱い訓練等を強化し、消防力のさらなる向上を図る。</p>	1-2-4 1-3-5 2-2-2 5-2-2 7-1-3	消防局
<p>○【消防通信体制の強化】</p> <p>通信事業者の回線等が麻痺・停止した場合においても救助・救急活動が継続することができるよう、高機能消防指令センターの整備及び機能維持を図るとともに、通信施設・設備の耐震化や耐浪化を確保するなど、消防通信ネットワーク基盤耐災害性の確保及び高度化を図り、消防通信体制を強化する。</p>	2-2-3 4-1-4	消防局
<p>○【消防団・自主防災組織等】</p> <p>自助・近助・共助による地域防災力を高めるために、市民等に対し消防団活動を広報するとともに、消防団員の参加促進、機能の充実を図る。地域での防災講話や訓練・研修等を通して自主防災組織の結成を促進し、市民等の自主救護能力を高めるため、ニーズに応じた応急手当講習会等を実施する。</p>	1-2-5 1-3-6 1-4-6 2-2-4 8-4-5	消防局 総務部

1 行政機能／消防等		
推進施策	施策No.	実施主体
<p>○【自助・近助・共助による防災体制の強化】</p> <p>自助・近助・共助による取り組みが機能し被害の拡大を防止することを目的とし、地域での防災講話や訓練・研修等を通して防災意識及び知識の向上を図り、地域の防災に関する人材の育成に努めるなど地域防災力の強化を図る。また、「地区防災計画」や「マイ・タイムライン」等の作成を促進するなど地域防災力を高める取り組みを推進する。</p>	1-2-6 4-1-7 8-4-4	総務部
<p>○【防災訓練・防災教育等の推進】</p> <p>災害から自らの危険を回避し、迅速な避難に繋げるためには、保育・学校・社会教育、地域などあらゆる場面において、日頃から身を守る行動の取り方等について継続的に防災訓練や防災教育を重ねる必要がある。</p>	1-2-7 1-3-11 1-4-8	総務部 学校教育部 生涯学習課 こどもみらい部
<p>○【情報伝達手段の拡充】</p> <p>防災行政無線、全国瞬時警報システム（Jアラート）、緊急エリアメール、SNS、災害情報共有システム（Lアラート）、テレビ、ラジオ等を活用して情報伝達手段の多重化・多様化を図るとともに、防災情報システム等の整備を推進する。</p>	1-3-1 1-4-3 4-1-2 7-3-4	総務部
<p>○【津波避難対策等の啓発】</p> <p>迅速な避難により被害を防止するため、多言語避難誘導看板や防災マップ等の整備を進め、地域での防災講話や訓練、研修会等を通して、津波災害警戒区域や緊急避難場所、ハザードマップ、津波に対する対処方法等について周知徹底する。また、夜間や要配慮者・観光客など多様な事態における安全避難に配慮した避難標識、海拔表示、防災マップ等を整備する。</p>	1-3-2	総務部
<p>○【津波緊急一時避難施設等の拡充】</p> <p>津波災害警戒区域周辺における津波避難場所を整備し、また、津波緊急一時避難施設として活用できる堅牢な建物の所有者等と協定を推進するなどして津波発生時における緊急避難場所の確保を促進する。</p>	1-3-3	総務部

1 行政機能／消防等		
推進施策	施策No.	実施主体
<p>○【内水浸水対策】</p> <p>市街地化の進展等により、雨水浸透量や貯留能力の減少が雨水流出量の増大を招き、内水氾濫など深刻な被害が発生するおそれがある。大雨等に伴う浸水被害を解消するため、雨水施設等の公共下水道の整備を進めるとともに、下水道施設の不具合による不測の事態に対応するため、ストックマネジメント計画に基づき計画的かつ効率的な改築に取り組む。</p>	<p>1-4-1 8-3-3 8-6-6</p>	<p>上下水道局</p>
<p>○【避難対策等の推進】</p> <p>自治会や学校など地域での防災講話や訓練、研修会等を通して、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域、緊急避難場所、ハザードマップなど洪水・浸水害、土砂災害に対する対処方法等について周知徹底する。</p>	<p>1-4-4</p>	<p>総務部</p>
<p>○【備蓄及び物資等の供給体制の構築】</p> <p>大規模災害時には公的備蓄等を迅速に提供することが困難な場合もあるため、那覇市地域防災計画に基づき、最低7日分相当の家庭内備蓄を啓発するとともに、市民備蓄と流通在庫備蓄を含め、発災から3日以内に物資等の供給体制を確立し、国や他自治体による広域応援を含め7日以上分の物資等の供給体制を構築する。</p>	<p>2-1-1 5-3-4</p>	<p>総務部</p>
<p>○【事業者等との連携強化】</p> <p>島嶼県であり他県からも遠隔地に位置し、国や他自治体からの広域応援の到着に時間を要する可能性があることから、既に応援協定等を締結している事業者等との連携を強化するとともに、新たな協定締結の推進に取り組む。また、他自治体との相互応援による広域的支援体制の強化を推進する。</p>	<p>2-1-2</p>	<p>総務部 各部局</p>
<p>○【救助・救護応援体制の強化】</p> <p>合同訓練等を通し、警察、自衛隊、海上保安庁、災害派遣医療チーム（DMAT）等との連携を強化し、同時多発型救助・救急事案への対応体制を確保する。また、緊急消防援助隊など県外からの広域支援を円滑に受け取ることができるよう受援計画を策定するなど体制を確立する。</p>	<p>2-2-5</p>	<p>総務部 消防局</p>

1 行政機能／消防等		
推進施策	施策No.	実施主体
<p>○【観光客・旅行者支援対策の整備】</p> <p>交通インフラが途絶するなどにより、多くの観光客・外国人等の帰宅困難者が発生することが想定されるため、多言語ハザードマップや防災パンフレット、避難所標識により観光客・外国人が容易に識別できるよう整備するとともに、県や関係機関と連携して一時滞在施設の確保や、情報提供、支援物資を提供するなど、安全確保・支援体制を整備する。</p>	2-3-2	経済観光部 総務部
<p>○【医療福祉施設等の耐災害性の確保】</p> <p>災害時においても医療・福祉機能を迅速に復旧できるよう、医療・福祉の拠点となる保健所、病院、社会福祉施設等の建築物については計画的に耐震化を促進し、非常用電源や、非常用情報通信手段の確保、必要物資の備蓄など耐災害性を確保できるよう推進する。</p>	2-4-3	各部局 各施設管理者
<p>○【感染症等を考慮した避難対策】</p> <p>避難所等では多くの人が集中することから、感染症拡大のリスクを避けるため、避難所では感染症対策用品を計画的に整備し、可能な限り多くの避難所を開設する。また、ホテルや旅館等の宿泊施設等を活用するなど避難所を拡充するとともに、市民に対し、在宅避難や分散避難、感染症対策用品の備蓄について周知・啓発する。</p>	2-5-4	総務部
<p>○【避難生活環境の整備】</p> <p>高齢者や障がい者、子ども、外国人などの要配慮者や男女等、多様な避難者の視点やニーズに配慮し、避難所運営ガイドラインや避難所運営マニュアル等をもとに、自治会、自主防災組織、関係機関等と協力し、避難所の良好な環境整備と運営を図る。</p>	2-6-1	総務部
<p>○【トイレ環境等の整備】</p> <p>トイレや衛生用品、要配慮者向けに必要な設備等の環境整備が不十分な場合、被災者の健康状態の悪化に繋がるおそれがある。避難所予定施設については、トイレ環境の改善（洋式、多目的トイレ、マンホールトイレ、仮設トイレの確保等）や段差の解消、その他要配慮者向けに必要な設備等について優先順位をつけて整備する。</p>	2-6-2	総務部 生涯学習部

1 行政機能／消防等		
推進施策	施策No.	実施主体
<p>○【避難所の物資整備】</p> <p>避難所の生活環境の整備に必要な物資等について、公的備蓄と流通在庫備蓄を含め、発災から3日以内に調達・供給体制を確立し、国や他自治体による広域応援を含め7日分以上の物資等の供給体制を構築する。</p>	2-6-4	総務部
<p>○【防災拠点施設等の耐災害性の確保】</p> <p>防災拠点となる庁舎や消防署、保健所、避難所など公共施設等の被災による行政機能の大幅な低下を防ぐため、計画的に施設の耐震化、長寿命化を図り、非常用電源や燃料、非常用情報通信設備の整備、必要物資の備蓄など耐災害性の確保を図る。</p>	2-2-1 3-1-1	各部局
<p>○【業務継続体制の強化】</p> <p>災害時において、早期に非常時優先業務を実施できるよう、那覇市業務継続計画を必要に応じて見直し、実効性を向上するための研修や訓練を実施するとともに、必要な資源の継続的な確保、各分野別の非常時優先業務マニュアルを整備するなど業務継続体制を強化する。</p>	3-1-2	総務部 各部局
<p>○【執務室等の環境整備】</p> <p>地震など突発的な災害時に迅速な初動体制を確立することができるよう、執務室等の備品の固定化や危険物品を撤去するなど安全確保を徹底するとともに、あらかじめ作成した職員配備計画や緊急連絡網を職員に周知徹底し、必要物資を確保するなど体制を整備する。</p>	3-1-3	総務部 各部局
<p>○【情報システム体制の強化】</p> <p>電源の供給停止やシステムダウン等により業務停止を招くおそれがある。庁舎や人的・情動的資源、ライフライン等が被災してもICT資源を確保し、応急業務の実効性や通常業務の持続性を確保するため、ICT-BCP（ICT部門の業務継続計画）を策定するとともに、バックアップデータを保管するなど情報システムの災害対応力の強化を図る。</p>	3-1-4 4-1-1	企画財務部

1 行政機能／消防等		
推進施策	施策No.	実施主体
<p>○【受援体制の強化】</p> <p>災害状況によっては多くの職員が参集できず人員の絶対的不足が生ずるおそれがあることから、引き続き災害時応援協定の締結を推進するとともに、他自治体や関係機関・団体等との合同訓練を重ね連携体制を構築する。また、より円滑かつ効果的に支援人員の受入を行うため、あらかじめ受援計画を策定するなど受援体制を強化する。</p>	3-1-5	総務部
<p>○【職員の健康管理等】</p> <p>職員の身体的、精神的な疲労に対するケア体制を検討し、偏りのない動員体制を構築する。また、子育てや介護支援に必要な施設の早期復旧が困難な場合を想定し、指定避難所や庁舎内等に子育てや介護支援の場を設けることを検討する。</p>	3-1-6	総務部 各部局
<p>○【総合行政情報通信ネットワーク運用】</p> <p>災害時に県との情報通信を確保できるよう整備されている総合行政情報通信ネットワークの機能が失われないよう、システムの維持管理を徹底するとともに、平時からシステム運用方法等について習熟を図る。</p>	4-1-3	企画財務部 総務部
<p>○【通信事業者等との連携強化】</p> <p>通信設備等が不足する事態に備え、応援協定等を締結している通信事業者等と情報共有や連絡手順の確認を行うとともに、訓練を実施するなど連携強化に取り組む。</p>	4-1-5	総務部
<p>○【危険物施設の安全化対策等】</p> <p>石油・ガス等の危険物施設に対し、耐震性強化を指導し、自主防災体制や防災資機材の整備促進、立入検査の強化等により出火及び流出防止を図り、各施設管理者による安全化対策を推進する。</p>	5-2-1 7-2-3 7-4-1	消防局
<p>○【復旧・復興応援体制の整備】</p> <p>道路や橋梁、インフラ施設が被災した場合、応急対応の遅れが復旧・復興の妨げとなるおそれがあるため、引き続き災害時応援協定の締結を推進するとともに、関係機関や事業者、他自治体等との合同訓練を重ね連携体制を構築する。また、より円滑かつ効果的に支援の受入を行うため、あらかじめ受援計画を策定するなど受援体制を強化する。</p>	8-2-1	総務部

1 行政機能／消防等		
推進施策	施策No.	実施主体
<p>○【ボランティア受入体制の整備】</p> <p>市社会福祉協議会と連携し、平時からボランティア組織を把握・登録するとともに、受付場所、受付要員及び活動拠点を準備し、研修会や交流の機会を提供して連携体制等のネットワークを確保するなど、ボランティア受入体制の整備を促進する。</p>	8-2-2	福祉部 社会福祉協議会
<p>○【ボランティアの育成・活動支援】</p> <p>市社会福祉協議会と連携しボランティア意識の醸成・育成を図るとともに、自治会や自主防災組織、なは市民協働大使などによるボランティア活動や、人材データバンク事業等によりボランティア活動に関心や意欲のある人材や団体が活動できる機会を増やすなど活動支援に係る取り組みを推進する。</p>	8-2-3 8-4-6	福祉部 市民文化部 社会福祉協議会
<p>○【専門ボランティア受入体制の整備】</p> <p>医療や保健、看護、介護、通訳及び被災建築物応急危険度判定等の専門的な資格や技能を有する専門ボランティアの登録、把握に努めるとともに、市社会福祉協議会や関係機関と連携し、ボランティアコーディネーターを養成するなど受入体制の整備を促進する。</p>	8-2-4	福祉部 社会福祉協議会
<p>○【地域コミュニティの活性化】</p> <p>地域コミュニティの核となる自治会の更なる活性化や校区まちづくり協議会、まちづくり活動に携わる市民活動団体の活動を支援するとともに、地域課題や生活課題、地域特性を取り入れた事業等を通し、地域コミュニティの活性化を図る取り組みを推進する。</p>	8-4-1	市民文化部
<p>○【地域で活躍する人材の育成と発掘】</p> <p>なは市民協働大学・大学院や協働大使、校区まちづくり協議会の取り組み支援などを通し、地域活動の担い手として活動実践できる人材や、まちづくりコーディネーターとして実践活動できる人材等を育成するなど取り組みを推進する。</p>	8-4-2	市民文化部

1 行政機能／消防等		
推進施策	施策No.	実施主体
<p>○【地域コミュニティの拠点づくり】</p> <p>地域コミュニティによる「共助」の機能を十分に活かすためには、地域コミュニティの拠点が必要であることから、地域学校連携施設や公民館などを、地域の人々や団体等をつなぐ最も身近な地域コミュニティの拠点とし、施設の整備・充実に推進する。</p>	8-4-3	生涯学習部
<p>○【地域安全対策の推進】</p> <p>被災地による治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れることがないように、地域の安全は地域で守るという防犯意識のもと、市民、事業者、警察、防犯協会などと連携を強化し、県民総ぐるみで実施されている「ちゅらさん運動」の推進と自主防犯組織の発足や防犯パトロール等の防犯活動を積極的に推進する。</p>	8-4-9	市民文化部
<p>○【応急危険度判定の実施体制の整備】</p> <p>被災した住宅や宅地の危険度判定を迅速かつ的確に実施できるように、被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士認定制度の周知を図り、登録・育成を推進するとともに、県及び近隣市町村や関係団体等との応援協力体制の確保や、判定用備品類を整備、訓練を行うなど実施体制を整備する。</p>	8-6-1	まちなみ共創部
<p>○【災害時「住」対策実施体制の整備】</p> <p>県及び近隣市町村や関係団体等との応援協力体制を構築し、人材確保及び資機材を広域かつ大量に調達できるよう体制を整備する。また、あらかじめ災害時住宅供給促進計画の策定や、オープンスペース台帳等を作成のうえ仮設住宅候補地を検討するなど実施体制を整備する。</p>	8-6-2	まちなみ共創部
<p>○【災害救助法等の運用体制の整備】</p> <p>罹災証明の発行体制や災害救助法、被災者生活再建支援法の適用基準、運用要領を把握し、運用方法等に関するマニュアル等を作成のうえ訓練や研修等を通し習熟を図るなど運用体制を整備する。</p>	8-6-5	福祉部 総務部

1 行政機能／消防等		
推進施策	施策No.	実施主体
<p>○【復興体制の整備】</p> <p>都市基盤復興、市民生活再建、経済復興など市民生活すべてに亘る分野において円滑かつ迅速な復興を図るため、災害復興基本計画を作成するなど復興体制を整備する。また、復興計画の作成に当たっては、男女共同参画の視点到留意するとともに、高齢者や障がい者、子ども、外国人等の要配慮者、男女等の多様な避難者の視点やニーズに配慮し、復興対策を検討する。</p>	8-6-7	総務部

2 住宅・都市		
推進施策	施策No.	実施主体
<p>○【住宅・建築物の耐震化等】</p> <p>住宅・建築物やブロック塀の倒壊等による被害を軽減するため、那覇市耐震改修促進計画における目標を踏まえ、耐震診断及び耐震化の促進を図るとともに、耐用年数を超えた建築物や老朽化した建築物等については個別の建替えを適切に指導するなど耐震化を促進する。併せて、ブロック塀を生垣へ移行するなど危険性除去を促進する。</p>	<p>1-1-1</p> <p>8-1-3</p> <p>8-6-3</p>	<p>まちなみ共創部</p>
<p>○【多数の者が利用する建築物の耐震化等】</p> <p>多数の者が利用する建築物の倒壊などによる人的被害等を防止するため、「那覇市耐震改修促進計画」における目標を踏まえ、耐震診断及び耐震化の促進を図るとともに、本市所有の公共建築物は、防災拠点となるため率先して耐震化を推進する。また、天井、外装、ブロック塀の危険性除去を促進する。特定既存耐震不適格建築物については、その所有者に対し必要な指導、助言を積極的に行い、耐震化を促進する。</p>	<p>1-1-2</p>	<p>まちなみ共創部 各部局</p>
<p>○【家具の転倒防止策等の促進】</p> <p>家具等の転倒や落下、窓ガラスの飛散等による被害を軽減・防止するため、地域や学校、職場等での防災講話や研修会等を通し、屋内の安全空間確保の重要性を周知し、家具転倒防止や窓ガラス落下防止策等の取り組みを促進する。</p>	<p>1-1-3</p>	<p>総務部</p>
<p>○【宅地の耐震化推進】</p> <p>地震等による滑動崩壊の被害を防止するため、大規模盛土造成宅地の位置や規模、安全性を把握するため、大規模盛土造成地の変動予測調査を行い、市民へ適切な情報提供を行う。</p>	<p>1-1-4</p>	<p>まちなみ共創部</p>
<p>○【市営住宅環境の整備】</p> <p>地震等による被害の軽減を図り、入居者の安全を確保できるよう、那覇市市営住宅ストック総合活用計画に基づき、老朽化の著しい市営住宅を建替え、建替えや廃止計画のない市営住宅については長寿命化を図るための改修工事等を行う。</p>	<p>1-1-8</p>	<p>まちなみ共創部</p>
<p>○【空家対策】</p> <p>那覇市空家等対策推進計画に基づく空家等対策事業により、特定空家等の解消及び空家の防止策など空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施する。</p>	<p>1-1-11</p>	<p>まちなみ共創部</p>

2 住宅・都市		
推進施策	施策No.	実施主体
<p>○【市街地の整備促進】</p> <p>密集住宅市街地において火災延焼を防ぐため建築物の耐震・不燃化を促進するとともに、市街地再開発事業などによる土地の高度利用及び都市基盤の整備による都市機能の更新を促進する。また、延焼遮断帯の整備及び避難場所・避難経路、オープンスペースを確保するなど、災害に強い市街地形成を推進する。</p>	1-2-2 7-1-2	まちなみ共創部
<p>○【帰宅困難者支援対策の整備】</p> <p>一斉帰宅による危険防止について周知し、事業所や学校等における施設内待機や、大規模集客施設等における利用者保護を推進するよう啓発する。また、一時滞在施設や災害時帰宅支援ステーション、帰宅困難者への飲料水、食料、簡易トイレ等の支援に関する協定締結を推進するなど支援体制を強化する。</p>	2-3-1	経済観光部 総務部
<p>○【緑を活かしたインフラ整備】</p> <p>緑の基本計画に基づき、緑地の保全及び緑化の推進に関する施策を計画的に推進し、緑の防災・減災機能を多面的に活かしたまちづくりを推進する。また、指定緊急避難場所となる公園・緑地等の安全性向上や防災機能の強化を図る。</p>	7-1-5	都市みらい部

3 保健医療・福祉		
推進施策	施策No.	実施主体
<p>○【救急医療体制の充実・強化】</p> <p>災害時に迅速な救急医療活動を実施できるよう、医師会や災害派遣医療チーム (DMAT)、災害派遣精神医療チーム (DPAT)、災害時健康危機管理チーム (DHEAT) 等の医療救護チーム等や医療ボランティアの派遣要請及び受入調整等の体制を整備する。また、広域災害緊急医療情報システム (EMIS) の操作等の研修・訓練を推進する。</p>	2-4-1	健康部
<p>○【地域災害医療本部体制の整備】</p> <p>保健所は地域災害医療本部の役割を担うため、医師会等との連携を強化し、災害時マニュアルの作成や研修、訓練を重ね、また、災害拠点病院や地域災害医療コーディネーター等と円滑に連携できるよう、災害時の保健医療体制を整備する。</p>	2-4-2	健康部
<p>○【救急医薬品・医療資機材等の整備】</p> <p>災害時において救急医薬品・医療資機材等が不足する事態を想定し、医療機関等での備蓄確保に加え、医薬品販売業者、市内薬局、薬剤師会等との協力体制を確保するなど調達体制を整備する。</p>	2-4-4	健康部
<p>○【後方医療体制の確立】</p> <p>被災地内の医療救護体制では対応が困難な事態を想定し、県・関係市町村と連携のもと、後方支援医療ネットワークを強化し、重傷者等の救命対策として、自衛隊や海上保安庁等と連携したヘリコプターによる傷病者搬送体制を整備する。</p>	2-4-5	健康部 消防局
<p>○【地域医療の充実】</p> <p>災害拠点病院等が機能麻痺する事態を想定し、地域医療の充実や救急医療体制の充実・強化を継続できるよう市立病院の建て替えに取り組み、地域医療支援病院として地域の医療機関との連携による役割分担、機能分化を推進し、地域医療の充実・強化を図る。</p>	2-4-6	健康部

3 保健医療・福祉		
推進施策	施策No.	実施主体
<p>○【疫病、感染症を考慮した整備】</p> <p>疫病・感染症の発生及びまん延を防ぐため、平時から予防接種を促進するとともに、被災地における感染症の早期把握、市民への適切な情報提供及びまん延防止に向けた体制を整備する。</p>	2-5-1	健康部
<p>○【感染症用品・医薬品・医療資機材等の整備】</p> <p>疫病、感染症等の対策用品や救急医薬品・医療資機材等が不足する事態を想定し、マスクや消毒液、防護服等の備蓄に加え、流通在庫備蓄の活用や、医薬品販売業者、市内薬局、薬剤師会等との協力体制を確保する。</p>	2-5-3	健康部
<p>○【健康危機管理体制の整備】</p> <p>疫病、感染症等の発生とまん延を防止するため、市民や関係団体等に感染症等に関する正しい知識の普及・啓発を行うとともに、相談・検査体制の充実を図る。また、那覇市健康危機管理対策連絡会議等を開催し、健康危機管理について関係団体と連携を図り、訓練等を実施する。</p>	2-5-2	健康部
<p>○【保健医療活動体制の整備】</p> <p>環境変化のストレスや医療保健サービスの中断等により健康状態や病状の悪化を招くおそれがあるため、被災者の健康状態や要配慮者の避難及び療養状況等を的確に把握し、保健指導や巡回ケアなど保健医療サービスを速やかに提供できるよう体制を整備する。また、県や医師会、医療機関等と連携を強化し、災害時マニュアルの作成や研修、訓練を重ねるとともに、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）等の受援体制を整備する。</p>	2-6-5	健康部
<p>○【要配慮者支援体制の整備】</p> <p>福祉避難所として利用可能な施設と福祉避難所協定の締結を推進し、関係事業者等と協定を締結するなどして災害時に人的及び物的支援を得られるよう体制を整備する。また、市社会福祉協議会やボランティア団体と連携を図り、避難所の様態に応じ対応できるボランティア派遣体制を構築するとともに、自主防災組織や地域・在宅介護支援センター、支援団体等と連携し、要配慮者支援に係る相互応援体制を整備する。</p>	2-4-7 2-6-3	福祉部

3 保健医療・福祉		
推進施策	施策No.	実施主体
<p>○【要配慮者利用施設の避難確保計画作成】</p> <p>浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内を主とした要配慮者利用施設において、利用者等の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、施設管理者等による避難確保計画の作成及び避難訓練の実施など取り組みの支援を促進する。</p>	<p>1-3-7</p> <p>1-4-7</p>	<p>総務部</p>
<p>○【避難行動要支援者への支援体制の整備】</p> <p>災害時において自ら避難することが困難な高齢者、障がい者等の避難行動要支援者について、逃げ遅れ等による被害を防止するため、平時より避難行動要支援者名簿を活用し、要支援者の実態把握に努めるとともに、関係団体と連携を図り、一人一人の避難行動要支援者に対し避難支援者を定める等、具体的な個別避難計画の策定の取り組みを推進する。</p>	<p>1-3-8</p> <p>1-4-5</p> <p>4-1-6</p> <p>8-4-7</p>	<p>福祉部</p>

4 ライフライン・情報通信		
推進施策	施策No.	実施主体
<p>○【水道施設の耐震化対策等】</p> <p>那覇市水道施設更新（耐震化）基本計画に基づき、計画的・効率的な水道施設の更新を行う。また、更新に当たっては、国の指針による耐震設計・施工及び液状化対策、保守点検、配水池・ポンプ場の耐震性強化を促進する。</p>	2-1-6 5-1-7 6-1-4	上下水道局
<p>○【水資源の有効活用】</p> <p>上水道施設の被災に備え、貯水施設等の整備し、飲料以外の生活用水等として、河川や湧き水等の自然水利やプール、再生水を活用するなど多様な給水源を確保する。また、応急給水活動に必要なポリタンク、給水タンク、給水袋、可搬型発電機等給水用資機材を整備するとともに、災害時応援協定等を推進するなど協力体制を確立する。</p>	2-1-7 6-1-5	上下水道局 総務部
<p>○【下水道施設の整備】</p> <p>既存の下水道施設については、ストックマネジメント計画に基づき計画的かつ効率的な改築に取り組むとともに、マンホール浮上対策や管口可とう化等の耐震対策を行う。また、未普及地域等への新たな施設についても耐震対策を考慮した整備とする。</p>	2-6-8 6-1-6 6-2-1	上下水道局 県
<p>○【マンホール浮上対策】</p> <p>老朽管路の耐震化に併せマンホール浮上対策を計画的に実施するとともに、液状化による管路の土砂流入対策及び迅速な機能復旧方策を検討する。また、上下水道局危機管理計画等に基づき、訓練・研修の充実を図り、地震時にも対応できる応急復旧体制を整備する。</p>	8-3-2	上下水道局
<p>○【電力施設の整備】</p> <p>電柱の倒壊や電線切断など電力施設に被害が発生し、広域かつ長期に亘る停電が発生する事態に備え、関係機関と連携し、耐震設計発電・変電施設、送電設備等の耐震化対策や電線の地中化を促進するとともに、電気による二次的災害を防止するため関係機関との連携体制を整備する。また、現場情報を迅速に収集・共有する体制を整備し、被害状況や復旧の見通しなど市民に対し適切な情報発信を行えるよう体制を整備する。</p>	2-1-8 6-1-2 5-1-8	関係機関

4 ライフライン・情報通信		
推進施策	施策No.	実施主体
<p>○【ガス・燃料施設の整備】</p> <p>都市ガスや高圧ガス設備の被害やガス漏洩、燃料流出等の二次災害の発生を防止するため、災害時における連携協力、情報共有など必要な体制整備を図るとともに、迅速な復旧を行えるよう施設の耐震化対策や設備等の耐災環境の整備を推進する。</p>	<p>2-1-9</p> <p>5-1-8</p> <p>6-1-3</p>	<p>関係機関</p>
<p>○【正確な情報発信体制の整備（風評被害対策）】</p> <p>観光客の減少等により観光産業へ重大な影響を及ぼすおそれがある観光危機の発生に備え、国内外に正確な情報を発信し風評被害等を防ぐため、報道や SNS 等における観光産業に影響を与えるおそれのある情報について注視し、必要に応じ、県や関係団体と連携してホームページや SNS 等を活用して正確な情報を公表できるよう情報発信体制を整備する。</p>	<p>8-7-2</p>	<p>経済観光部</p>

5 産業・経済		
推進施策	施策No.	実施主体
<p>○【事業継続体制の強化】</p> <p>各関係団体に対し、事業継続計画（BCP）策定の必要性について普及啓発し、その策定等を促進・支援する。また、各関係団体は、事業継続マネジメント（BCM）の取り組みを通じて発災時の事業継続体制を確保できるよう努める。</p>	<p>2-1-10</p> <p>5-1-1</p> <p>8-7-1</p>	各事業者
<p>○【民間活力導入推進】</p> <p>災害対応において限られた資源を最大限に活用するため、国土強靱化の取り組みに対する民間事業者の資金、人材、技術、ノウハウ等を活用する各種手法を検討し、民間活力の導入を推進する。</p>	8-7-7	企画財務部
<p>○【オープンデータ等の活用推進】</p> <p>被害情報をはじめとする災害対応や地域経済社会の再建等に必要な情報を迅速に収集・提供・共有することができるよう、産学民官による協議会等によりビッグデータやオープンデータの活用について協議し、情報の一元的提供等の取り組みを推進する。</p>	8-7-8	企画財務部 各部局

6 交通・物流		
推進施策	施策No.	実施主体
<p>○【無電柱化等の推進】</p> <p>電柱の倒壊による人的被害、緊急車両の通行や避難に必要な道路の交通遮断を防止するため、那覇市無電柱化推進計画に基づき、市街地等における道路無電柱化を推進するとともに、倒壊した電柱の早期撤去・復旧に係る事業者等との情報共有及び連携体制を強化する。</p>	1-1-9 5-1-5 6-3-3	都市みらい部
<p>○【交通施設等の安全確保対策】</p> <p>地震によるバス停留所上屋の倒壊等による人的被害やバス機能停止等の被害を防止するため、老朽化したバス停留所上屋など施設の状況に応じて改修・整備を行うとともに、強烈な日差しや風雨を避けることができるよう施設を整備するなど、バス交通の安全確保対策を推進する。</p>	1-1-10 7-1-4	都市みらい部
<p>○【狭あい道路整備】</p> <p>狭あい道路の整備促進計画を策定し、狭あい道路の解消に向けた拡幅整備を促進し、適切な道路幅員の確保を図る。また、市内全域の狭あい道路の位置、後退線等を明確化するため、後退済標識や後退線表示板等を交付し、現場表示を徹底するとともに、助成事業を活用して拡幅整備への支援を図る。</p>	1-2-3	まちなみ共創部
<p>○【災害に強い道路網の整備】</p> <p>都市計画道路等の主要幹線道路の整備を促進するとともに、計画的に市道の新設改良等を行い、防災・景観等にも配慮した環境整備に努める。また、県指定の緊急輸送道路と市の防災拠点をつなぐ市道、防災拠点同士をつなぐ市道を市の緊急輸送道路と指定し、必要な整備を推進する。</p>	2-1-3 5-1-2 6-3-1	都市みらい部
<p>○【橋梁の整備】</p> <p>本市が管理する橋梁については、「長寿命化修繕計画」における修繕計画に基づき効率的・効果的な予防保全を図りながら、老朽化と劣化の進行が危惧されている整備優先度の高い橋梁から計画的に整備する。</p>	2-1-4 5-1-3 6-1-8 6-3-4	都市みらい部

6 交通・物流		
推進施策	施策No.	実施主体
<p>○【道路啓開体制の整備】</p> <p>地震や津波等による瓦礫や倒壊・落下物、事故車両を排除するなど迅速な道路啓開により、災害時の緊急輸送路としての機能を確保できるよう、重機や車両移動機器類の道路啓開用資機材の確保体制を整備する。</p>	2-1-5 5-1-4 6-3-2	都市みらい部
<p>○【航空輸送体制の整備】</p> <p>空中からの救出・救護や緊急輸送等を迅速に行うため、臨時ヘリポート（新都心公園多目的広場等）を維持・活用し、自衛隊や警察、海上保安庁等と連携して空中輸送を円滑に図ることができるよう航空輸送体制を整備する。また、災害時に使用可能なヘリポートの検討や、物資投下が可能な場所の選定、整備に努めるなど、空中の緊急輸送が円滑に行えるよう取組みを推進する。</p>	2-2-6	総務部 都市みらい部 まちなみ共創部
<p>○【緊急輸送機能の確保】</p> <p>帰宅困難者が帰宅するために必要な交通インフラを早期に復旧するため、国や県、関係機関等と連携し、災害に強い道路網、空港、港湾等の整備を推進するとともに、災害時応援協定を活用するなどして代替輸送手段の確保体制を整備する。</p>	2-3-3	総務部 経済観光部 都市みらい部 那覇港管理組合
<p>○【モノレールインフラ等の整備】</p> <p>モノレールインフラ等の保守点検及び定期検査を実施し、予防的修繕を計画的かつ効率的に行い施設の延命かを図る。また、旅客集中による混乱の予防や緊急輸送機能の確保など関係事業者間等における連携体制の強化を促進する。</p>	2-3-4	都市みらい部
<p>○【緊急輸送機能の確保（物流）】</p> <p>物流継続に必要な交通インフラを早期に復旧するため、国や県、関係機関等と連携し、災害に強い道路網、空港、港湾等の整備を推進するとともに、災害時応援協定を活用するなどして代替輸送手段の確保体制を整備する。</p>	5-3-3 6-1-7	総務部 企画財務部 都市みらい部 那覇港管理組合

6 交通・物流		
推進施策	施策No.	実施主体
<p>○【関係機関相互の連携体制の強化】</p> <p>地域交通ネットワークを形成する国・県・市の各道路管理者、橋梁管理者、警察その他関係機関相互に情報交換を行い、道路啓開手順や迂回路の設定等を事前に検討するなど連携・協力体制を強化する。</p>	6-3-5	都市みらい部 総務部
<p>○【都市交通体制の環境整備】</p> <p>慢性的な交通渋滞を緩和するため、平時から自動車に頼り過ぎない暮らしの推進を図るとともに、手段、経路、時間の分散を軸とした交通需要マネジメントに取り組み、バスやモノレール、次世代型路面電車システム（LRT）などの公共交通ネットワークを軸とした多様な移動手段が利用可能な社会構造とするための環境整備を推進する。</p>	6-3-7 8-4-8	都市みらい部
<p>○【沿線・沿道の整備】</p> <p>幹線道路の沿線・沿道については、消防・救援活動を円滑に行うため、老朽建築物の耐震化を進めるとともに、延焼遮断帯としての街路樹の整備や、無電柱化により安全な道路空間を確保するなど整備を推進する。</p>	7-1-6	都市みらい部
<p>○【空港・港湾の機能保全】</p> <p>空路や港湾、漁港施設は、航空・海上交通ルートによる避難、救助及び輸送を行う上で極めて重要な役割を果たすため、災害によって大きな機能麻痺を生じないように、関係機関と連携して取り組みを促進する。</p>	1-3-4 5-1-6 7-2-2 8-7-3	国 県 那覇港管理組合
<p>○【港湾施設の機能強化】</p> <p>物流拠点の形成に必要な港湾機能の強化を図るため、空港やふ頭間を結ぶ臨港道路や、防波堤・耐震岸壁等の港湾施設の整備を促進し、また、那覇港総合物流センターや背後地の整備を推進することにより、国際流通港湾としての機能強化に関係機関と連携して取り組みを促進する。</p>	5-2-3 8-7-4	那覇港管理組合

7 農林水産		
推進施策	施策No.	実施主体
<p>○【漁業関連施設の環境整備】</p> <p>漁業生産の安定化の向上、漁業関連施設の老朽化対策や機能強化するための漁港・漁業施設の整備、衛生管理設備等の整備に取り組みとともに、本市水産業の拠点である泊漁港及び泊いゆまち一帯の再整備の実施に向け、国や県等と連携し取り組みを推進する。</p>	5-3-1 8-7-5	経済観光部
<p>○【農業の基盤強化】</p> <p>農業振興事業、農業次世代人材投資事業等を通し、農業基盤強化及び振興・育成を図るとともに、農業と交流する機会を通し、本市農業への理解を深め、安全安心な農産物の普及促進に努める。</p>	5-3-2 8-7-6	経済観光部

8 国土保全／土地利用		
推進施策	施策No.	実施主体
<p>○【地籍調査】</p> <p>災害発生後の復旧・復興を円滑に行うためには、土地境界等を明確にした現地復元能力のある地籍図等を整備する必要があることから、地籍調査を計画的に推進する。</p>	6-3-6 8-3-4 8-6-4	まちなみ共創部
<p>○【水門の効果的な管理運用】</p> <p>水門管理者等と連携を図りながら、津波到達前に水門等を確実に閉鎖するため、水門管理者に対し、操作を自動化・電動化するなど操作従事者の安全確保を最優先とする効果的な管理運用を支援する。</p>	1-3-9	県 上下水道局
<p>○【海岸堤防等の老朽化対策】</p> <p>津波や高潮等により海岸や河川堤防等の被害を防止するため、関係行政機関等と連携を図り、計画的に地震・津波対策を行うとともに長寿命化を図り老朽化対策を推進する。</p>	1-3-10 7-2-1 8-3-1	国 県 那覇港管理組合

8 国土保全／土地利用		
推進施策	施策No.	実施主体
<p>○【河川対策】</p> <p>市内の二級河川の安謝川、安里川、国場川水系では、大雨時に河川氾濫などが発生しており、外水氾濫など深刻な被害が発生するおそれがある。河川の断面不足などに起因する浸水被害の軽減を図るため、二級河川の安謝川、安里川、国場川水系の河川管理者の県に対し、河川整備の推進について要望を継続する。</p>	1-4-2	県 上下水道局
<p>○【ダム施設の防災対策】</p> <p>ダム施設の損壊・機能不全による二次災害を防ぐため、金城ダム管理者の県と連携し、ダム施設の計画的な更新・修繕及び老朽化・長寿命化対策を実施する。</p>	7-3-1	県 管理所
<p>○【ダム洪水調整機能との連携】</p> <p>台風や大雨に伴うダムの放流情報を確実に伝達できるよう、ダム管理者等と情報伝達訓練を継続的に実施し、相互連携により情報共有及び情報伝達体制を整備する。</p>	7-3-2	県 管理所 総務部
<p>○【砂防関連施設の整備・保全】</p> <p>土砂災害の被害を防止するため、砂防関連施設等のハード整備について県と連携して実施し、また、砂防関連施設の機能不全による二次災害の発生を回避するため、老朽化した施設等について県と連携して老朽化・長寿命化対策を実施する。</p>	7-3-3	県

9 環境		
推進施策	施策No.	実施主体
<p>○【公衆衛生対策等実施体制の整備】</p> <p>大量の公衆衛生対策事案を迅速かつ効果的に処理するため、近隣市町村との相互応援協力体制を整備し、関係機関・関連業者・団体等に対し災害時の人員や資機材等の確保等の応援協力体制を整備する。</p>	2-6-6	環境部
<p>○【し尿処理体制の整備】</p> <p>避難所等の仮設トイレのし尿処分を迅速かつ適切に行うことができるよう、し尿処理施設を適正に維持管理、長寿命化するとともに「災害時処理・処分計画」を策定し、収集処理体制を整備する。</p>	2-6-7 6-2-5	環境部
<p>○【再生可能エネルギー等の普及】</p> <p>平時から化石燃料への依存度を減らし、太陽光発電や太陽熱利用設備など再生可能エネルギー等の利用を促進する。防災拠点となる公共施設等においては、太陽光発電や蓄電池、コージェネレーションシステムなど多様な非常用電源の整備を推進する。</p>	6-1-1	環境部
<p>○【浄化槽施設の整備】</p> <p>汚水未普及地域等については、単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進する。また、浄化槽の管理者に対し、浄化槽の清掃、保守点検及び法廷検査の受検等、適正な維持管理について関係機関と連携して周知・啓発を図る。</p>	6-2-2	環境部
<p>○【災害廃棄物処理体制の整備】</p> <p>大量に発生する災害廃棄物に対して迅速かつ適切に対応するため、仮置場の配置や災害廃棄物の処理方法等を具体化した「災害廃棄物処理計画」を策定するとともに、計画の実行性の向上を図るため、訓練や教育による人材育成、事業所・他自治体等と応援協力体制を構築するなど、災害廃棄物処理体制を整備する。</p>	6-2-3 8-1-1	環境部

9 環境		
推進施策	施策No.	実施主体
<p>○【ごみ処理体制の整備】</p> <p>中間処理施設、リサイクル施設、最終処分場などのごみ処理施設について、日常の適正運転管理と定期点検による適切な整備や修繕を行い、概ね 10 年から 15 年ごとに基幹的設備改良事業等を実施して施設の長寿命化を図るとともに、事業所・他自治体と応援協力体制を構築するなど、ごみ処理体制を整備する。</p>	6-2-4 8-1-2	環境部
<p>○【アスベスト飛散防止対策】</p> <p>災害に伴う倒壊建築物等からのアスベスト飛散により、環境汚染や健康被害など二次被害が発生するおそれがあるため、平成 18 年以前に建設された建築物のアスベスト含有調査及び飛散防止工事の普及・啓発を継続して実施し、既存建築物のアスベスト飛散の事前防止策を促進する。</p>	7-4-2	環境部
<p>○【PCB 廃棄物等の処理対策】</p> <p>PCB 廃棄物等の漏えい等により、環境汚染や健康被害など二次被害が発生するおそれがあるため、掘り起こし調査により PCB 廃棄物等の保管事業所を把握し、PCB 廃棄物等の適正保管及び期限内の適正処分を指導するなど、PDB 廃棄物等の漏えい等の事前防止策を促進する。</p>	7-4-3	環境部
<p>○【土壌汚染対策の推進】</p> <p>有害化学物質の流出により、環境汚染や健康被害など二次被害が発生するおそれがあるため、平時から有害化学物質による土壌汚染や地下水汚染の状況を調査し、情報を公開するとともに、有害物質使用特定施設等に対しては、これらの適正管理及び汚染土壌の適正処理等を指導するなど有害化学物質の流出の事前防災対策を推進する。</p>	7-4-4	環境部

10 伝統・文化		
推進施策	施策No.	実施主体
<p>○【文化財の保全】</p> <p>指定文化財等を災害の被害から守り、確実に保存し後世へ継承できるよう、利用者の安全や防災面に配慮して保全・整備を推進するとともに、保存活用計画を策定し、その保存活用を促進する。</p>	8-5-1	市民文化部
<p>○【被災文化財等の修理・修復体制整備】</p> <p>被災文化財の修理・修復等が円滑に行われるよう、文化財の保存記録（アーカイブ）を推進し、修理・修復に係る技術の伝承を図るとともに、復旧・復興時における埋蔵文化財を含めた文化財の紛失、破損、滅失等が発生しないよう体制を整備する。</p>	8-5-2	市民文化部
<p>○【博物館等の展示物・収蔵物の保全】</p> <p>博物館等における展示公開や収蔵方法等を定期的に点検し、転倒や落下による破損防止対策や防火対策など保全に必要な事前措置を実施する。また、関係機関と連携した防災訓練の実施や、展示・収蔵施設の耐震化や防火対策を推進する。</p>	8-5-3	市民文化部
<p>○【歴史・文化を生かしたまちづくり】</p> <p>文化財の衰退・損失を防ぐためには、それを継承する人や地域団体等の果たす役割が重要であることから、市民や地域での文化財の啓発と理解を深めるため、展示会や解説会、講演会、埋蔵文化財等の現地説明会等による普及活動を推進する。また、学校における学習活動との連携や、市民等が積極的に参加・創造する事業、伝統芸能公演等の鑑賞事業を実施するなど伝統文化の普及・継承・発展につなげる取り組みを推進する。</p>	8-5-4	市民文化部

3 横断的分野

脆弱性評価結果を踏まえた施策の推進施策について、横断的分野別に整理する。

1 リスクコミュニケーション		
推進施策	施策No.	実施主体
<p>○【自助・近助・共助による防災体制の強化】</p> <p>自助・近助・共助による取り組みが機能し被害の拡大を防止することを目的とし、地域での防災講話や訓練・研修等を通して防災意識及び知識の向上を図り、地域の防災に関する人材の育成に努めるなど地域防災力の強化を図る。また、「地区防災計画」や「マイ・タイムライン」等の作成を促進するなど地域防災力を高める取り組みを推進する。</p>	1-2-6 4-1-7 8-4-4	総務部
<p>○【防災訓練・防災教育等の推進】</p> <p>災害から自らの危険を回避し、迅速な避難に繋げるためには、保育・学校・社会教育、地域などあらゆる場面において、日頃から身を守る行動の取り方等について継続的に防災訓練や防災教育を重ねる必要がある。</p>	1-2-7 1-3-11 1-4-8	総務部 学校教育部 生涯学習課 こどもみらい部
<p>○【津波避難対策等の啓発】</p> <p>迅速な避難により被害を防止するため、多言語避難誘導看板や防災マップ等の整備を進め、地域での防災講話や訓練、研修会等を通して、津波災害警戒区域や緊急避難場所、ハザードマップ、津波に対する対処方法等について周知徹底する。また、夜間や要配慮者・観光客など多様な事態における安全避難に配慮した避難標識、海拔表示、防災マップ等を整備する。</p>	1-3-2	総務部
<p>○【避難対策等の推進】</p> <p>自治会や学校など地域での防災講話や訓練、研修会等を通して、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域、緊急避難場所、ハザードマップなど洪水・浸水害、土砂災害に対する対処方法等について周知徹底する。</p>	1-4-4	総務部
<p>○【事業者等との連携強化】</p> <p>島嶼県であり他県からも遠隔地に位置し、国や他自治体からの広域応援の到着に時間を要する可能性があることから、既に応援協定等を締結している事業者等との連携を強化するとともに、新たな協定締結の推進に取り組む。また、他自治体との相互応援による広域的支援体制の強化を推進する。</p>	2-1-2	総務部 各部局

1 リスクコミュニケーション		
推進施策	施策No.	実施主体
<p>○【ボランティアの育成・活動支援】</p> <p>市社会福祉協議会と連携しボランティア意識の醸成・育成を図るとともに、自治会や自主防災組織、なは市民協働大使などによるボランティア活動や、人材データバンク事業等によりボランティア活動に関心や意欲のある人材や団体が活動できる機会を増やすなど活動支援に係る取り組みを推進する。</p>	<p>8-2-3</p> <p>8-4-6</p>	<p>福祉部</p> <p>市民文化部</p> <p>社会福祉協議会</p>
<p>○【地域コミュニティの活性化】</p> <p>地域コミュニティの核となる自治会の更なる活性化や校区まちづくり協議会、まちづくり活動に携わる市民活動団体の活動を支援するとともに、地域課題や生活課題、地域特性を取り入れた事業等を通し、地域コミュニティの活性化を図る取り組みを推進する。</p>	<p>8-4-1</p> <p>8-4-6</p>	<p>市民文化部</p>
<p>○【地域で活躍する人材の育成と発掘】</p> <p>なは市民協働大学・大学院や協働大使、校区まちづくり協議会の取り組み支援などを通し、地域活動の担い手として活動実践できる人材や、まちづくりコーディネーターとして実践活動できる人材等を育成するなど取り組みを推進する。</p>	<p>8-4-2</p>	<p>市民文化部</p>
<p>○【要配慮者支援体制の整備】</p> <p>福祉避難所として利用可能な施設と福祉避難所協定の締結を推進し、関係事業者等と協定を締結するなどして災害時に人的及び物的支援を得られるよう体制を整備する。また、市社会福祉協議会やボランティア団体と連携を図り、避難所の様態に応じ対応できるボランティア派遣体制を構築するとともに、自主防災組織や地域・在宅介護支援センター、支援団体等と連携し、要配慮者支援に係る相互応援体制を整備する。</p>	<p>2-4-7</p> <p>2-6-3</p>	<p>福祉部</p>

2 老朽化対策		
推進施策	施策No.	実施主体
<p>○【教育保育施設の補修・整備等】</p> <p>教育保育施設は、幼児・児童生徒等の学習・生活の場であり、避難拠点としての役割も担っていることから、老朽化した全ての校舎や屋内運動場等の耐震化に向け、年次的な改築事業の推進に加え、既存校舎の耐震改修（耐震補強）事業も並行して取り組みを推進する。また、教育保育施設の安全性を確保するため、ブロック塀は撤去してフェンス設置等を行うとともに、老朽化した擁壁や遊具等を修繕、撤去及び新設するなど整備を推進する。</p>	1-1-5	生涯学習部 こどもみらい部
<p>○【学校施設の長寿命化対策】</p> <p>学校施設の耐久性の向上を図るため、校舎等の外壁の全面塗装工事を行うなど老朽化を抑制するとともに、「学校施設等の長寿命化計画」に基づき、効率的・効果的な維持管理に努め、学校施設に求められる機能・性能の確保との両立を図る取り組みを推進する。</p>	1-1-6	生涯学習部
<p>○【社会教育施設の整備・長寿命化対策等】</p> <p>社会教育施設の安全性を確保するため、地震に対する耐震性の確保や老朽化する施設を予防保全により維持管理するとともに、「社会教育施設長寿命化計画」に基づき、効率的・効果的に施設の長寿命化を図り、社会情勢の変化やニーズの多様化に配慮した、施設の維持管理・更新等を着実に推進する。</p>	1-1-7	生涯学習部
<p>○【防災拠点施設等の耐災害性の確保】</p> <p>防災拠点となる庁舎や消防署、保健所、避難所など公共施設等の被災による行政機能の大幅な低下を防ぐため、計画的に施設の耐震化、長寿命化を図り、非常用電源や燃料、非常用情報通信設備の整備、必要物資の備蓄など耐災害性の確保を図る。</p>	2-2-1 3-1-1	各部局
<p>○【住宅・建築物の耐震化等】</p> <p>住宅・建築物やブロック塀の倒壊等による被害を軽減するため、那覇市耐震改修促進計画における目標を踏まえ、耐震診断及び耐震化の促進を図るとともに、耐用年数を超えた建築物や老朽化した建築物等については個別の建替えを適切に指導するなど耐震化を促進する。併せて、ブロック塀を生垣へ移行するなど危険性除去を促進する。</p>	1-1-1 8-1-3 8-6-3	まちなみ共創部

2 老朽化対策		
推進施策	施策No.	実施主体
<p>○【多数の者が利用する建築物の耐震化等】</p> <p>多数の者が利用する建築物の倒壊などによる人的被害等を防止するため、「那覇市耐震改修促進計画」における目標を踏まえ、耐震診断及び耐震化の促進を図るとともに、本市所有の公共建築物は、防災拠点となるため率先して耐震化を推進する。また、天井、外装、ブロック塀の危険性除去を促進する。特定既存耐震不適格建築物については、その所有者に対し必要な指導、助言を積極的に行い、耐震化を促進する。</p>	1-1-2	まちなみ共創部 各部署
<p>○【宅地の耐震化推進】</p> <p>地震等による滑動崩壊の被害を防止するため、大規模盛土造成宅地の位置や規模、安全性を把握するため、大規模盛土造成地の変動予測調査を行い、市民へ適切な情報提供を行う。</p>	1-1-4	まちなみ共創部
<p>○【水道施設の耐震化対策等】</p> <p>那覇市水道施設更新（耐震化）基本計画に基づき、計画的・効率的な水道施設の更新を行う。さらに、更新に当たっては、国の指針による耐震設計・施工及び液状化対策、保守点検、配水池・ポンプ場の耐震性強化を促進する。</p>	2-1-6 5-1-7 6-1-4	上下水道局
<p>○【下水道施設の整備】</p> <p>既存の下水道施設については、ストックマネジメント計画に基づき計画的かつ効率的な改築に取り組むとともに、マンホール浮上対策や管口可とう化等の耐震対策を行う。また、未普及地域等への新たな施設についても耐震対策を考慮した整備とする。</p>	2-6-8 6-1-6 6-2-1	上下水道局 県
<p>○【交通施設等の安全確保対策】</p> <p>地震によるバス停留所上屋の倒壊等による人的被害やバス機能停止等の被害を防止するため、老朽化したバス停留所上屋など施設の状況に応じて改修・整備を行うとともに、強烈な日差しや風雨を避けることができるよう施設を整備するなど、バス交通の安全確保対策を推進する。</p>	1-1-10 7-1-4	都市みらい部
<p>○【橋梁の整備】</p> <p>本市が管理する橋梁については、「長寿命化修繕計画」における修繕計画に基づき効率的・効果的な予防保全を図りながら、老朽化と劣化の進行が危惧されている整備優先度の高い橋梁から計画的に整備する。</p>	2-1-4 5-1-3 6-1-8 6-3-4	都市みらい部

2 老朽化対策		
推進施策	施策No.	実施主体
<p>○【沿線・沿道の整備】</p> <p>幹線道路の沿線・沿道については、消防・救援活動を円滑に行うため、老朽建築物の耐震化を進めるとともに、延焼遮断帯としての街路樹の整備や、無電柱化により安全な道路空間を確保するなど整備を推進する。</p>	7-1-6	都市みらい部
<p>○【海岸堤防等の老朽化対策】</p> <p>津波や高潮等により海岸や河川堤防等の被害を防止するため、関係行政機関等と連携を図り、計画的に地震・津波対策を行うとともに長寿命化を図り老朽化対策を推進する。</p>	1-3-10 7-2-1 8-3-1	国 県 那覇港管理組合
<p>○【ダム施設の防災対策】</p> <p>ダム施設の損壊・機能不全による二次災害を防ぐため、金城ダム管理者の県と連携し、ダム施設の計画的な更新・修繕及び老朽化・長寿命化対策を実施する。</p>	7-3-1	県 管理所
<p>○【砂防関連施設の整備・保全】</p> <p>土砂災害の被害を防止するため、砂防関連施設等のハード整備について県と連携して実施し、また、砂防関連施設の機能不全による二次災害の発生を回避するため、老朽化した施設等について県と連携して老朽化・長寿命化対策を実施する。</p>	7-3-3	県
<p>○【ごみ処理体制の整備】</p> <p>中間処理施設、リサイクル施設、最終処分場などのごみ処理施設について、日常の適正運転管理と定期点検による適切な整備や修繕を行い、概ね10年から15年ごとに基幹的設備改良事業等を実施して施設の長寿命化を図るとともに、事業所・他自治体と応援協力体制を構築するなど、ごみ処理体制を整備する。</p>	6-2-4 8-1-2	環境部

第5章 推進施策等の重点化と計画の推進

第1節 推進施策等の重点化

脆弱性評価と推進施策に基づき各施策を推進するに当たり、限られた資源で効率的・効果的に地域強靱化を推進するため、第4章で設定した29の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するための施策群をプログラムとして整理し、プログラム単位で施策の重点化を図ることとする。

これらプログラムに係る施策は全てが重要なものであるが、本市で発生するおそれがある災害や被害想定等を勘案しつつ、「影響の大きさ」、「地域強靱化に資する緊急性や効果の大きさ」、「市の役割の大きさ」等を踏まえ、次のとおり18の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」に係るプログラムを重点化するものとして選定する。

【重点化プログラムに係る「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」】

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
Ⅰ. 人命の保護が最大限図られる	1 直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による死傷者の発生
		1-3	広域にわたる大規模津波等による死傷者の発生
		1-4	台風や豪雨等に伴う突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水や大規模な土砂災害等による死傷者の発生
Ⅱ. 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される	2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
		2-2	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート、エネルギー供給の途絶等による医療・福祉機能の麻痺
		2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
Ⅲ. 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化	3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	本市の施設及び職員等の被災による行政機能の大幅な低下
		4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1
Ⅳ. 迅速な復旧復興	5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	エネルギー供給停止、断水等、サプライチェーンの寸断等による、地域経済活動への影響
		5-3	食料等の安定供給の停滞
Ⅳ. 迅速な復旧復興	6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	ライフライン（電気、ガス、石油、上下水道等）の長期間にわたる機能の停止
		6-3	市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
Ⅳ. 迅速な復旧復興	7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生、沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
		8 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-4
Ⅳ. 迅速な復旧復興	8 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-5	貴重な文化財や環境的資産、歴史的景観の喪失、有形・無形の文化の衰退・損失

第2節 関連計画等の必要な見直し

本計画は、本計画以外の地域強靱化に関する市の計画等の指針となるべきものであり、概ね5年ごとに計画全体を見直すこととする。また、本計画を基本として、地域強靱化に係る市の他の計画等について毎年度の施策及び事業の進捗状況等により必要に応じて計画内容の修正の検討及びそれを踏まえた所要の修正を行うこととする。

第3節 本計画の進捗管理と不断の見直し

本計画は、副市長を会長とし、各部局長からなる委員で組織する「那覇市国土強靱化地域計画検討推進会議」を中心とした全庁部局横断的な体制のもと、第4章で設定した29の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避できるよう、地域強靱化に係る関連計画等について必要に応じ見直しを図りながら様々な施策を展開していくものである。

また、脆弱性評価の結果を踏まえて推進施策を立て、各部局連携のもとで施策を実行していくことが極めて重要であり、その際、施策の進捗等に応じて本計画を見直していく必要がある。

このため、各施策を実施するとともに、施策及び事業の進捗状況を把握等し、施策等の点検・評価を行い、その結果に応じて計画の見直し・改善を行う、**企画（Plan）**・**実施（Do）**・**評価（Check）**・**改善（Action）**のPDCAサイクルを確立し、計画の効果的な推進を図る。

また、社会経済情勢の変化や各施策の推進状況等を考慮し、「第5次那覇市総合計画」をはじめとする本市の各計画等との整合を勘案しつつ、必要に応じて施策や個別事業等の追加や計画の見直しを行うものとする。

那覇市国土強靱化地域計画

発 行 令和3年2月

編集発行 総務部 防災危機管理課

電話番号 098-861-1102 F A X 098-862-0614

E-mail BOUSAI@city.naha.lg.jp